

令和3年12月8日開会

令和3年12月16日閉会

令和3年第7回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和3年第7回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 12月8日(水)から12月16日(木)までの9日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	12月 8日	水	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 7 請願の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	12月 9日	木	午前9時	休 会 (本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会視察研修 特別委員会終了後
第3日	12月10日	金	午前9時	休 会 (本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	12月11日	土		休 会
第5日	12月12日	日		休 会
第6日	12月13日	月		休 会
第7日	12月14日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	12月15日	水		休 会
第9日	12月16日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和3年第7回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月 8日 (水)	1
◎第 7 日 12月14日 (火)	35
◎第 9 日 12月16日 (木)	75

令和3年第7回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和3年12月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年12月8日 午前9時00分開会 午後2時57分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 草加 信義	副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸	民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之	危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均	まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦	生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一	都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃	総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右	教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	1 番 尾崎智美 2 番 太田啓補
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	承認第 8 号 専決処分（令和 3 年度和気町一般会計補正予算第 4 号）の承認を求めることについて	承認
日程第 5	議案第 9 6 号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	委員会付託
日程第 6	議案第 9 7 号 和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	委員会付託
日程第 7	議案第 9 8 号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	委員会付託
	議案第 9 9 号 和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 0 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 1 号 和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 8	議案第 1 0 2 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 5 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 3 号 令和 3 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 4 号 令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 5 号 令和 3 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 6 号 令和 3 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 7 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 8 号 令和 3 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 9 号 令和 3 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第110号 令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第111号 令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	委員会付託
日程第9	議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託
日程第10	請願第5号 消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる 請願	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第7回和気町議会定例会を開会します。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をいたしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は御出席を控えていただくようお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 尾崎智美君及び2番 太田啓補君を指名します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る11月30日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る11月30日午前9時から3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席のもと、令和3年第7回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日12月8日から12月16日までの9日間に決定いたしました。

今定例会に提案されます案件は、承認1件、条例4件、補正予算10件、その他3件及び請願1件であります。

日程につきましては、第1日目、本日議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

なお、一般質問の通告期限は、本日の正午までとなっております。

第2日目、12月9日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会視察研修として、本年7月にオープンいたしましたボートレースチケットショップ岡山わけの現地視察を行います。また、視察研修終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、12月10日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催し、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目、第5日目、第6日目は、休会といたします。

第7日目、12月14日は、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第8日目、12月15日は、一般質問の予備日としております。

第9日目、12月16日は、午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。なお、本会議終了後に議員人権啓発研修会を開催いたしますので、皆さん御参加ください。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月16日までの9日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりであります。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和3年第7回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜り大変御苦労さまでございます。

それでは、令和3年第6回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、8月から9月の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の期間には、町内の公共施設の利用制限を行わせていただきまして、広報車や告知放送、庁舎への懸垂幕の掲揚など、啓発に取り組んでまいりましたが、9月30日をもってまん延防止等重点措置が解除となったことから、公共施設の利用制限を解除いたしまして、現在は通常どおりの運営を行っております。ただし、施設の利用形態や行事の内容によっては、収容人数の2分の1までという人数制限は継続いたしておりますので、感染状況を見ながら、慎重に行事の実施等を判断し、感染防止対策を徹底した上で徐々に従前の活動を取り戻していく必要があると考えておるところでございます。感染状況は全国的に落ち着いている状況ではありますが、町内では9月議会以降新たに3名の感染が確認されまして、昨日までに35名の方の感染が確認されております。また、現在、南アフリカを中心に新たな変異株、オミクロン株が確認されるなどまだまだ予断を許さない状況であると考えるところでございます。今後も、感染の再拡大を防ぐために、マスクの着用、手指消毒、3密回避など、基本的な感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。

次に、ワクチンの接種状況についてでございますが、町内の12歳以上の全対象者のうち1回目の接種が終わった方が、11月30日現在で86.3%、2回目の接種が終わった方が84.9%となっております。11月上旬でおおむね希望者への接種が完了している状況ではございますが、今後も新たに12歳を迎える児童や未接種の方の接種機会を確保するために、規模を縮小した形で接種を継続いたしております。

また、12月1日からは3回目の追加接種が始まっております。対象は18歳以上で2回目接種完了後おおむね8か月経過後の方となっております。先行の医療従事者が12月から、一般の高齢者の接種が2月から始まる予定となっております。極力早い時期に実施ができるようにと計画いたしておるところでございます。12月接種対象者の39名には11月18日に接種券を発送いたしておまして、今後も月ごとに接種券を発送する予定にいたしております。3回目の追加接種がスムーズに進みますように、県や医療機関と連携し事業を進めてまいります。

国の新型コロナウイルス経済対策の一つである子育て世帯臨時特別給付金でございますが、18歳以下の子供へ10万円の給付をするもので、そのうちの5万円を現金で支給するものでございますが、申請不要の中学生までの児童1,105人につきましては、明後日10日に支給する予定でございます。また、申請が必要な高校生等につきましては、申請書をお送りし、申請をいただき次第速やかに支給できるようにしております。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございますが、2学期は各校・園の行事等を中心とした様々な教育活動を行っております。10月までは、感染拡大防止のための規制が厳しい中、予定どおりに実施できないものもありましたが、内容や実施方法を工夫いたしまして、子供たちの成長につなげることができたと聞いております。今年度は多くの校外行事、園外保育も実施されまして、学校・園にも少しずつ日常が戻ってきているところでございます。今後、第6波の到来も懸念される所ですが、教育委員会と連携いたしまして、子供たちの心身の健康に留意しながら適切に対応を進めてまいります。

次に、10月2日、3日の両日、岡山県内各地を舞台とした日本最大規模のクラシックカーラリー「ベッキオ・バンビーノ」が開催されまして、初日には益原多目的公園と和気鶴飼谷温泉を中継地点といたしまして、約60台のクラシックカーやスポーツカーが集い、多くの見学者でにぎわいました。

次に、キッズパークについてでございますが、10月14日には伊原木岡山県知事が視察に来られました。新しく移転した子育て支援センターと子どもひろばを見学され、訪れていた利用者や交流するなど、町の子育て環境について熱心に意見交換を行いました。知事からは、キッズパークだけでなく、交通公園などの屋外遊具も併せて一体的な利用ができる施設であるなど、称賛のお言葉をいただいたところでございます。

次に、10月22日に、ヤマト運輸株式会社とドローン輸送に関する連携協定を締結いたしました。超高齢化社会が抱える大きな課題である地域医療体制の維持や地域間格差の解消を目的といたしまして、ヤマト運輸が実施するドローンを活用した医薬品輸送の実現可能性を検証する実験の地元との調整に対する支援をさせていただいており、12月6日に実験がスタートいたしました。

次に、11月3日から、和気町中央公民館、学び館「サエスタ」などを会場に和気町文化祭を開催いたしました。昨年度は、新型コロナウイルスの影響から中止となりましたが、多数の作品展示、舞台発表を行いました。

次に、11月5日、旧田ヶ原橋車道橋撤去に先立ちまして、撤去工事安全祈願祭並びに閉通式が開催されまして、地元関係者や地元区民、和気にこにこ園の園児と渡り納めを行いました。この車道橋は、昭和35年に竣工し、本年で61年経過いたしました。長期にわたり、地域の皆様の生活道として、また和気町の東西の主要道路、県道岡山赤穂線として利用してまいりましたが、このたび新田ヶ原橋が完成したことによりまして、本年度をもちまして役目を終えることになりました。

次に、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済の活性化のため、町内の加盟店で使えるプレミアム付商品券を11月8日から販売いたしております。この商品券は、額面6,000円分を3,000円で販売するもので、本年9月22日時点において、本町の住民基本台帳に登録されている方が購入対象となっております。11月末時点での販売数は、対象者1万3,719人に対して9,706冊となっており、率といたしましては70.7%となっております。多くの方に購入いただき、町内での消費拡大につなげてまいりたいと思っておりますので、使用期限である来年1月末まで引き続き販売のPRに努めてまいります。

次に、朝日住宅売却に係る公募型プロポーザルの結果についてでございますが、戸建て住宅地分譲地を整備することで周辺の良い住環境を維持し、若者世代の移住・定住の促進を図ることを目的に、11月12日に提案事業の審査会を開催いたしました。本審査会には共同企業体1団体からの事業提案がありました。プロポーザル審査基準に基づきまして、事業計画、地域貢献、事業実績等を勘案いたしまして、優先交渉権者を決定いたしました。今後、和気町といたしましても、契約の締結に向けた協議を進めてまいります。今回御提案いただいた戸建て住宅地分譲地の整備が進んでいくことで、和気町への若者世代の移住・定住の促進に寄与するものと考えて

おります。

次に、11月14日、塩田地区の健康づくりウォーキングに出席いたしました。46名の参加で、紅葉した山並みをウォーキングいたしました。

次に、11月17日、令和3年度のドローン物流等検証実験の出発式を開催いたしました。内閣府の補助事業の3年目に当たる今年度は、これまでの内容に加えまして塩田地区、昭和地区方面などへの新規ルートの配送や害獣対策センシング等の実験を行う予定となっております。

次に、11月20日、文化庁と連携した音楽活性化事業として、マリimba奏者の浜まゆみさん、ピアニストの中川賢一さんをお招きいたしまして、学び館「サエスタ」でコンサートを開催いたしました。コンサート前の3日間では、町内の小・中学校を訪問し、プロの演奏を通じて音楽の楽しさに触れる貴重な体験事業も行いました。

また、同日、駅前のイルミネーション点灯式に出席いたしました。9年にわたり実施してきている事業ですが、年々デザインも変わり、地域と生徒・児童の協働によるすばらしいイルミネーションが来年1月10日まで点灯することになっております。

次に、移住推進につきまして、新型コロナウイルスの感染が落ち着き、緊急事態宣言解除後、和気町を訪れる移住希望者の動きが活発になっております。また、都市部へのプロモーションとして11月22日から12月5日の2週間、東京山手線の車両につり広告800枚を掲示いたしました。コロナ禍で延期いたしておりました東京、大阪への移住観光キャラバン隊派遣は早期に実施するよう計画いたしております。空き家の掘り起こしにつきましては、職員が地域を回り、地域と連携しながら、活用できる物件の確保に努めている状況でございます。

次に、11月24日、岡山弁護士会と町が相互に協力し、災害発生時に被災者支援のために行う弁護士による法律相談業務などを迅速かつ円滑に行うことを目的に、災害時における法律相談業務等に関する協定を締結いたしました。

次に、11月25日、和気清麻呂公顕彰事業審査委員会を開催いたしまして、現在進めております和気清麻呂の漫画本の内容について協議いたしました。来年3月に完成を予定いたしておまして、その後町内の小学校において学習に活かしていきます。

次に、第2次総合計画にも記載いたしております森林資源の木質バイオマスの活用に係る取組につきまして、11月29日、日笠上地内の山林において、広葉樹に係る伐採方法、伐採コスト等を検証する試験伐採を実施いたしました。総面積の76%が山林である本町において、未利用資源である木質バイオマスの有効活用は、地球温暖化の防止や雇用の創出、鳥獣被害の軽減などが期待できる取組であると考えておまして、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、12月3日、災害発生時の長時間停電などの際に、PHEV車両や電気自動車を貸与していただき、避難所や社会福祉施設などで給電活動を行うことを目的に、三菱自動車工業株式会社及び西日本三菱自動車販売株式会社と、災害時における電動車両等の支援に関する協定を締結いたしました。

次に、12月4日、人権尊重のまちづくり推進大会を開催いたしました。21世紀は人権の世紀と言われ、また和気町も人権尊重のまちづくりを目指し、様々な啓発や研修を進めてまいりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会を中止いたしました。2年ぶりの開催となりまして、人権作品優秀作品の表彰式に続き、記念講演としてハンセン病をテーマにしたドキュメンタリー映画を上映いたしまして、学びの深い大会となりました。

現在、全国的にも新型コロナウイルス感染症が収束傾向にある中、新たな変異株であるオミクロン株については未解明な点も多く、感染の再拡大も懸念をされておるところでございます。引き続き県とも連携を取りまして、感染拡大防止の取組を徹底してまいりたいと考えておるところでございます。非常に厳しい状況が続いてお

りますが、町民の皆様の生活をお守りするべく、職員一丸となって取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、承認第8号専決処分(令和3年度和気町一般会計補正予算第4号)の承認を求めることについてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案いたしております承認1件につきまして提案理由を説明いたします。

承認第8号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしており、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号の専決処分した令和3年度和気町一般会計補正予算第4号の承認を求めることについてでございますが、この補正は既定の予算に8,741万4,000円を追加し、予算の総額を83億5,148万6,000円とするものでございます。内容は、子育て世帯の生活支援特別給付金の支給に係る経費を追加したものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(山本泰正君) 次に、承認第8号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野均君) 承認第8号説明した。

○議長(山本泰正君) これから承認第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) それでは、教えてください。

今回、5万円分の子育て特別給付金が行われるということで、1,732人というふうに財政課長のほうから説明がございました。

先ほどの町長の諸般の報告の中で、18歳以下の5万円現金対象者が1,105人というふうに言われたように聞いたんですが、そこでそごが出てますので、8,660万円計算すると1,732人ということになります。その点について、そここのところの人数の違いを教えてください。

それからもう一点、子育て関連では、この5万円プラスクーポン券がまた出るということで、今回の専決とは関係ないんですけど、その点がどうなるのか分かれば少し教えていただきたいというふうに思いますのと、9ページの参考資料で、(注1)で、扶養親族等が児童2名と年収103万円以下という説明があるんですが、このこの説明を私理解ができないので、どのようなことなのかということを含めて御説明いただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 失礼いたします。

まず、人数の差でございますが、先ほど町長の挨拶にありましたのは、この12月10日に振込をする予定の対象者数でございます。1,105人ということでございます。

今回、臨時特別給付金の対象となる方についてでございますが、18歳の児童までということでお伝えをさせてもらってます。そのうち児童手当を受給している方、中学生までの方につきましては、既に口座が町のほうで

分かりますので、その1, 105人について12月10日に給付をするというものでございます。17歳以上の高校生それから公務員につきましては、町のほうで口座等が把握できておりませんので、そこについては後ほど申請書を送っていただいて給付をするということでございます。年内をめどに給付をする予定でございます。

それから、順番が前後いたしますが、先ほどの9ページでございます。扶養親族等が児童2名と年収103万円ということでございますが、こちらにつきましては児童手当の本則給付の例でございます。一般的な家庭の場合でございますが、御本人とそれから配偶者とお子さん2人の家庭の場合だと960万円の収入が上限になるということでございます。ですから、お子さん、扶養の数が変わってくると年収の目安もまた変わってくるということで、一般的な金額をお伝えしたということでございます。

それから最後、10万円のうち残りの5万円のクーポンについてでございますが、こちらにつきましては、先日国のほうからの説明会の中では原則クーポンということでございますが、まだ国のほうで正式にどういった形で給付するのができるかということもいろいろ状況によって変わってくると思いますので、一番速やかにかつ効果的な方法でできることを内部でも検討してまいりたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 分かりました。

それでは、対象者は1,732人ということで、あとその残りの方々は申請をしていただいてということで、ここで言ういわゆるプッシュ型ということではなくて、申請書ということになるんですけど、申請をしていただくということになるんでしょうけど、またきちっと告知をして、年内にはできるようにしてあげていただけたらというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいか。

（2番 太田啓補君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第8号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第8号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第8号専決処分（令和3年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は、原案のとおり承認されました。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、議案第96号岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山

県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第96号につきまして提案理由を説明いたします。

議案第96号の岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが、地方公務員等共済組合法の適用拡大により、新たに岡山県市町村職員共済組合の組合員となる非常勤職員等について、岡山県市町村総合事務組合の福利厚生事業の適用対象とするため、当組合の規約に定める共同処理する事務について変更の必要が生じたものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第96号の細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第96号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第96号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） おおむね賛成なんですけれど、今までは、今の説明のように会計年度職員及びパート職員についての健康保険は協会けんぽ、それから年金は厚生年金に入っていたということでございます。それが、共済で言う短期共済と長期共済がありますが、協会けんぽについては短期共済というふうな形で市町村共済、短期共済に加入できると。厚生年金については引き続き厚生年金で、長期共済については入れないという形に変わるということでございますね。

あとは、給付というのがどういうところか分からないんですが、今は何ていうんですか、名前が変わってますね、サンピーチって言うんですか、そういうところが利用できるとか、そういう給付があるんですかね。私はちょっと昔、学校の非常勤職員で産休先生とかをやったことがあって、当時は国民年金と国保に入らざるを得なく、今はもうそれも協会けんぽと厚生年金なんかがあって非常に状況はよくなっているようでございますけど、これで市町村の分も一歩前進すると思うんですけど、ほかの給付というか、健康保険の事業以外にもまたいろいろ給付があるのかなと思いますんで、もしそれが分かれば教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

地方公務員共済につきましては、当然医療給付につきましては従前の協会けんぽのときとそれほど内容には違いはないというふうに考えております。

それと、先ほど申されました福祉事業の部分でございます。健診でありますとか、あるいは一部共済が運営しております施設利用に対する助成、こういったものは市町村共済のほうの福祉事業として実施をされるものというふうに考えております。

これとは別に、今回岡山県総合事務組合の福利厚生事業として考えておりますのは、成人病健診に対する補助金でありますとか、あるいは共済組合が運営する宿泊施設のみでなくて、一般に通常の民間の宿泊施設、こういったところを利用したときの助成である保養施設利用補助制度と、こういったような事業給付が対象になってくるという予定でございます。

（8番 西中純一君「分かりました。ありがとうございました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第96号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第96号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第96号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、議案第97号和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第97号につきまして提案理由を説明いたします。

議案第97号の和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、佐伯地域が過疎地域として公示されたことを受け、国等の財政支援措置を活用し、計画的かつ効果的な過疎対策を実施するため、新たに和気町過疎地域持続的発展市町村計画を策定することについて議会の議決を求めますのでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第97号の細部説明を求めます。

総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 議案第97号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第97号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） まだ詳細には見ていないんで、ちょろちょろっと見た範囲での感想なんですけれど、今の現状の町の動きと若干反対のことが書いてあって、ちょっと理解が。これはこういうものかなという気持ちもあるんですけど。

例えば41ページに公営住宅というのがあるんです。それを見ますと、町営住宅改修及び再編、米沢、父井、若草、長楽、塩田というふうに書いてあるんですが、再編というのはどっちとも取れるんでいいかもしれないんですけど、老朽化した住宅については、もうこれは要らんとするたらちょっと語弊があるかもしれないけど、改修はあまりしたくないような表現がどこかで出てたというふうな気持ちがあるんですが、いわゆる分譲宅地をつくるのか、そういう中でそういう話がどうもあったやに思うんです。その辺でちょっとそごがあるように思うんですけど、その辺の考え方。

もう一か所、50ページ。これは教育委員会管轄ですが、中学校給食施設です、教育の振興のところ。佐伯学校給食共同調理場改修というふうに書いてあるんですが、今までの流れだと、エアコンが故障し大変な状況になっている、あるいは食洗機がかなり老朽化しているにもかかわらず、すぐにそれを改修しようというふうなことについてはちょっと後ろ向きのように今の執行部の状況は思うんですが、ここはこういう改修をするというふうに書いてある。これもちょっとそごがあるんですけど、その辺のことというのは、これはこれでいいんでしょうかね。誰が答弁するか知りませんが、教育委員会とあと都市建設課なんですか、町長があと答えられるのか、誰か知りませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

議員御指摘の公営住宅でございますが、あくまでもここの部分で改修、再編というふうには言葉がございますが、もしそのようなことになったときに対応を過疎債ですということに対応ができるように記載しております。また、過去にもそのようなことがあったため、そのまま継続して記載させていただきとるということで、方向転換等をしたときに、それに対応するということで記載させていただきとるわけでございます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

学校給食共同調理場の関係ですが、こちらにおいても今後改修の見込みがあった場合のための記載ということで書かせていただいております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） いろいろ住宅についても議論があるわけでございますが、なるべく佐伯なら佐伯地域の特色を生かしながら、全部が全部直せというふうには言いませんけど、ある部分は改修してまた再びいいものができるとか、そういう考え方、あるいは中学校の給食施設についても、当面は中学校統合ということはまだうたわれていないわけなので、その辺も含めてなるべく改修について手をつけていただきたいというふうな希望があります。そういうふうな、過疎債を使うためにこういうものをつくってるんだろうと思います。ぜひ前向きな動きをしていただきたいなと要望を述べて、質疑を終わります。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） この計画は5年間ということでございますが、途中新しくこの中に載ってないものが出た場合は、変更が今までもあったと思うんですが、それは可能なんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

今までもあったように、その都度変更で、今は幅広く掲載しておりますけど、事業を進めていく中で変更があれば、今までどおり、今のようにならざるを得ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） よろしい。

（5番 山本 稔君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 佐伯地域といいましても、非常に差がありまして、佐伯小のあたりはまだ若い世代もおりますし、子供もおりますが、奥塩田のほうですとか、北山方とか南山方のほうはもう非常に高齢化が特に進んでおりまして、小さいお子さんもいらっしやらないような感じです。

そういう中で、計画されておられるんかもしれませんが、私も言葉を選ばないといけないとは思いますが、いい例えかどうかは分かりませんが、人間も元気なのに急に病気で亡くなったりとか事故で死んだりするのは非常に悲しいことですが、もう高齢になって寿命を迎えて穏やかに死を迎えるというのはそれほど不幸なことではないと思いますので、町も同じように、もう人口が極端に減少しているところは一生懸命そこに人を呼び込もうとかということをするのではなくて、もちろん最後に1人おられる方まで住民サービスは徹底しておくべきなんですけど、徐々に減って集落がなくなっていくというのはもうそれも仕方がないというか、自然なことではないかなと思いますので、そのあたりめり張りをつけてくれたらいいかなというふうな思っております。そのあたりのことに関して意見があれば、お願ひします。

○議長（山本泰正君） 尾崎君、この提案に若干どうかという問題もありますので、執行部のほうも苦慮されとるようです。

（1番 尾崎智美君「じゃあ、そういう考えもあるということでお伝えしておきます」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第97号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第97号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第97号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、議案第98号から議案第101号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第98号から議案第101号までの4議案につきまして提案理由を説明いたします。

まず、議案第98号の行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、総務省発出の地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてをはじめ、国や県において押印廃止に向けた取組がなされる中、本町においても行政手続の簡素化を図るため、原則押印廃止とすることとし、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第99号の和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する過疎指定地域における税制上の特例措置について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第100号の和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国保会計の財源不足が見込まれることから、岡山県の示す標準的な保険税率を基に税率等を改正するものです。併せて、法令改正による未就学児童の国保税均等割額の軽減措置の導入や字句・条ずれ等の修正を行うものでございます。

次に、議案第101号の和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、新たに整備した宮田分譲宅地に関する記述、建築業者等にも分譲可能とする特別区分譲、譲渡者の選定に関する規定を追加するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第98号から議案第101号までの4件、順次細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第98号説明した。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 議案第99号・議案第100号説明した。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第101号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第98号から議案第101号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第98号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第99号和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第100号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 33ページなんですけれども、第3条の見出しです。これで語句の修正がされているということで、現行では「所得割額」という語句が「基礎課税額の所得割」ということに語句が変わるということで、単純な質問なんですけど、例えば第6条の見出しだとか第8条の見出しについては、これは語句の修正がされてなくて、なぜこの3条だけなのかというのを疑問に思いましたので、そこを教えてください。

あと、全体的に感じているんですが、この保険税の引上げなんですけども、なぜ改正が必要なのかということも思っています。先ほど岡本課長のほうで、県の示した算定基準で改定をしたいということなんですけれども、やっぱりこの根拠が我々議員にはこれだけの資料では計り知れないんです、分からないわけです。議員としてこの改定に賛成していいものか悪いものなのかということが、その根拠が、もう資料も何もないんで、分からない。運営協議会なんかはされているんでしょうけども、そこに参加してない議員の方は恐らく分からないんじゃないかなというふうに思います。その運営協議会なんかにも議員として傍聴させていただきたいということも言っても、そういう前例はないというようなことで傍聴もかかないませんし、私としては判断材料がないんです。根拠をもう少し示していただきたいというふうに思います。この参考資料を見ると、今回は後期高齢者支援金だとか、介護納付金の税率が高くなっているんです。①の夫が40歳、妻が40歳無職、子供2人の4人世帯のこの税額を見ると、300万円の所得で6万1,900円も保険料が上がるという、非常にこれは負担が大きいのではないかなというふうに思います。また、②の65歳以上の夫婦2人世帯の額でも3万100円上がるということで、非常に収入が少ない方は、本当にこれ御苦労されるのではないかなというふうに思います。確かに和気町は医療費が県内で一番高い。そして、そういう割でも税額が24位というふうに先ほど説明にもございましたけれども、もう少し根拠を示していただきたいということのこの2つを御答弁よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 3条の見出し、「国民健康保険の被保険者に係るの所得割」が「国民健康保険の被保険者に係る基本課税額の所得割」に改正されて、第8条、「所得割」の前に「基礎課税額の」が入ってこないのかということですが、後期高齢者支援金につきまして、また、介護納付金につきましては、個人にかかってくるものですので、ここでは言葉は入ってこないというように、今回の改正には出てきておりません。

（町長 草加信義君「常任委員会で参考資料を出す」の声あり）

資料を委員会のほうへ提出させていただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

国保税の改定でございますけど、国民健康保険は独立採算制でございます、国民健康保険税と国の交付金と、それをもって運営していくというのが原則でございます。その中で、現在の見通しをみますと、今年度基金といたしておりました5,800万円余りを全額入れていくということで、令和3年度は繰越しが5,800万円程度はできるだろうというふうに考えております。また、令和4年度については、現行税率のままでいきますと3,000万円程度の繰越しができるわけですけど、令和5年度になると1,000万円を超える収支の赤字が見込まれる。また、令和6年度には6,000万円程度の赤字になるというふうなことが見込まれております。そうしますと、令和5年度に国保税を上げるということになれば、また次の年の令和6年度も大幅な引上げをしていかないといけないというふうに考えております。ですので、令和4年度から国保税を改定し、できるだけ上げ幅を縮小しながら2年間程度の安定財政を見込んでいくというような形で今回提案をさせていただいております。

資料につきましては、先ほど税務課長が言いましたように、また委員会のほうへ提出をさせていただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 先ほどの答弁ですが、太田議員は厚生産業常任委員会なので、これは総務文教常任委員会付託になるんで、委員会のほうへ出してもらっても意味がないということになりますんで、答弁を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 岡本部長のほうで答弁いただいたんですが、ここで改正をして来年の4月になるんですかね、保険税を上げるというふうになると、2年間は大丈夫だろうというような感じのことで、確かに独立採算制ということではありますけれども、非常に国保のほうの負担が大きくなるなど。ほんなら、3年後にはまた引上げがあるのかなというようなことを一般の町民の方は思われるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、それぞれ負担はしていただかなければならないということの受益者負担ということはもう当然当たり前のことでありますけれども、全体的に医療費がかからないような方策をいろいろ御検討をいただきたいというふうに、そこは1点要望を含めてよろしくお願ひしたいと思います。答弁はもういいです。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 同僚議員が言われたこと、私も同感ですので、ぜひ資料を全員に配っていただくようによろしくお願ひします。

それから、私国保の運営協議会に出席して取りまとめをする役割があるんですが、その中でも、税額をこのとおり上げても令和6年度から赤字になるんだというふうな形ではあるんですけど、いわゆる国保税そのものが非常に社会保険、協会けんぽと比べて非常に高いと。それから、個人割があるということで、今回子供の平等割を半額にするとかということも出て、それは結構なことなんですけれど、だから、そういうことで、都道府県知事からこの国保の都道府県化というときに、1,700億円でしたか、3,000億円でしたか、どっちやったかな、補助を出せというふうなことで、若干それは国も考えてはくれたんですけど、なかなかそれがすぐにはそのことが保険税に即反映して安くなるというふうなものにはなっていないということで、非常に国保の運営は厳しいものがあるわけでございます。市町村によっては、岡山市とか倉敷市については、いまだに法定外繰入れ

ということをやりながら、自営業者等の保険料負担が増えないように努力しているということで、今年度は5,000万円ほど基金があったので、それによって値上げしなかったということなんですけども、これからの町政の考え方として、これは平成21年に上げてから13年目ぶりぐらいに上げるというふうなことなんですけれども、なるべく一般会計から繰入れしてでもなるべく事業者やそういう方の保険料が上がらないように私はやるべきもんじゃないかなというふうに思います。例えば温泉会計では1億6,000万円も一般会計から繰入れすると——これは特別な事情があったわけですけど——そういうことをやっている中で国保についてはそういうことはしないんだという考えのようでございますけれど、今後の国保に対する考え方というか、これをやってもまたすぐに令和6年度からは上げにやいけんというふうなことなんですけれど、その辺の町長のお考えをお伺いできたらありがたいと思いますけど、今後の考え方です。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 国保税については県下統一したんですから、国保税についても統一してほしいということをおも再三知事に対してお願いをした経緯があるんですが、考えてみりゃあ、統一したら今度は和気町の負担分が余計多くなるんかなと、そういうこともあるんです。ですから、あまり大きな声をしてそれはもう言わんようにしたほうがええなと私は思いよんですけど。いずれにせよ医療費については岡山県でもウーストワンで一番高くつく。しかも、被保険者は25%ですから、国民健康保険の被保険者は、そういう状況の中で運営するのに5,000万円ほど基金が今まであったんです。それを投入して、上げずに今までやってきたから、何とか運営してこれたんですけど、今回は納付金が決まるんですから、県から、これだけのものを出せと言われるんですから、それだけのものを出していこうとすれば、もう上げさせていただかざるを得んと。もう一般会計からの繰入れも、物によったら繰入れをしちやいけんという規制もあるんですから、ですからそこら辺のことも御理解をいただいて、町民の皆さん方の御負担が少しでも少なくなるような運営努力はしないといけないと思っています。特に健康体操をしていただくとか、そういうことも考慮に入れながら運営をしていきたい。特に健康手帳を皆さんに配布して、議員、福岡へ行ったあれをぜひやろうと今用意をしていますから、そのあたりから医療費の削減につなげていこうという考え方でやっていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 確かに健康づくりということが大変重要で、今後ともこれから健康手帳を新たにつくって、それから健診の率を上げようと。国の標準でいくと60%まで特定健診なんかはしなさいと。そしたら、ある程度国も援助してあげますよというふうな考え方があるようなので、そのことは賛成なんですけれど。ただ、この国保事業というのはいわゆる厚生年金とか普通の会社の社員に対して自営業者は非常に不利であると、事業主負担ができないということで、市町村が国保にして社会保障としての国民皆保険にしようという考え方で戦後から出発しているわけなんで、ぜひそういう考え方でなるべく上がらないような努力を今後ともお願いしたいというふうに思いますが、そういう意見だけ言わせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第101号和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） これは、言われたように、宮田団地において今度分譲宅地を造成して、これを分譲していくと。そのときに、建築業者に一旦譲り渡して、それをまた譲渡を認めるということで、そのことに対する規制なんですけど、一つは今どこの市町村でも結構やっていることなのかということが一点と、この分譲する当該宅地が町が分譲する部分を上回ってはならないというふうなことは書いてあるんですけど、これはどういうふう

うな形でこれから担保するのでしょうか。要するに、分譲というのはその区画ごとにするんだらうとは思いますが、入札というか、その辺の事務の流れがよく分からないので、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいなというふうに思います。

というのが、今度朝日住宅もそういうプロポーザルをして、今度は解体から分譲の工事、それから分譲そのものについてもお任せするような格好が出てくるんだらうと思うんですけど、それでその前段の改正だと思うんですけど、ぜひその辺の説明をもう一遍詳しくお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、西中議員の質問に対してお答えいたします。

まず、現状の条例であれば、和気町が分譲宅地を造成した場合に個人に分譲するような条例になっておりまして、それを今回の条例改正におきまして、建築業者にも分譲ができるように条項のほうを改正させていただいております。

全国的に同様のことを行っているかというような質問がありまして、いろいろと全国の自治体を調べてみまして、岡山県においても笠岡市のほうでこういった形で個人以外にも業者のほうに分譲しているような事例もございましたので、そういった全国の事例を参考にさせていただきながら、和気町といたしましても建築業者等にも積極的に分譲のほうを図ってまいりたいと考えております。

価格のことについて、58ページ、第4条のところ、分譲する住宅敷地の価格は町が分譲する、または分譲した当該宅地分譲価格を上回ってはならないという表記をしておりますので、仮に業者が取得して、次に町民に対して売る場合には、その価格以上の価格を設定しないように、それ以上の金額にならないように、町民が不利益を被らないように条項のほうで定めております。

最後に、議員のほうから、朝日住宅との関係ということで、朝日のことはちょっと宮田とは違うので委員会等では説明しようと思うんですけども、朝日に関しましては、もともと行政財産であったものを普通財産に切り替えまして、分譲宅地というよりも、用途廃止をした財産について普通財産として売却のほうを検討しているということで、今回の分譲宅地とは別の形で取扱いのほうをさせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ですから、一旦業者が取得をして、また再びこの分については一般の方に売買することが出てくるわけですね。それは、だから最高価格というのか、何かそういうものをこれは公示をするということになるんですか。

それと、変な話が、もう全部そこは業者が取ってしまうとかというふうなことが——全部がというのは極端ですけど——大手の業者が来るとそういうことができるんじゃないらうと思うんですけど、そういうおそれはないんですかね。その辺はどんなんですかね。2つ。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 分譲価格につきましては、最低価格というよりも、分譲価格を町のほうでお示ししまして、もし2者が応募した場合には過去の例では個人の間で抽せんというような形を取っておりますので、あくまで分譲価格をお示しするというような形で分譲のほうを考えております。

2点目の全部業者にというような話なんですけれども、町といたしましても、そちらに書いてありますとおり、特に指定する区画ということで、業者のほうでも一帯を全くとすると負担等にもなりますので、そのあたりの区画の定めについては今後検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 価格っていうのは、要するに何ぼ以上では売らないというふうな制限をまた設ける、そういうことでしょうかね。その辺がよく分かん。

○議長(山本泰正君) 財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 価格につきましては、民間等とも関係してくるんで、通常標準宅地の価格を参考に、不動産鑑定士等にもお願いして、その近辺の標準宅地から現状の宅地の状況を勘案して、坪当たりあるいは平米当たりの単価を不動産鑑定士に依頼して決定していこうというふうに考えております。

○議長(山本泰正君) 8番 西中君。

○8番(西中純一君) 要するに、全区画を条件が合えば同じ会社が取、あるいはそうじゃなくても、2つとか、少ない会社が取ってしまうということは考えられるということですよ、これだったら。じゃあないかな。その辺はどんなんですか。ちょっと危惧するものです。

○議長(山本泰正君) 町長 草加君。

○町長(草加信義君) 朝日住宅につきましては、プロポーザル方式でネットで募集して業者に来ていただきましたから、これは鑑定価格等も勘案しながら、条件はつけますよ、若い人に住んでいただく分譲住宅ということで、売却価格は鑑定価格より高く売ってもらっては困ると。そういう条件をつけて、3,500平米あるんですが、15区画やったかな……

(「18」の声あり)

18区画やっていただくと。それから、宮田は18区画ありますから、全部で、その18区画がこれちょっと広いんですけど、1区画が、なかなか全部をほんなら引き受けちゃろうというような人はもうおりません。ですけど、和気町の職員も不動産屋じゃありませんから、鑑定価格を基本にしながらこれから募集をかけていこうと。なるべく売れ残らんように早くやって、移住者等に定住していただける、そういう体制に持っていきたいということで今やっていることでございまして、そういう考え方ですから、全部買い取ってやろうというような人はなかなかいないと思いますし、そんなことはできないと思います。

(8番 西中純一君「ありがとうございました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第98号から議案第101号までの4件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第98号から議案第101号までの4件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第98号から議案第101号までの4件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(山本泰正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第8)

○議長(山本泰正君) 日程第8、議案第102号から議案第111号までの10件を一括議題とし、提出者の

説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第102号から議案第111号までの10議案につきまして提案理由を説明いたします。

まず、議案第102号の令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、既定の予算に1億1,172万円を追加し、予算の総額を84億6,320万6,000円とするもので、主な内容は、歳入においては新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る国庫支出金の追加、ふるさと納税に係る一般寄附金の追加、町債で農林水産業債、土木債、緊急自然災害防止対策事業債の追加などで、歳出では人事異動に伴う職員等給与費の補正、ふるさと応援費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予防費の追加、県営事業負担金に係る農地費の追加等を行うものでございます。

次に、議案第103号の令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算に5,278万4,000円を追加し、予算の総額を19億1,285万7,000円とするもので、主な内容は、歳入では国民健康保険税の追加、県支出金、繰入金の追加などで、歳出では総務費で人件費の追加、保険給付費で療養諸費などを追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第104号の令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、日笠診療所勘定では既定の予算に78万円を追加し、予算の総額を4,034万6,000円とするもので、令和4年1月から日笠診療所において火曜日、木曜日の診療を加えるため、歳入では診療収入を追加し、歳出では総務費に医師報酬などの追加、医業費の追加を行い、予備費で調整するものでございます。塩田診療所勘定では、予算の総額に変更はなく、歳出において総務費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第105号の令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、保険事業勘定で既定の予算から1,058万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ18億9,438万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では地域支援事業費の国・県費等及び一般会計繰入金の減額、歳出では職員の給与費等に係る減額を予備費で調整するものでございます。サービス事業勘定では、既定の予算から254万1,000円を減額し、予算総額を1,145万9,000円とするもので、主な内容は、一般会計繰入金の減額、歳出では職員給与費を減額するものでございます。

次に、議案第106号の令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算に27万5,000円を追加し、予算総額を8,111万円とするもので、主な内容は、歳入では消費税還付金を追加し、歳出では職員人件費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第107号の令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算に764万円を追加し、予算総額を9億4,170万5,000円とするもので、主な内容は、歳入では消費税還付金を追加し、歳出では職員人件費、消費税を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第108号の令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算に121万2,000円を追加し、予算総額を3億115万9,000円とするもので、主な内容は、歳入では消費税還付金を追加し、歳出では職員人件費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第109号の令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算から4,929万5,000円を減額し、予算総額を2億9,936万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では研修棟使用料の減額、雑入の追加、観光施設事業債を減額し、歳出では職員人件費の追加、需用費、公課費等を減額し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第110号の令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益

的支出において営業費用を35万6,000円減額し、予算の総額を7,077万5,000円とするもので、内容は職員人件費を減額するものでございます。

次に、議案第111号の令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的支出では営業費用350万4,000円を追加し、予算の総額を1億7,542万5,000円とするもので、内容は修繕費、職員人件費を追加するものでございます。資本的収入では、企業債を2,310万円、工事負担金を3,100万円追加し、予算の総額を1億5,354万6,000円とするものでございます。資本的支出では、建設改良費を5,410万円追加し、予算の総額を1億7,519万円とするものでございます。内容は、石生配水池増設工事の実設計業務委託料及び入田橋、衣笠地内の配水管支障移転工事費等を追加するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部・課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第102号から議案第111号までの10件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第102号説明した。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第103号・議案第104号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第105号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第106号・議案第107号・議案第108号説明した。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第109号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第110号・議案第111号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第102号から議案第111号までの10件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

まず、議案第102号令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、74ページ、総務費の目11のふるさと応援費についてです。記念品が900万円、それからふるさと納税事務手数料が279万1,000円ということなんですけど、どのような記念品だったのかということと、このふるさと納税事務手数料というのは具体的にどこかに委託をされていてしているのか、そのあたりを教えてください。

それから、79ページの衛生費の中の13の委託料、これが1,999万5,000円ですか、ワクチンの接種事業の委託料だというふうに思うんですけども、これが第3回目のワクチンの委託になるんですかね。それで、この接種事業委託料というんと接種委託料というようなことで、こういう語句を使われとんのは、どのよう

に違って、どのような使い方になるのかなというふうに、それをお願いいたします。

それから、80ページです。

80ページの目3、生ごみ処理費のことで、需用費が183万7,000円、修繕料ということで上がってるんですが、これは鹿や牛、イノシシやそういったものを処理する機械を修繕したんですかね。ちょっとよく分からない。これがどのようなものか教えてください。

それから、81ページになるんですが、これは農地費のところです。目7農地費、これの19の負担金・補助及び交付金で、県営事業負担金1,300万円、御説明では広域農道や岡山赤穂線の県営事業にお金がまだたくさん要ったんですかね。広域農道とはどこなんでしょうか。それを教えてください。

それから、82ページの商工費ですが、その目3の観光費、指定管理者の支援金1,000万円が上がってますが、今までにもかなりのそういう支援金が出ていると思うんですが、今までで総額大体どのくらい出たのかなということを教えていただければというふうに思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、太田議員から御質問いただきましたふるさと応援費のまず記念品料、それからあとふるさと納税事務手数料のことにしてお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税の記念品料でございますが、こちらにつきましては、今年予想以上に伸びを示しております、その中でも特に多いものが肉の関係、ローストビーフ等、それからあとぶどう、それから今年度際立って新しく大きくなったのがゼリーとか缶詰といった加工食品、そういったあたりのものが大数を占めております。あと、米につきましても、前年度よりも伸びを示しているという状況でございます。特に肉とぶどうで全体の寄附件数で言うと76%程度を占めるという状況でございます。金額にしますと、実際に肉とぶどうで64%というような形の金額となっております。実際にぶどうのほうは、出してくださる農家様のほうが大体固定しております、件数的には昨年度と今年度とほぼ同数、同金額程度のことになっておりますが、肉の関係につきましては、昨年度から約2.3倍程度まで増えておまして、こちらの金額が11月末現在で、令和2年度が1,800万円だったものが実際ここで令和3年度では4,000万円ということで、もう倍以上の伸びを示している。あと、ゼリーにつきましても、昨年度は途中から入ったものでほとんど少なかったんですけども、今年度は1,039件、11月末で入っております、こちら647万円ということで、こちらあたりが大きな伸びを示しているという状況で、そこらあたりものを含めまして今記念品料が不足しているというような状況ですので、補正をさせていただいているという状況でございます。

あと、ふるさと納税事務手数料につきましては、こちらは委託料というものではなくて、実際にふるさと納税をしていただく際に、例えば今CMとかでさとふるとかふるなびとか、そういったようなポータルサイトというところに商品を掲載いたします。この記念品の掲載をするその利用料というか、そういう掲載料、そういったもので、1回寄附金が入るとその分の例えば5%から十数%、サイトによって若干違うんですけども、その手数料として納めているもの、それから実際にお金の決済の手数料、そういったものが含まれているというものでございます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

議案書79ページの予防費の委託料の内容についてでございますが、こちらについては、御指摘のとおり、3回目のワクチン接種に係る費用でございます。今のところ、2回目の接種後8か月を経過したときから接種ができるということで今動いております、大体和気町におきましては1万700人程度が対象になるのではないかと考えております。

まずワクチン接種委託料840万円の内訳でございますが、こちらにつきましては、接種後の医療機関からの請求でございますが、時期の関係もございまして、12月、1月、2月に接種を行う人数でいきますと約3,160人分を見ております。そのうち、接種に対する委託料は1件当たり2,277円と、それから時間外加算ということで803円を1,500人分見ております。その合計で840万円となります。

それから、ワクチン接種事業委託料の1,159万5,000円でございますが、こちらにつきましては、接種費用以外のもの、例えばコールセンターの人を派遣する委託料であったり、あと接種券の郵送料、それからそれに係る人件費等、そちらの合計の金額でございます。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） それでは、生ごみ処理費について御説明いたします。80ページでございます。

需用費の修繕料183万7,000円ですが、これは議員がおっしゃられる鹿、イノシシの処理の機械の修繕ではございません。この修繕は、剪定枝を回収する車がございまして、その車のモーターの交換に43万3,770円、それから堆肥を製造する施設の脱臭装置のダクトの修繕に99万7,700円、それから同じく、堆肥を製造する施設のシャッターの修繕に40万5,000円を計上しておるものでございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、議員の広域農道の工事の場所はどこかという御質問でございますが、田土から岸野に抜ける工区を実施しておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

太田議員の質問で、82ページ、指定管理者支援金の1,000万円で、令和2年度で2,000万円を認めていただいたと思います。令和3年度が、既に6月の補正で1,000万円認めていただいております。昨年度は、県の事業者支援金等をロマンツェのほうでもらってございましたが、今年度は一切そういうものがないので、ここで1,000万円お認めいただいて、運営費に充てて、運営のほうに活かしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（2番 太田啓補君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（2番 太田啓補君「よろしいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 3つか4つ、質問させていただきます。

まず、歳入で71ページの一番下、土木債のところ350万円、急傾斜地崩壊対策事業充当、これは佐伯区の堅町の崩壊地の対策だということだったんですけど、それとその次の72ページに県事業負担金充当と、緊急自然災害防止対策事業債というのが900万円、72ページにあるんです。この関連が、一遍ちよっと聞いたんですけど、まだよく分からなくて、もう一度説明をお願いしたいと思うんですけど。

ほんで、要するに本久寺の周りの壁というか、コンクリで覆って、それからフェンスを建ててやっとなです。これで完了ということになってるんですかね。ほとんど五、六百メートル、1キロ近くですか、結構距離があるんじゃないかなとは思いますが、昔の商工会とか農協、あるいは昔の区長宅に土が落ちるとかいろいろあったんで、これで万全の対策ができてるんじゃないかなとは思いますが、その辺の説明もよろしく申し上げます。

それから、私は不勉強なんであれなんかもしれない、77ページの自立支援医療給付費ということで350万円、障害者福祉費の中の自立支援医療給付費ですね、下の5番の、ということで、これが透析受診が増加ということだったんですけど、透析に対して補助ということがあるんだろうと思うんですけど、これは内部障害ということになって障害者だと。それで、結構これが多いということで、これをどれぐらい今町内では受けられているのか、分かれば教えてもらいたいと思います。

それから、83ページ、道路維持工事費で1,600万円ですか、工事請負費が一番下のところに出ておるんですけど、主にどういうところか。今回は全然説明というか、図がないので、教えてもらいたいと思います。舗装なんかは結構やってると思うんですけど、どの辺なんでしょうか。

最後、87ページ、にこにこ園費のところの保育所運営費委託料が144万円、これが広域入所に対する運営費ということで、他市町村からの保育園児というか、そういう人を受け入れているんですか。その分の委託料かなと思うんですけど、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

議員の御質問でございますが、まず71ページ、急傾斜地崩壊対策事業充当の部分でございますが、こちらの起債については、議員御指摘のとおり、堅町の起債でございます。堅町につきましては、現在工事が進んでおるところでございます。それで、今年についてその部分が終わったということございまして、まだ今後令和8年まで工事が続くというふうに県から聞いております。令和8年になって初めて全体図が完成すると。あの山自体にかなりの工作物が今後も出ていくというふうに聞いております。

それと、2点目としまして、次の72ページ、県営事業負担金等充当の900万円でございますが、こちらのほうは県道岡山赤穂線、本地区の水路改修をした部分の撤去費相当分でございます。

それと、83ページ、道路維持工事費でございますが、1,600万円、内容は何かというところでございますが、主に舗装が中心でございます。舗装につきまして、例えば米沢地区、父井原、小坂等の舗装の悪い部分を上げております。また、今後、舗装につきましては、いつどこで壊れるか分かりません。それと、道につきましても、どういった工作物が壊れるか分かりませんので、そのような費用も取らせていただいております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御質問77ページの障害者福祉費の扶助費の自立支援医療給付費で、受給者のうち透析の受給者数ということでのお尋ねでございますが、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

87ページのにこにこ園費、委託料、保育所運営委託料144万円についてでございますが、こちらは議員がおっしゃられたとおり、広域入所に関連する費用でございまして、他市町の認可保育所への入所委託料でございます。現在、他市町の保育所へ2歳児1名が通っているという状況でございます。そちらに対する委託料でございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） そしたら、堅町の分は、令和8年までということで、距離的にはもっと延びて、1キロちょっとぐらいあるということですかね。米沢の本久寺の裏の辺までかなり行くんですかね、あれはもっと延びるん。もし完成の距離とかが分かればお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 距離等は、今は資料ございませんが、お寺を中心に南から西にかけて全体を保護していくという形になってきます。いわゆる民家を守ると。民家があるところについて整備をしていくというふうに伺っております。

（8番 西中純一君「ありがとうございました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 1点だけお聞きしたいと思います。

78ページ、歳出です。

この目2の児童措置費ですか、障害児給付費700万円。先ほどの説明では、放課後のデイサービスの増加だというように説明がございました。これ障害児のデイサービスというのは、和気町内には恐らくそういう施設はないと思うんですね。これ具体的にどこの施設へ何人ほど行かれているのか。また、その障害の内容がもし分かれば教えていただければなというように思っております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼をいたします。

それでは、障害児給付費の御質問について回答させていただきます。

こちらの内容につきましては、説明させていただきましたとおり、放課後デイサービスの利用に係る負担でございます。こちらにつきましては、子供の発達障害等の疑いであったり、そういった診断が下された場合、医者の方で診断書がつかますと、受給者証のほうが交付されます。そちらをもって放課後デイサービスのほうを御利用いただき、そういった障害等が少しでも緩和できるようにするという施設でございます。

町内にはそういった施設はございません。利用をされている施設の主なところとしましては、備前市のほうで、具体的に申しますとリンクス、おひさま備前事業所というような施設がございます。それから、旧吉永町のほうにはリエゾン、パステルちゃいるどというような施設がございます。

今のところ、利用者数の見込みとしましては約49人の想定をしているところでございます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 一昨年でしたか、振興計画ができたわけですけど、その中に和気町の中にそういう放課後デイサービスが必要ではないかと、あるいはつくる計画というのは振興計画の中に書いてるかどうかというのをお聞きいたします。

それから、もしそれが書いてあれば、障害者のそういうデイサービスを設置したいという業者が現時点であるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御質問の内容でございますが、総合計画のほうでございますが、そちらのほうには、設置ができればしたいということではございますが、やはり事業主体は民間でございますので、民間のほうで手を上げていただける業者等がなかなかございません。とはいうものの、やはり町内にないというのは多くの方に御迷惑をおかけしているということでもございますので、もしそういった事業所等がございましたら、できるだけ町としても協力できる体制をしていきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 瀬戸内市のほうには行ってるということはないんですかね。瀬戸内市にも何か所か恐らくあると思うんですけど、それはないですかね。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

先ほどお伝えした備前市、旧吉永町は、代表的なところでございますので、瀬戸内市であったり、お隣の岡山市、旧瀬戸町にもございますので、そちらのほうの施設を御利用されている方もいらっしゃると思います。

〔9番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第102号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第102号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、午後2時10分まで暫時休憩といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

議案第102号においての西中議員からの質疑についての答弁でございます。

自立支援医療給付費の透析の利用者数でございますが、54人ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第103号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第104号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 106ページの説明のときに、吉永病院から医師を派遣するのに日額5万7,000円というような説明があったかと思えます。ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、診療報酬というのがありますね、1点10円の、その分との二重取りみたいな感じになるんでしょうか。どういうことなんでしょうか、教えてください。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 医師の派遣事業につきましては、医師を派遣していただいたら、その委託料として1日当たり5万7,000円お支払いすると。

それから、診療報酬については、診療したら、言われましたように、点数によって診療報酬を国保連合会だとか社会保険診療報酬支払基金から診療所が受け取るという歳入になってまいります。だから、歳入と歳出が別々のものがございます。

〔1番 尾崎智美君「分かりました」の声あり〕

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第105号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第106号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第107号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第108号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第103号から議案第108号までの6件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第103号から議案第108号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第103号から議案第108号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第109号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 9月30日まで止めて、また再開をして、そこそこ日に多いときには宿泊者もどれぐらいいるか知りませんが、車を拝見することがあるんですが、朝早く、20台近く車が入っている。そこそこ何ぼか宿泊もあるのかなと思って見ているところなんですけれど、いろいろ再開してるんだろうと思うんですけど、12月だったらディナーショーとかいろいろ昔はやっていたこともある。そういういわゆる営業的なものというのは全然今回はないんですか。食事料が3,572万4,000円減、宿泊料が1,128万9,000円減という内容なんですけれど、現状を教えてください。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

最近の状況でございますが、詳しくは明日の特別委員会のほうで御説明させていただきたいと思っております。今、非常に助かっておりますのが、おかやま旅応援割というものがございまして。これは、9月30日までは停止してたんなんですけど、10月1日から再開して、期間中319人、この旅応援割を御利用でございましたお客様がいらっしゃいます。今後も、12月いっぱいまでなんですけど、期待しているところでありますし、それから国のほうのGo To Travelというのが間もなく再開ということで話を聞いておまして、こちらのほうにも期待をしているところでございます。

それから、再開後の目玉と申しますか、バラ湯をやったり、それから今度冬至の日にユズ湯を考えております。それから、日曜日の朝市というのをずっとやろうと思って、コロナ禍でできなかったんですけど、12月

の年末にやらせていただくように今計画をしているところでございます。

(8番 西中純一君「ありがとうございました」の声あり)

○議長(山本泰正君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番(従野 勝君) 157ページから158ページの、要は給料のこの給与明細の中でちょっと教えてもらいたいんですが、職員の給料のほうが、これはいつからいつまでなんですかね、これ、この給与明細は。まずそれが一点です。

それで、8名が5,480万円ちょっと、それから任用職員のほうが43名おって6,300万円幾らになっとなんじゃけど、割ると1人当たり150万円ほどになるんだが、任用職員のほうが、いつからいつまで、大体任用職員は時間チャージ何ぼになっとなんか教えてもらいたいのと、ようけ仕事の割に売上げが2億5,000万円しかねえんじゃけど、その中で人件費だけでも1億1,800万円ぐらいになっとなるようなんじゃけど、43名はどういうふうなシフトになっとなんかよう分かんないのじゃけど、そのあたりを教えていただきたいのと、だから何人でどういうふうに戻しとんか、1日当たり、そのあたりを教えてください。

○議長(山本泰正君) 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 従野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、給与費明細書の中の157ページの会計年度任用職員以外の職員、補正後が9人、補正前が8人ということで、比較で言うと1人増ということになっています。これは当初予算の段階で、8人の職員配置ということで予算を組んでおりましたが、4月の人事異動によりまして実際には9人だったということで、今回補正をさせていただきます。

それから、158ページの会計年度任用職員ですが、在籍が現在43人でございまして、これは人件費、報酬額でありますとか、職員手当、今回減額の補正をさせていただいております。これは、まず休館がございましたので、その間時給の人はお休みいただきました。ただ、役場のルールで6割補償というのがございますので、その6割の賃金を補償した上でお休みいただいております。それからお客の人数でありますとか売上げによって、時給の方はある程度セーブをさせていただいております。

ということで、今回総額で言いますと、報酬、職員手当等を減額をさせていただいているような状況でございます。

それから、常時ですが、町の職員は9人おるわけで、365日、朝の7時から夜の10時まででないといけませんので、それはローテーションでやらせていただいております。

それから、会計年度任用職員につきましても、時給の人は忙しい時間帯に出てきていただく。それから、月額の方、料理人の方とかは月額ですので、その方はシフトを組んで、忙しいときには全員出てきて、忙しくないときには交代で休んでいただく、そういうことをやらせていただいております。

○議長(山本泰正君) 3番 従野君。

○3番(従野 勝君) いや、私の聞いとんのは、そうじゃなくて、43名おって、大体1日何名ぐらいの非常勤の方がシフトをしとんのかと、それからもう一つ聞きたいのは、職員が1人減っとなるようなんじゃけど、支配人として産業振興課長が入っとなんじゃけど、この人の給料は入ってねえわな、当然。入ってないよね。給料をもらわずに、あんたは仕事しょんじゃな。ということやな。ほんなら、産業振興課の仕事が手薄になっとなんのは誰が補填してくれるんじゃろうかな。面白いですよ、町長。本庁の職員が温泉行って仕事をして、向こうではお金もらわずに、産業振興課の職務をほっといて仕事をしょんで。これはどういうことなんか、ちょっとよう分かんないのじゃけど。この辺が私は何としても不思議なんです。これはどういうふうに思われるんですか。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 兼務で対応せざるを得ないというので兼務で採用しとんですが、事務分掌の中で時間割をしながら、向こうの面倒も見ようと、こっちでも仕事もしようというので、ずっと長い歴史の中でそういうやり方を今までやってきとんです。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いや、今私が何でそういうことを言うたかということ、やはり産業振興課の課長に農業のこととかいろんなことで相談に来たときに、課長がおらんと。そら残りの職員は優秀な職員ばかりじゃろうから、十分課長の任を果たしとんかもしれませんけれども、やはり産業振興課へ来た場合に課長がおらんと、不在だということが多いと。特に真剣に農業に取り組んどるような人は、やかましいんですよ。だから、今までの慣習は慣習かそら知りませんよ。知りませんが、本来温泉には支配人というか支配人なり、副支配人か知らんけども、おるわけじゃから、たまに行って監督じゃとかなんとかするのはええけども、どうも温泉業務が主になつとるようなことじゃないんでしょね。ないんですよ。1日にどのぐらい行きよんか、週にどのぐらい行きよんか知らんのじゃけど、その辺のことはきちっと分けてやらんと、これはおかしい話だと思うんですよ。今までの慣習でやつとる、おまえはただであつこへ働きに行けというのは、そんなばかな話ねえ。それはおかしいと思うんですよ、だってそうでしょう。町の職員が、幾ら温泉は町の管理施設だと言いながら、業務分担違うんじゃないか。それで温泉で仕事をして、こっちの仕事をしてねえんじゃないか。してねえ部分をどねえするんか知らんけどな。それおかしいでしょう。だから、その辺のことははっきりとしてもらわんと、みんなに説明のしようがない。だから、ぜひそのあたりをどういうふうと考えられとんか、そら慣習だからどうのこうの言われたんじゃないけど、ちょっとおかしいと思うんで、もう一回よう分かるように教えてください。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 町の行政職員というのが、温泉だけじゃなしに、ほかのポジションも一緒に兼務をさせて対応するというようなことは今までもずっとやってきたことでして、私たちが現職でおった頃には、温泉の支配人をやりながら、総務課長をやりながら、財政課長もやりながら、私は3つぐらい仕事をいただいてやりようりました。ただ、あまりそのポジションの部分に迷惑をかけないように、それはそれなりに頑張ってやりようりました。一般会計の中で給料を持つんですから、そのあたりは職員も頑張ってやっていただかざるを得ないという現状が、定数がありますから——今190人かな——その中で温泉に1人正規の職員を入れるとしたら、やっぱり支配人クラスになってくると七、八百万円要りますから、年間に、なかなかこの温泉会計も今コロナ禍で非常に厳しい状況がありますから、その中でやりくりをしながら、町民の皆さん方にも迷惑をかけないように頑張ってやろうというので、庁内全体の職員もそういう気持ちの中で対応しとりますから、それは御理解をいただきたいと思います。なるべく迷惑をかけないようにやっていきます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、町長の答弁を聞いていくと、各課に課長がおったり部長がおったりしとんですが、ということは町一体で全部仕事を賄うというのが方針だというふうに考えていいんですか。ちゃうんですか。

（町長 草加信義君「今はうまく回ってる、当面は」の声あり）

いや、それでいいんですか。ちゃうんですか。いやいや、今町長が言われたのは、私は3部署やとつたと。能力があつたんかも分からんね。そら優秀だったんでしょ。だから、できたんですよ。だから、今言うように、もう各課を網羅していろんなことのできる課長だっておるんです。だけど、そうやったら財政課も、何とか課長というのはただ形の上でおるだけで、みんなで作るんでしょ。そうなんですね。

いや、そうなるよ、例えば財政課の人間がおらんなら、ほかの者が財政課の仕事をするんですね。いや、そ

う考えていいですか。いいんですね。皆さん、いいんですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 答弁よろしいですね。

（3番 従野 勝君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 明日、委員会の中で細かい説明があると思いますけども、この補正に絡んで、昨年からです、経営改善の中身、その辺はどの程度反映されとんか。いわゆる進捗状況、その辺は。今ここではなしに、経営改善はやっぱり根本的なところへ行かんと本質的な議論にはならんで、表面的にはともかく。

それから、その中で1つ指摘したいのは、正社員の給与体制というんか、これを私は、やはり正社員の方の給与とそれから福利厚生費、年間七、八百万円はいきょうと思います。これは結構人件費の要求は大きいんで、私的には、もう正社員の配置、人は要るんだけど正社員じゃなくちゃならんという根拠、その辺を明日の中でまた聞くかも分かりませんが、急に正社員を例えば5人でいって、残り4人分を、能力的な部分はあるかも分かりませんが、もう基本的に正職で全部9人で回す必要があるかどうか、その辺もこれから今後詰めていかないと、表面的にこれでというような体制じゃあとてもとも少々の経営改善では追いつかんということは、もう皆さん大体言われんけども気づかれとると思うんで、そここのところの根本的なこへメスをこれからどのように入れていくかということ、明日私も多少質問するかも分かりませんが、その辺も用意した形で、こういうことを思うとんだと。まだ今現実にはコロナ禍でできていないということがあるかも分かりませんが、そういうもう少し経営改善の中身をお互いにつついていかないと、これは相手が悪いとかということじゃなしに。そうしていかないと、やっぱりこれずるずるずる行く可能性があります。努力はされとんだけども、根本的に仕組みを変えていかないと、従業員の努力では追っかけられんところがあるんだと思うけども、その辺、支配人、どう思われますか。一生懸命やられとることは十分承知しとんだけども、これは限界があるし、それからその辺の根本的なこへメスを入れないと、これは経営改善にはならんと思います。その辺、見解があれば。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

経営改善につきましては、昨年度の12月にお示しをいたしまして、本来なら令和3年度から実行に移すということになっていましたが、コロナ禍の影響であまりできていません、実際のところ。ただ、10月に新型コロナがある程度収束をしたことから、できることから実行しようということで、今D○の段階で、できることから実行させていただいております。約1年遅れでやっているというふうに思っただけたらと思います。

それから、実行する中で、当然チェックをいたしまして、次の改善に向けたアクションを起こすということで、今D○の段階だというふうに思っただけたらというふうに思います。

同時に、国の改善計画の指導も受けておりますので、そちらのほうもまとも次第御報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（6番 居樹 豊君「はい、結構です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第109号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第109号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第109号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第110号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第111号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この簡水の問題は、地味な仕事ですけども、これ水や空気はあって当たり前と言うかも分かりませんが、これ万が一のときには大変なことになりますけども、そういう意味でお聞きさせていただきたいと思います。特に簡水では南部水源地というんか、そういうことで今回お示しいただいた資料ですけども、これは何年計画ということで当然水道ビジョンとかそういう中にも公開されとる中身かも分かりませんが、その一部がこれということでしょうけども、あと本管とかいろんな問題はありましようけども、それでこれは、今度は利用者の立場で、これが水道料金等に跳ね返るんなら、前々から簡水は赤字ということでもありますけども、その辺今後料金とかの問題も、公共料金これは大きな問題ですので、その辺の考え方、見通しを簡単に述べていただけたらと思います。

（10番 当瀬万享君「さっきの議題もやし、さっきの和気鶴飼谷温泉も、あしたの特別委員会でやるこっちゃねん。今の何ページのどこの問題をやりよん。何でもありじゃったら、もう駄目じゃろう」の声あり）

○議長（山本泰正君） 今は、議案第111号の簡易水道事業会計の質疑です。

（10番 当瀬万享君「のどこを聞きよん」の声あり）

（上下水道課長 田村正晃君「議案とは直接はえろう関係ねえがな言うてから。議案とえろう関係ねえから」の声あり）

この工事請負費の……

（上下水道課長 田村正晃君「じゃない、じゃない。料金アップの話じゃから、議案とはえろう関係ねえがということって言われよんじゃと思います」の声あり）

ああ、そういう意味か。

（上下水道課長 田村正晃君「うん、そういう意味」の声あり）

暫時休憩といたします。

午後2時36分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 先ほど居樹議員からの御質問で、この事業をやったからすぐ料金収入が改定になるのかという御質問でございますが、事業は料金収入にすぐ反映するということではないと思います。料金収入につきましては、今後の人口動態、それから使用量の推移等を勘案した中で、今後の更新事業を踏まえて、それから決定していくということで、さあ、ほんなら事業を大きいものをぼんとしたからすぐ料金に反映しようというような考え方は持っておりません。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（6番 居樹 豊君「はい、了解です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 173ページ、参考資料にお示しされているんですが、南部水源の水量が下がっているということで、2021年12月1日が1.6メートルというふうなことがグラフで出ているんですけど、なぜこの南部水源の水位が下がってきているのかというところの原因を突き止めることが必要なんではないかということも一つ思います。吉井川のしゅんせつ工事によって河床が下がった、そのことによって南部の水源の地下水が低くなってきているのかということも、素人的に考えてそういうこともあり得るのかなというようなことも含めて私は思っているんですが。

その原因が何かということをおひとつ教えていただきたいということと、今回新しくする石生の配水池のところで、ここに写真が示されていますけども、これは広域水道企業団の水をここにためるタンクみたいなものになるんですか。そこにためた水を有事の際にそれぞれの配水池へパイプの中を通して送っていくというようなことを考えられているのでしょうか。その2点を教えてください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 南部水源の水位が下がった原因でございますが、やはり議員おっしゃられたように、河川のしゅんせつ等で河床が下がったということも原因の一つとも考えられます。その因果関係というのはつかんでいないです。ただ、地下水ですので、河床を下げればどうしても低いところへ水は寄ってきますので、井戸の水というのはなくなってくるということはあります。

それと、南部水源の場合なんですが、井戸の水っていうのは回復をするのがすごく今遅くなっております。ですから、1メートル60センチになったらポンプが緊急停止します。それで、井戸の中でじわっともう水が出てきて、水源が回復するとすぐまたポンプが稼働すると。だから、切れたり、入ったりとか、そういったポンプの使い方に今なってしまうので、雨が今回は11月29日ですか、降っておりますので、今現在は安定した運転ができています。

ですから、南部水源というのは、もう本当に雨頼みというような水源の形になってしまっているんで、実は私が以前上下水道課長を拝命しとった6年前というのは、こんな状態ではなかったんです。ここ数年、前の課長、それからその前の課長につきましても、夜中に水がなくなって対応したということもたくさんあるように聞いておりますので、その後だんだん経過をしてから水位がなくなってきたんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一点、田原に鋼板製のものを設けたときに、これを設けてすぐそのまま南部に送るっていうわけじゃありません。今、南部に送っているのは、田原の井戸から送ってますから、田原の井戸も随時送っていくと、これはまた井戸のほうが枯渇してくるわけなんで、田原の井戸の回復をする手助けをするためにも、広域水道企業団からの受水を受けて、井戸を定期的に休ませて給水することで南部のほうに水を送っていきたいというふうに思っております。

今現在は、なかなか田原の水源地の井戸もポンプの運転をする時間がかかなり24時間に近いような運転をしておりますので、そうなってくると、今度は水がなかなか寄りにくくなってくるということになると、井戸の水位がだんだん下がってくると、そういう状況が出てまいりますので、我々も新しい井戸を掘るのがいいのか、それから今広域水道企業団の受水をするのがいいのか、そういったあたりのこともいろいろ検討をいたしました、やはり田原のあそこの配水池のどこまで今広域の管が来ているわけですから、それを受けられるだけの施設をつくってしのいでいきたいというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第110号及び議案第111号の2件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第110号及び議案第111号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第110号及び議案第111号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、議案第112号の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第112号につきまして提案理由を説明いたします。

議案第112号の公の施設の指定管理者の指定についてであります。和気町三保高原スポーツ&リゾートの施設、一部の施設を除きますが、施設の指定管理者が指定期間終了を迎えることから、令和4年度以降の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第112号の細部説明を求めます。

総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 議案第112号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第112号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） ちょうど来年3月ですか、令和4年3月で10年間の契約が切れると、こういうことですよね。10年間された結果というか、また見通しに最終年はなりますが、業績の推移は当然町としても把握されていると思うので、その資料的なものを、今すぐどうのっていうんじゃないかと、今度の厚生産業常任委員会かもしくは全員協議会か何か皆さんにお示しただけならなど。どこまでの資料というのは分かりませんが、業績、有限会社高原の宿ロマンツェという、これは有限会社ですから決算書をつくるところからその決算の抜粋でもいいし、それからあと利用客数の変遷とか何かあれば、そういった附属資料を御提示いただけたらなと思います。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

当然、会社ですので決算書が出てきますので、損益計算書の取りまとめ、利用者数も年度別でまとめておりますので、それを委員会のほうでお示ししたいと思います。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（4番 神崎良一君「はい、オーケーです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第112号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第112号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第112号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願を議題とします。

これから請願第5号の紹介議員であります西中純一君に説明を求めます。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願ということで、紹介議員となっておりますので、趣旨説明をさせていただきます。

今までは、消費税の中小業者の場合、今1,000万円超が課税ということになっておりますが、基本的には帳簿があれば帳簿の中でお客さんからいただいた消費税とそれから自分が仕入れ等で負担した消費税、それを差し引きして税額を確定して、それでもって納税するという形で、基本的には済んでいた。簡易課税制度というふうな言い方で言われてたと思うんですけど、それが今後はそれぞれの取引の段階でそういう伝票を全て通して処理すると。そのために、それぞれの業者に番号を振っていくこと。その手続が今年2021年10月から始まって、2年間でそれを完成しようというふうな形で税務当局が今やっているわけです。これをやられると、中小企業はもう事務が煩雑になってなかなか大変だと。あるいは、それに乗っていかなければ契約に入れてもらえないというか、契約の流れに、そういったことでもう事業そのものが成り立たなくなると、そういうおそれがある。そういうことで、税務当局の目的としては取りはぐれがないように全部掌握しようと、取引を、そういう考え方だと思います。

ですから、今業者は、コロナ禍の中で地域経済がもう疲弊して自営業がもう大変だと。そういう中で、これをさらにやられると、もう本当に死活問題であるということで、今そういう商工会議所や建設の労働組合というんですか、その中央会が全建総連というんですが、そういうとことか、中小企業家同友会、あるいは日本税理士連合会とか、かなりの団体が反対の表明をしている状況が出てまいりました。ぜひともそういう中小業者の気持ち、あるいは地域の経済を本当に守るという立場でぜひこういう意見書を上げていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） これから請願第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第5号を会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託しますので、審議方よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されております。また、特別委員会終了後、議会視察研修を開催いたしますので、御出席方よろしくお願ひします。その後、議会広報編集委員会も予定されております。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時57分 散会

令和3年第7回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和3年12月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年12月14日 午前9時00分開議 午後2時21分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之	危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均	まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦	生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一	都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃	総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右	教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 6番 居樹 豊 2. 5番 山本 稔 3. 4番 神崎良一 4. 2番 太田啓補 5. 1番 尾崎智美 6. 8番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

また、山陽新聞社から撮影の申出があり、許可いたしておりますので、御了承願います。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたしておきます。

それでは、通告順位に従いまして、6番 居樹 豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、2問質問したいと思っております。

まず、最初の第1問ですけれども、出産、子育て支援の充実強化についてということですが、御承知のように人口減少と少子・高齢化の下で、県下市町村においても子育て支援を重点施策と位置づけ、予算の重点配分、こういうことしてるのは皆さんも御承知のことと思います。本町におきましても、向こう10年間の第2次和気町総合計画を策定し、スタートしたところでございます。その中の基本目標の中に、子育て関係が明記されております。福祉の町、人に優しい町、和気町として子育て支援センターの整備など、担当部局におきまして県下の中でもよく整備されておるということでは認識をしております。ただしかし、各自治体におきましても近隣町村におきましても同様に、こういう子育てを中心とした施策が、特にこの令和3年度の予算なんかから見ますとそういう傾向にございます。そういう意味で、本町は確かに福祉関係は平均よりも優れておるとことは私も認識しておりますが、この現状に満足することなく、やはり現状満足すれば、現状維持というのは後退を意味するということは御承知のとおり、そういう意味でこれからも今現在の福祉施策、特に子育て関係での足らずをこれから補うということが必要だということで、今回一般質問するものでございます。

そこで、この時期ですので、令和4年度に向けて思い切った施策を実行していただきたく、以下の項目について質問したいと思います。

まず、お手元にありますように1つ目は、出産祝い金の制度創設、育児用品の購入施策、これはどこまで検討されたのかということです。これ3月にも一般質問しました。

それから、新たに多子世帯への給食費の無償化ということで、全面無償化というのはなかなか難しいと思います。それよりもせめて多子世帯にそういう新しい施策を導入したらどうかということでございます。

それから、にこにこ園、保育園等に行かれとる方もございますけれども、前回もあったようにかなりの方が家庭保育ということをされています。そういう意味で、入所の人と家庭保育とのバランスじゃございませんけれども、やはりそういう負担軽減ということでの家庭保育の保護者への育児支援というふうなことを新たに導入したらどうかということで、これはこれから新年度を迎えるに当たって少し思い切った、やっぱり横並びじゃありません、和気町独自の施策をやっていただきたいということで、一般質問をするものでございます。簡略に答えてい

ただきまして、あと必要なところは再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） それでは、居樹議員の出産、子育ての支援の充実強化についての御質問にお答えいたします。

まず、出産祝い金の制度創設、育児用品の購入助成についてはどこまで検討したかについてでございますが、これについては今年の3月議会において町長から、早い時期に実現に移したいとの答弁をさせていただいたかと思っております。その後、県内、他の自治体の実施状況などを踏まえながら検討した結果、出産、子育て支援の一環として、来年度からの出産祝い金及び育児用品の助成制度の実現に向けて、現在要綱の制定、当初予算への計上を進めているところでございます。ここ数年の本町の出生数は50人台で推移している中、今後の少子化対策、出生率低下抑制、多子世帯支援及び定住化促進に向けた子育て支援に資することを目的として実施するものでございます。

回答が前後いたしますが、続いて家庭保育をしている保護者への育児支援についてはどのように考えているかについてでございます。

お尋ねの家庭保育とは、小学校入学前の子供がにこにこ園などに通わず、自宅で養育している御家庭のことだと思います。こういったお子さんは町内には70数名いらっしゃり、それぞれの御家庭で育児をされていると思います。家庭は子供にとって一番大事な居場所であるということは全ての方が認識していると思います。町としましても、こういった御家庭の育児支援の一環として、子育てに関する悩みなどの相談窓口として子育て支援センターを充実させ、運営を行っております。いつでも遠慮なく御利用いただければと考えております。また今後、子育て支援センターで家庭保育の方々を対象とした情報発信等も積極的に行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 私のほうからは、多子世帯への給食費の無償化についての考えはないかについてお答えをさせていただきます。

現在、小学生では1食290円、中学生では1食340円の食材費を給食費として頂いております。年間で小・中学生合わせて約5,000万円でございます。

多子世帯の状況についてですが、児童手当の受給状況から推測するに当たり、小・中学校の児童・生徒数839人のうち、第2子が約305人、第3子以上が約95人、全体で約400人となり、48%に相当します。具体的に金額を申しますと、第2子以降を無償とした場合は約2,400万円、第3子以降を無償とした場合は約550万円、第2子半額で、第3子以降を無償とした場合は約1,500万円必要と見込んでおります。

給食をつくるための人件費、光熱水費等は公費で支出しており、安心・安全な給食を安価に提供できていると考えております。また、所得の少ない方には就学援助として給食費の扶助を実施しております。よって、現段階では、多子世帯への給食費の無償化は、恒久的に多額の費用が見込まれますので、助成制度の創設を考えていないのが現状ですが、出産、子育て支援の充実について何が有効な手だてであるか、検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） ただいま1項目の出産祝い金のことで、私も五、六年前から同じことを言ってきましたけども、具体的に今、課長の答弁がありましたように、来年度から創設すべく検討しておるということで理解をさせていただきます。来年度からやるということで、私のほうは勝手に理解をさせていただきます。

それから、育児用品のほうも、これもう岡山下の市町村でも結構やっているの、私もある程度は認識しております。ただ、和気町は教育の町と言われておりますけども、私に言わせれば福祉の町です。1万4,000人弱の町で、人数が少ないということは、原資も少なくてすむ。例えば子供の分でも、60人生まれたとして、仮に10万円であっても600万円という、やはり小さい町ほど、コンパクトなほど、そういうことがやる気になればやりやすいと。大きな何十万人とかという町でしたら、そういうことはなかなか予算的にも厳しいものがありますし、そういう意味でそういうことでやっていただくということでぜひともお願いしたいと思っております。

それから、多子世帯へのといいましたら、御承知のように国においても今回いろんな給付金とかありますけども、やはり方向性はもうそちらへ向いとるということは皆さんも御承知のことと思います。そういう意味で、これについては検討ということで、今あったように備前市並みにやるか、個人的には、まず一つの制度がないんだから、第3子のみでいいかなと思って、今聞きますと約550万円ほどということで、これは予算もありますんで、その辺も総合勘案しながら、あとまたこれから先、時代の流れ中で、いずれ給食費も無償化になるかも分かりません。日本のこの国全体施策で。しかし、今現在、和気町にはそういう制度がないんで、まずは一つの制度をつくるということで、第3子については人数的にもということで、そういうことを前向きに検討していただくということでお願いしておきたいと思っております。

それから家庭保育、これも前回一度、教育次長のほうからありましたけども、にこにこ園へ入所しとる人と家庭保育とのそのバランスといいますか、費用負担の問題、そういうことがありますんで、この辺は特に一つの絞って出産、子育て、もっともっと来年度予算においてはそういうことを予算の編成から見えるような形で反映をお願いしたいというのが、この私の本意でございます。

そういう意味で、この問題はまち経営課長と書いてますけども、これも1つの担当部局の話だけでございません。この問題というのは、あくまでも和気町全体のまちづくり、それはどこを基本にしているかということでございます。そういう意味で一言、まち経営課長、全体的にこの辺をやっぱりこれ1つの課でやるとかという類いじゃございません。そういう意味でせっかく私も答弁者に指名してありますんで、まち経営課長という立場でこういう福祉の制度の充実というのはまちづくりから見てどうかというようなことを、簡潔にお答えいただいたらと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 居樹議員のほうから、まず一言ということでいただきましたので、まち経営課長といたしまして、子育て支援につきましての考え方といたしましては、担当課のほうで様々な施策、取組をまず考えてくださっております、今第2次和気町総合計画のほうで着実に計画の各事業については進めていただいているというふうに考えてはおります。その中でももちろん、この中でも十分そういった形の充実のことは書いております。これはただ長いスパンでの話になってきますので、やはりなかなかその財源等の問題もありますので、全てを早急に実現するというのはまず難しいことだろうというふうに考えております。

その中で、やはり今後の子育てという面で、移住ですね、そういった面から考えても、そういった施策を充実させることで移住者へのアピールになるというような面はあるというふうには考えておりますので、そういった面で言うと、今後も各担当課と協力しながら、こういった施策の充実のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） まち経営課長のほうからも今あったように、いろんな施策はありますけども、やはり和気町の魅力づくりという面では、全体的に岡山県の中でも和気町というところはそうなんかという、いわゆる魅力づくりといいますか、そういうことを含めての私のこの質問でございまして、まち経営課長のほうもそういうスタ

ンスでこれからもお願いしたいと思っております。

最後に、これを意思決定するためには各担当部課でもなかなかいきません。これは和気町全体のということであれば、やっぱりトップの町長の英断というのも必要だと思います。そういう意味で最後にこの件につきまして、町長のほうから総括的に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 担当課長それぞれ答弁させていただきましたが、実はこの子育て支援につきまして、プロジェクト的に慎重に今検討いたしておりますが、何にいたしましても出生数が令和2年は40人台（「51人」と後刻訂正）になってしまったと。大体60人平均ぐらいは行きようたんですが、令和2年はどんと落ち込んでおります。そこで、何とかこの出生率の歯止めをかけていこうというので、子育て支援センターにつきましても二極化で佐伯と和気で充実をさせていこうという考え方で取り組ませていただきましたが、これもやってみましたら、結果的には和気のほうは、大体1,000人から1,500人ぐらい、皆さんに御利用いただいて、非常に好評に御利用いただいており、それに佐伯のほうにつきましても、今までどおり御利用、御活用いただいております。

そこで、今の出産祝い金、育児用品の購入助成等につきましても、内部で慎重に本当検討いたしたんです。隣接の状況もありますから、このあたりで本年度、条例改正をさせていただいて、今ここでちょっと金額を申し上げるわけにはいきませんが、42万円というのは医療費の中で国保にしても社保にしても医療給付がされております。それに上乗せのお祝い金を検討させていただいておりますので、また後ほど提案をさせていただこうと思っております。

それから、今の家庭で70人ばかりのお子さんのお世話をさせていただいておる、この件につきましても、できるだけ子育て支援センター、ここで十分その対応ができますので、御相談に来ていただければそれに対応ができると。それから、その場所にキッズルームもありますし、外へ出れば交通公園もありますので、そこで遊ばせていただいたら交流もできるわけでございますので、そういう考え方と、それからもう一つは少子化に歯止めをかける子育て支援という意味からも、朝日住宅で今回皆さんに御検討いただいておりますが、民間にプレゼンをしていただいて、あそこへ建て売り住宅を建設をするという方向でもやっております。前向きにこの子育て支援については取り組んでおりますので、ひとつぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 最終的に町長のほうから今総括答弁をいただきまして、いずれにしてもこれは子供の話が和気町の場合は、今まで私の感覚では60人程度だったと思っていたけども、今言うように40人台とか、ちょっとこれは大変なことでございます。これは子供の場合は何十年ということがありますんで、そういうことを含めて新年度に向けてぜひお願いしたいということでございます。

それじゃあ、次に入らせていただきます。

それでは次に、2問目に入らせていただきます。

1点目は、町特産農産物への支援強化についてということでございますが、本町の町の活力を維持するためには、やはり農業、商工業、これら産業振興の発展が必要不可欠でございます。今回は、農業全般という広いことですが、その中でも特に今回は的を絞って、岡山県下一の生産高を誇る夏秋ナスをはじめとした町特産農産物、これの産地化等の支援の強化、支援に対する考え方、これをお伺いしたいということの中身でございます。

具体的には、生産農家の実態と生産高の推移はどのぐらい把握されとんかということですが。

それから、特産物への助成の現状見直し、この現状はよろしいけど、要は答えは見直しをする考えがあるかどうかということを中心に答えていただきたい。

それから、生産農家の組織づくり、それから関係機関との連携ということで、これは私今回一般質問、平成28年12月に1回、農業関係といいますが特産物をやらせていただきましたけども、農業全般というと広うございますんで、私としてはせっかく和気町の奨励作物、夏秋ナス、白ネギ、ぶどうと、そういうものがありますんで、ただその文章で目標で書くんじゃないし、目標を書いとんのは熟考していただくということで、あれもこれもじゃないし、選択と集中とは言いませんけども、少しそういうものも農業政策も和気町であれば、この奨励作物をやっぱり県下に売り出すということで、その辺で特に皆さん御承知のように、夏秋ナスの場合はもう何年も岡山県下です。こういう和気町の冊子にも県下の夏秋ナスというふうにならうとるぐらいで、それをもっともっとホームページでうたうなり、もっともっとPRを、それは農家の方も部会等ありますけども、やはり行政として支援のこと、もう皆さんそれぞれ自立しております。あともう一つ、後ろからちょっと支援してあげれば、自立以上にもっともっと大きく規模拡大もするし、産地化ができて、和気町はこうこうだということでいろんな特徴がありますけども、農業分野においてはやっぱりそういう奨励作物をせっかく設定しとんですから、その辺を含めて注力していただきたいということで、この以下の問題について考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 居樹議員の町特産農産物への支援強化についてお答えいたします。

まず、1点目の生産農家の実態と生産高の推移を把握しているのかについてでございますが、現在和気町の農家戸数は、例年3月頃に配布収集している営農計画書から2,374戸というふうに把握をしております。

それから、生産高の推移につきましては、和気町の生産奨励作物の中で特に生産量の多いナス、ネギにおきましては、生産者による部会を設置しております。おかやま東ナス部会におきましては、ナスの生産量が令和元年度では206トン、それから令和2年度では208トン、売上げで5,700万円から6,600万円となっております。ネギ部会におきましては、令和元年度が78トン、それから令和2年度は67トンということで多少減少しておりますが、売上げで言いますと2,500万円から2,100万円ほどとなっております。

農業施策を実施する上で、町内の農家の実態等を常に把握しておくということは非常に重要であるというふうに考えてございますので、今後も引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の特産農産物への助成の現状見直しは考えているのかについてでございますが、農作物への助成につきましては、1つは経営所得安定対策といたしまして農林水産省の事業でございます。水田活用の直接支払交付金の中で、麦、大豆、飼料用米、米粉用米などの戦略作物助成と、それからネギやナス、ぶどう等が対象の産地交付金というのがございます。これは特定作物に対しまして、面積当たりの単価を乗じて国から直接農業者への支払いを行う事業でございます。なお、この交付金の申請等の手続につきましては、町の地域農業再生協議会、こちらのほうが窓口となっております。

2つ目といたしまして、和気町では農業用のハウスや、それから生産奨励作物を栽培するための資材を購入する場合、面積要件等の条件を満たした方に対し、材料費の2分の1を交付するという農林業振興対策補助金という制度を設けております。

これらの制度の見直しにつきましては現在のところ考えておりませんが、今後も農業者の方にニーズをお聞きしながら、時代に即した制度を検討、展開してまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の生産農家の組織づくり、関係機関との連携は十分行われているかという御質問でございますが、本町におきましては農業委員会、地域再生協議会等の農業振興に関わる組織によりまして、生産農家と相談対応、農地確保に関する地域での調整でありますとか、特産農産物への助成に取り組んでいるところでございます。

また、これらの組織をはじめ、JAや県の管轄である東備農業普及指導センターなどからも様々な相談や御助

言をいただける機会を設けてございます。町の事業であります就農準備講座というのがございますが、JAや普及センターには、それにおいて講師という立場で携わっていただいております、本町の新規就農者の自立に向けてそれぞれ御支援をいただいているところでございます。

生産農家の方の立場から申し上げますと、JAとは農家の利益と出荷体制の構築、それから普及センターとは農産物の栽培技術や農業経営に関する指導と御助言、町とはそれぞれの関係機関との引き合わせというか連携を行うといった関係が現在築けておまして、生産農家の方に対する支援体制は構築できているものというふうに考えております。しかし、引き続き関係機関との連携を図りまして、生産農家の方への支援に今後も取り組んでまいりたいというふうに思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今、課長の答弁がありましたように、現状、皆さん御承知のようにナス、ネギですね。結構、特にナスの場合は、先ほど言いましたけども、岡山県下27市町村、農業のないところもありますけども、和気町は県下一のナスの産地ということでございます。そういう意味で、農業についても、全体の農家数が2,700戸とかありましたけども、私はそれ全体も必要ですけども、言いたいののは絞って、あくまでもこの項目は特産物ですから、それにもう少し、もう平たんにやるとみんな十分なことになりません。やはり少しいろんな資源を、そういうせっかくの特産物と言つとる以上、それと奨励作物であればもうちょっとそれに厚みを持たすことが必要であると思っておりますけども、今課長の答弁では特に今は考えてはいないというようなことでございましたけども。

私が先般、ナス部会の佐伯におられます内山さんという会長のところにも行ってちょっと勉強がてら2時間ほどお願いしたんですけども、まだまだ行政のほうでは、今ナスは部会というのがありますけども、ネギのほうも部会があります。あとそれから、ぶどうのほうは部会というのはないようですけども、いわゆる生産組合ということで、組織らしきものはそれぞれやっていますけども、部会というのはJAとかいろんなこととの連携ということで、部会というのそういう意味では組織的にある程度確立したものだということに理解してもらえばよろしいけども、その部会長である内山さんという会長にお会いしたんですけども、やはり部会としてはいろんな要望があるし、行政のほうにも農協にも、部会長の話によると、いろいろ要請ということですけども。おんぶにだっこじゃなしに、もうかなりそういう県下一の生産を誇るところですから、もう自立もしとんですけども、それをよりもっともっと対外的に知らせるためにはということで、私も一、二、要望というのを聞いておりますけども、今現在、参考までにナス農家は24戸ありますけども、新規の移住者を含めて来年度は26戸ということで2人、また新規ということですけども、新規就農者の悩みというのは、やっぱり圃場の確保というものがありまして、一番大きな、いろいろ何項目かありますけども、やはりその農地の確保のために内山さんの言葉を借りれば、米農家から農地の流動というんか、そういうものができたらいいなという。

ちなみに、なぜかという、お米の場合は御承知のように畝俵を取っても年間そんなに多くありません。ナスの場合は、それは差はありますけども、1キロ300円で、1反作れば10トンできるそうです、平均的にね。掛けたら幾らですか。1反300万円というようなことで、要はナスの会長が言うには、反収がいいところへももっとも、いつまでもお米は大事ですけども、そういうことの転作奨励ということで、今町のほうでも行政としてはそういうことが、例えば私が米を作っていたとして、私の1反分を農家の方に、ナス農家に貸す場合で、国じゃなしに和気町独自の特産物に対する農地の流動には、いわゆる転作奨励金みたいなものを、例えば月1反1万円とか、そういうことをすると。やっぱり規模拡大するためにも土地がなければできませんので、そういう農地の確保をするために、ひいては米農家の転作の反収を上げることもでき、収入も安定するし、それからそれ以外でも耕作放棄地なんかでも、ナスなんかはそういう広いところが要りますんで、放棄地なんかもそのまま

置いとくんじゃなしに、それを例えばナス部会に協力してもらって、そういうことだったら多少の転作奨励金というんか、放棄地の解消のための手当て、そういうなことを具体的に突っ込んだ形で検討されたらどうかというのは、ほかにもありますけども、一つ挙げればそうです。

ですから、これから今後の問題としては、もっと耕作農家、生産農家と年1回とか2回、ミーティングをやっている、これはいいんですけど、そういうことをやっとなんじゃなしに、もっとも本当の意味の生の声を生産者の、私たちは分からんからこの前、二、三日前ですけども、生産農家や部会長に会って、2時間ほどレクチャーを受けましたけども、そういう会議といいますか、やっぱりお互いにミーティングというんか、そういうのをしないと的確な施策が打てないというように思います。

ですから、ほかにもあるんですけども、またこの部分について、ナス部会は総会がありますんで、そういう総会とかがあるときにはぜひ担当課長は行って、その場で本当の雰囲気を感じながら、何が求められとんかというようなこと。それで、農業は補助金行政といいますけども、補助じゃなしに、もう自立しとんです。もうきちっとした部会がありまして、第2次和気町総合計画の冊子にも書いてます。もう岡山県下一ということで、ナスなんか書いてますんで、それをちょっと読み直したら。だから、そういうことをちょっとした自立じゃなしに、もっとそれを外に向けてどう発信するかということもお話の中でありましたけども。

それから、今言う細かい話なんですけども、具体的には例えば夏秋ナスなんかの、ホームページなんかにもちょっと、担当部課と打合せしてありますと、奨励作物は和気町にありますというけど、ホームページも例えば夏秋ナスは岡山県下一で反収もよろしいとか、そういうようなことのホームページも、ただ単なる字面じゃなしに、やっぱり相手に分かるように、せつかくのホームページなんかも活用せんともったいないと思いますんで、それも要望事項でちょっとあったんですけども、今ホームページの作成も、和気町はいろんな種類の農業がありますが、この農業についてはそういうことを少し重点的に、お米もいろいろありますけども、やはり奨励作物を中心にもっともその工夫をしていただければいいかなというように思っているところでございます。それについてちょっと考え方がありますれば、お願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） いろいろありがとうございます。町の奨励作物ということで、ナス、ネギ、それからぶどうというのがございますが、ナスは岡山県下一ということで、さらに今後情報発信といいますか、活動とか取組のほうを紹介するような工夫をしていきたいというふうに考えております。

それから、町のほうでももうかる農業といいますか、そういったことへの転換というのは常に意識をしております、遊休農地、それからそのようなところに作付できないかと、そういうコーディネートが必要かなというふうに思います。

それから、先ほど居樹議員おっしゃられました生産者の生の声というのは、これは今までも取り組んでおりますが、今後もそれぞれの部会に出ていったり、それから生産者の生の声を聞く機会、これを今後持ち続けていきたい、さらに多く持ちたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） やはり生産者の方は、行政に対するそういうおねだりじゃなしに、期待を自分らの組織を大きくしたいがために、ひいては町全体のPRというんか、和気町の魅力化、そこ全部つながるんです。農業振興の中でもそういう特色を出さないと、ただ平たんにやっとなんでは、なかなかつながらないということで、特に行政といえども、窓口は産業振興課ですけども、そういう期待も大きいということで、そういうことも踏まえて今課長から話がありましたように、ぜひそういうことで、今よくやってないということじゃなしに、より振興するために、ぜひ大変ですけども力を入れていただきたいということでございます。

それから最後に、これ農業振興というのは窓口は大きいですけども、私は今回は特産物に絞りましたけども、

そこでその重要性を十分承知されますけれども、最後には副町長のほうから、全体まとめでの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほど担当課長のほうから詳しく申し上げました。私のほうからは、様々な農家の声を聞きながら支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほどの居樹議員の子育ての件での御質問の中で、私が令和2年度、出生数40人という発言をしたんですが、実は51人でございまして、令和3年度が今現在39人でございまして、これは来年の3月までいっても、なかなか50人には届かないなど、そんな感じがいたしておりますので、あまり50人には届かんのじゃねえかなと思いながら頭にありましたので、ちょっと数字が違いましたので、訂正させていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 一般質問のほうは、これで終わりたいと思います。いずれにしましても、今回は前向きな答弁がございましたので、ぜひ実現に向けてお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで読売新聞社から撮影の申出があり、許可いたしておりますので、御了承願います。

次に、5番 山本 稔君に質問を許可します。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私のほうからは3問ほど一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、来年4月の町長選挙であります、町長におかれましては出馬するののかということをお聞きしたいと思っております。

まず、町長におかれましては3年半の町政運営で、これまでドローンを使用した実証実験とか、新型コロナウイルスの早期対応、それから安心・安全のまちづくりに向けて吉井川のしゅんせつ等、それからいろんな面で精力的に町政について取り組まれてきたところでございます。しかし、まだ当初言われました安心・安全のまちづくりについて、防災公園の取組は道半ばで途中やめになっておりますし、温泉経営につきましては、まだコロナ禍でしっかりとした経営の安定もしておりません。新型コロナがなければ経営状態はいい状態になっていたというようなこともありましたので、こういうこともまだまだやり残したことはないでしょうか。そういうやり残したことがあるのであれば、まだまだ続ける御意思があるのでしょうか。こころ辺をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私は皆様に御支持をいただきまして、平成30年4月16日から町長に就任させていただきまして、3年8か月が経過いたしておりますところでございます。就任直後の7月5日から8日にかけての西日本豪雨をはじめ、新型コロナウイルス感染症が発生する等、計画どおりに事業や取組が実施できにくい状況、優先案件が発生いたしましたわけでございます。就任3か月で、西日本豪雨によりまして町内でも浸水、土砂災害等が発生いたしました。被災された方への対応を最優先に生活再建への支援に取り組ませていただいたところでございます。

また、約2年前、中国武漢をはじめとする新型コロナウイルス感染症が発生したことによりまして、町民の健康と安全を最優先に考え、予防啓発・啓蒙、ワクチン接種に早急に対応するべく取組を行ってまいったところで

ございます。

そのような中で、財政の健全化につきましても経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、軒並み改善傾向となりまして、財政構造の弾力性を示す指数、経常収支比率は2年間で8.3%も改善させてきております。令和2年度の指数は87.2%でありまして、令和元年度からは4.1%改善してきています。これまでの財政健全化の取組で着実に成果を上げることができております。財政の健全化に配慮しながらも、新町の一体性及び均衡性を持たす様々な事業を積極的に実施をしまいいったところでございます。防災力の向上、ドローンの実証実験、町営バスの運行、移住・人口減少対策、英語教育の推進など、町の魅力を高めるとともに、町民の安全・安心を守るための事業を重点的に実施してまいりました。このように様々な事業を実施しつつ、併せて財政の健全化も最大限推し進めることができてきております。今後、扶助費等の社会保障関係費、老朽化が進んでおります公共施設や上下水道などのインフラの更新などに多額の費用が必要となってまいります。これに加えて、先行きが不透明な新型コロナウイルスの影響等に対応していくためにも、これまで以上に財政規模のスリム化を図る必要があります。

本年度2億円を目指して頑張っているふるさと納税の新たな財源の確保をすることが重要であり、町民の安全・安心を確保し、生命、財産を守るための事業は推進しつつ、健全で持続可能な財政運営を目指さなければならないと考えておるところでございます。町民の皆様と共に様々な取組を進めてきた第1次和気町総合振興計画の流れを踏まえつつ、「人と地域が輝く晴れの国の和気あいあいのまち」、これをまちの将来像といたしまして掲げた第2次和気町総合計画を策定し、和気町の理想の未来の実現に向けた行政の各分野における取組を令和3年度からスタートさせたばかりでございます。第2次和気町総合計画を基にいたしまして、新型コロナウイルス対策では緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間中、町内の公共施設の利用制限、不要不急の外出自粛要請、いろいろな面で町民の皆さんに多大な御負担をおかけする中で、感染拡大防止の取組に御理解と御協力をいただき、町内でも結果的には35名の感染者で、防止の取組に御理解と御協力をいただいております。

全国的にも新規感染者数は減少傾向にある中、新たな変異株、オミクロン株が確認され、まだまだ予断を許さない状態であること、ワクチンの3回目追加接種についても医療機関や関係機関と十分連携いたしまして、スムーズに接種を実施していくこと等、皆様の生活に寄り添いまして感染拡大防止と生活支援に全力で取り組んでいかなければならない。

人口減対策につきましても、移住施策の積極的な推進によりまして毎年100人程度の方が移住して来られますので、若者の結婚や定住、出産、子育ての支援といった自然動態の改善に向けた取組をさらに進める必要があること。

子育て支援では、本年度、和気町子育て支援センターと和気町子どもひろばを開設いたしまして、多くの方に御利用いただいております。子育て支援センターでは、子育てに関する相談や情報提供、子どもひろばも町内外の親子の交流の場としてにぎわっておるところでございます。このオープンにより、和気町多目的公園一帯が屋外施設等を含め、子育て支援の拠点となり、子育て支援の充実や交流人口の増加によりまして少子化に歯止めをかける施策の第1段階となっていること。

農業振興におきましても、米の価格の問題、農家の高齢化、若者の農業離れ等の大きな問題がある中、苦慮されている農地管理の点から、自走式草刈機を購入いたしまして農地管理の軽労化を図る取組もスタートさせたところでございます。

西日本豪雨を契機に河川整備の重要性が高まっておりまして、町内の河川には土砂が堆積いたしておる箇所が複数あります。国や県にお願いいたしまして、しゅんせつ工事を強力に進めております。しゅんせつ工事等の受入れ場所を安全に配慮しまして工事を施工すると同時に、近年の予想もつかないような大雨に伴い、何度でも河川の土砂は堆積するものでございまして、永久的に河川のしゅんせつを進めていく必要があると考えておりま

す。

教育分野について、学校教育ではGIGAスクール構想の推進に向けた教育環境整備をはじめ、英語教育の推進、きめ細かな教育の推進であるスクールサポーターの複数配置、学級編制基準の継続、複式解消のための町費講師の配置等、継続して進めていくものに加え、教育環境の整備として、通学路の安全確保、学校トイレの洋式化と多目的トイレの設備、老朽化整備の長寿命化などに取り組んでいくこと。

社会教育では、公民館主催事業やスポーツ活動の推進、公営塾の無料化、清麻呂公の顕彰事業の継続はもとより、令和9年度末に修復完了予定である旧大國家の活用について検討を進めていく時期が来ておるところでございまして、和気駅から図書館、中央公民館、そうして旧大國家までを和気町の文化ゾーンとして一体的な活用を目指しながら検討していかなければならないこと。

さらに、和気閑谷高校存続に向けての地方創生交付金事業を活用した財政的支援、地域おこし協力隊の派遣などの人的支援を継続していくこと。

そのほか企業誘致、バイオマス発電事業、団地の整備などもあり、教育、文化、子育て、保健、福祉、まちづくり、生活基盤、人権、協働、環境、防災、産業振興、交流、様々な分野での町民が安心して安全で誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めていくことなど、多くの取組を進める必要があると考えております。

いじめ、差別を根絶するため全力を尽くすとともに、高齢者が生涯元気で生きがいを持って暮らせるまちづくりを行い、引き続き移住・定住を進める中、若者が夢と希望を実現するための援策を充実させ、若者世代を誘引することで人口構造の若返りを図りたいと考えておるところでございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症をはじめ、和気町がかつて経験したことのない社会環境の急速な変化に対応していくため、これまでの経験を行政運営に活かし、輝きを失わない町、和気町を継続していこうと考えておるところでございます。町の発展と町民の幸せのため、そして健全な形で次世代に引き継ぐためにも、まだ志半ばでございます。御支持いただくことができますれば、引き続き全身全霊で頑張っていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

それではもう一つ、町長におかれましては、高齢によりましていろいろ健康面にも問題が出てくるかと思われまます。今、健康については問題がありませんか。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろ御心配をおかけいたしておるわけでございますが、おかげをもちまして今健康面では何ら問題はございませんで、お見かけどおり頑張っております。御理解を賜りたいと思います。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、町民の皆さんの信頼を勝ち得て町政の運営を続けるように頑張りたいと思います。

それでは、私のほうからは、次の2問目に入らせていただきます。

みどりの食料システム戦略という戦略のほうは国のほうで令和3年5月、今年の5月、策定されております。この内容について、ちょっと私のほうから産業振興課のほうに内容や取組について、どういうふうに行うのか勉強していただきをお願いしておりました。そういうことで、この内容について分かってもらえたかどうか。

また、この戦略は持続可能な食料システムの構築に向けたもので、2050年までに目指す姿が取り上げられております。その中には、化学農薬の使用量50%低減、それから有機農業の取組の面積の割合を25%以上に拡大などがあります。和気町でもいち早くこうした目標に向けて取組をしていくことで、農業収入の拡大にもつ

なことになるのではないのでしょうか。いろいろ研究していただいて、こういう取組が農業者の利益につながるようになるのであれば、私は取り組んでいただきたいと思います。

まだ戦略が策定されたばかりでございますので、補助金とか、そういうのはどういうふうに出てくるかは分かりませんが、できたばかりということでもありますので、いろんな面で国のほうが応援してくれると考えておりますので、そこら多岐にわたってこの内容あります。農業のほうを今取り上げましたが、いろんなことがありますので、その中で和気町の発展につながるもの、それから農業振興、いろいろなものに対して有効であると考えられますので、和気町のほうで取組をお願いしたいと思いますが、もし和気町の応援なくとも民間でやっていこうという取組があるとしたら、しっかりと応援していただきたいと思いますので、こういう考えがあるかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 山本議員のみどりの食料システム戦略についてお答えいたします。

まず、1点目の国の戦略として作成している内容は知ってもらえたかについてでございますが、これは議員おっしゃられるように本年5月に国が策定したものでございまして、持続可能な食料システムの構築に向けて、農業の環境負荷低減や生産性の向上に関して策定したものでございます。

日本という国全体の話になりますが、食料及び農林水産業は、地球温暖化でございますとか生産者の減少などによりまして、生産基盤の脆弱化、また新型コロナウイルスを契機とした生産、消費の変化などの課題に直面しております。そのような中、健康な食生活や将来にわたる食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナを見据えた農林水産行政を推進していく必要がございます。このため国は食料及び農林水産業の生産力の向上と持続性の両立を新たな考え方や技術を取り入れて実現するためにみどりの食料システム戦略を作成したものと認識してございます。

なお、このみどりの食料システム戦略では、1番に有機農業を全耕地面積の25%に拡大するという目標、それから化学農薬の使用量を半減する、化学肥料の使用量の3割減などが2050年までの主な目標として掲げられております。

2点目の御質問の、この中で取り組んでいく農業者の利益につながるものがあるかについてでございますが、みどりの食料システム戦略の中に、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するために、有機農業の団地化や学校給食などでの利用、店舗での有機コーナーの設置、千葉での加工品製造等の有機農業推進のモデル地区の創出を支援するものがございます。また、化学農薬や化学肥料の低減、堆肥の使用等の環境に優しい栽培技術を推進するため、産地に適した技術を検証して、定着を図る取組を支援するものもございます。ほかの地域との差別化を図りまして農産物の付加価値を高めるためには、有機農業の推進は非常に効果的であるというふうに考えておりますので、これから全国展開される、このみどりの食料システム戦略において活用できる事業がないか、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の民間で取り組むとしたら町として応援できるかということでございますが、持続可能な食糧システムを構築いたしまして、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図るためには、みどりの食料システム戦略に基づき、地域の状況に応じて資源やエネルギーの調達から農林水産業の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と、持続発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するものとともに、有機農産物の販路の拡大でございますとか、新規需要開拓を促進させることが重要であるというふうに考えております。

また、取組の一つでございます温室効果ガス削減に関する取組といたしまして、化石燃料の代替となり、二酸化炭素排出削減に寄与する木質バイオマス発電の取組について現在研究を行っているところでございます。持続可能な食料システムの構築には、中・長期的な計画や戦略、視点が必要でございまして、こうした取組を粘り強く長期的に行う農家の地域民間団体等に対しましては、可能な限り町といたしましても支援を行いたいというふ

うに考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、この有機無農薬野菜、それからお米等を生産するのに大変労力が要ります。その労力に見合う今価格にあまりなっていないということが現状ではあると思います。そうした取組を生産者でなしに消費者に知っていただき、消費者の皆さんにその有機無農薬野菜、有機無農薬米等に少しずつ付加価値をつけてお金をいただくような取組をしていったほうがいいんじゃないか。それで、その取組において消費者の皆さんが今まで以上に少しでも高いお金を出してでも有機無農薬の野菜や米を買っていただくように推進するのが町の役目ではないかと私は思っておりますので、こういうものに対して農家の方は発信能力がありませんので、町のほうでしっかりと発信をしていただいて、こういう今でも有機無農薬野菜を作っていたりしている方、和氣マルシェのほうで売ったり、いろんなことしておりますが、そういう発信をもっとしていただいて、そういうふうな取組がたくさんできて、町全体で和氣町は有機無農薬に取り組んでいるんだというようなことを全国に向けて発信できれば、和氣町の有機無農薬野菜、有機無農薬米というのが高く全国に売れるようになるんじゃないかと考えておりますが。先ほども取組をしていくというような方向で考えられていると思いますが、何分にもまだ国のほうの詳しい状況が私もちょうと分かりませんので、補助金がつくとか、そういうところは分かりませんが、それ以前にできることが多々あると思います。発信はいろいろできると思いますので、そういう取組をぜひしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） ありがとうございます。

農業の課題でもございます、もうかる農業といいますが、作物に付加価値をつけると、非常に重要なことでございますし、そのキーワードになるのは山本議員おっしゃられるように発信力だと思います。個別に発信するのではなくて、そのあたりの町の状況、農業の状況を担当課といたしましても的確に分かりやすく発信していきたいというふうに思います。

それから、実は国の補正予算が11月に発表になったばかりでして、いろんな補助メニューがございますので、こちらで勉強いたしまして、これも農業者の方にいろいろと御提案をさせていただこうというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 私もその補正予算のほうでいろんなところがあるというのは聞いておりますが、しっかりと内容を吟味して、和氣町にできるだけ有効であるのを使用していただいて、早めの取組は割と予算が出やすいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、ほかの取組、今まで和氣町ではドローンによる空撮によって、栄養が行っているとか、肥料が足りているとか足りてないとか、いろいろな技術を培ってきたところではありますが、そういう技術を使って低農薬のこともできると思います。このみどりの戦略については、そういう低農薬についての関係も書かれておりますので、今まで和氣町でやってきたいろんなものを総合的に考えて、こういうものに取り組んでいけたらと思っております。

中の内容、農業だけでなしに、いろんな多岐にわたって、食料についてのことではありますが、よく吟味していただいて、どういうふうな取組ができるのか、考えてやっていただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 取組については、どういうふうにしたらいいか、あまりよく分かりませんので、よく考

えてできてきたら、また質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、今後の地方創生の在り方ということで質問をさせていただきたいと思います。

現代の若い世代の人たちは、SNSを使って情報発信をするということが常になっております。そこで、SNSを使った情報発信で地方創生、和気町の地方創生をやっていくという取組ができないだろうかということでお聞きしたいと思います。

パソコンで今までは発信をしておりました。今でもやりますが、SNSも歩くコンピューターとあって、パソコンが手元にあるようなものでございますので、パソコンからでなく携帯のほうからいろんな情報が取り込めるようになっております。その中で今まで以上に和気町を発信するというので、SNSでいろんな取組がされているようであります。それで、もしそういう取組があるとすれば、和気町は応援できないかということでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） それでは、山本議員からいただきました、今後の地方創生の在り方におけるSNSを活用した地方創生の取組についての御質問についてお答えさせていただければと思います。

議員もおっしゃられたとおり、ツイッターやインスタグラムなどSNSは、今や多くの個人が使用するサービスであります。総務省が発表した令和2年通信利用動向調査の結果、それによりますと全体で73.8%の個人の方がSNSを利用されておまして、SNSの利用の目的としては、これは複数回答の項目ではございますが、知人とのコミュニケーションが89.2%でトップ、次いで情報を探すため、こちらが2番目に多く62.1%となっております。

SNSは、また個人利用だけではなく、情報発信の媒体として多くの民間企業や自治体がこのSNSを活用しております。本町におきましても、町ホームページ以外にツイッターやフェイスブック、こちらを活用した情報発信に取り組んでおるところでございます。

SNSの情報発信については、今年度からツイッターを開設しておりますが、このツイッターはフェイスブックに比べまして、情報の拡散力が高く、開設以来順調に閲覧数を伸ばしてきております。閲覧数は、4月21日の開設から12月8日までの8か月弱の期間で約35万回を超えておまして、1日平均1,500回程度というふうになっております。また、令和元年度には、インフルエンサーを活用した観光PRとして、フォロワー数が1万人を超えるインスタグラマーの方に片鉄ロマン街道を巡っていただいて、その情報をインスタグラムで発信してもらうといった取組も行ってきました。

地方創生とは、少子・高齢化や東京圏への一極集中を課題として、これらの課題を解決するための地域の活力向上や産業振興に係る取組であり、この取組において積極的に活用すべきツールの一つがSNSであるというふうに考えております。個人はSNSで情報を探し、自治体や企業はSNSで紹介や宣伝をするという、需要と供給がマッチした関係があるということで、町といたしましても地方創生や地域の活性化のために欠かせないものであるという認識の下に、今後も引き続きSNSを積極的に活用して観光やイベントといった面だけではなく、幅広く町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

また、多くの方がこういった活動の中で、岡山県和気町に興味関心を持っていただくことで、一層の情報の拡散がなされれば、テレビや新聞、雑誌といったSNS以外のメディアにも取り上げられるといった相乗効果も期待できます。

そういったことで、例えば民間のところとタイアップするとか、そういったものにつなげていければ、これでまたさらなる認知度の向上、それに基づく新たな移住や交流人口の増加、企業誘致にもつなげていけるものであるというふうに考えております。

以上、山本議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

町としてもインスタグラムとかで取組をされているということでございますが、町内のある方が今度ティックトックを使用した地方創生をしたらどんなかなあということで、もういろいろ取組をされているところを視察等して、もうがんがんやっていきたいと言っている人がおられます。そういう方について、また町として、それとさっき町にはいろんなところがありますので、そこを情報発信の場として提供するとか、町の職員の方も協力してそういうところの媒体に出るとか、そういうことを協力してほしいと思いますが、そういうところではいかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 先ほどおっしゃられたティックトックという媒体、そこらあたりと今和気町のほうで発信しているものとのそのあたりの取組、そこらあたりがマッチするかどうかというのはちょっとこれから検証していく必要があると思います。何分、そういった形で町以外の民間の方、町民、住民の方、そういった方がまた独自に発信していただけるというのは非常にありがたいことだというふうに考えております。町といたしましても、何かタイアップしてできるとか、一緒に何かができるということがあれば、またそちらにつきましては関係各所と調整して考えていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

いろんな面で若者から高齢の方までいろんな方にSNSを使って和気町をPRするという事は大事なことだと思っております。そういうことで、もう既に取組をされている方がおられますので、それに協力方、よろしく願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番 神崎良一君に質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに関しましては、新種のおミクロン株の発生もあり、決して油断できない状況ではありますが、ワクチン接種の効果もあり、浸透し、全国の感染者数は減少してきています。

1番、このような状況下で、コロナ禍終息後を見据えた和気町の活性化策について、1番、歴史的資産の観点、2番、スポーツ活用の観点、3番、地域経済の観点、以上3つの観点から質問させていただきます。

まず1点目は、和気町の歴史的資産と言えば、和気清麻呂公でございます。昨今、歴史ブームであったり、歴女の出現であったり、各地で歴史的資産を活用した市町村の活性化策が展開されています。岡山県下で言いますと、備前市が熊沢蕃山の顕彰事業として絵本だとか紙芝居、和気町のほうも絵本というのは作成中ですが、やっておりますし、倉敷市真備町では吉備真備の顕彰事業として公献茶会事業、お茶の会ですかね、こういうのもやっていると。矢掛町では、同じ吉備真備にちなみ、吉備真備公園を造ってきております。最近では、高梁市が山田方谷、これでNHKの大河ドラマの誘致に市を挙げて尽力しているとも聞いております。

こういう背景を基にお聞きいたします。

和気清麻呂公の顕彰事業の進展状況、そしてこの事業を活用した国内外の交流策、人流策、まさに今がやるべきではないかと思うので、その対策についてお聞きいたします。

2点目は、スポーツの観点からの質問です。

和気町は、ロマン街道、そして和気アルプス等のスポーツの環境にも恵まれていると思います。これらを生かして町の活性化策につなげられないかと考えております。今年の東京オリンピックを見ましてもお分かりのとおり、スポーツは観客、見ている人もわくわく、どきどき、はらはらします。そして、人を集めます。スポーツですから、やればなお楽しいと、こういうスポーツの効果があります。

そのような点を踏まえて質問いたします。

和気町のスポーツ交流の現状と今後のスポーツ推進策はどういったものでしょうか。

3点目、地域経済の観点です。

新型コロナウイルス感染症の広がりにより、地域経済も大きな影響を受けました。国や町は協力金だとか支援金等々で取りあえずの経済対策を実施してきました。新型コロナがある程度収まった今、経済活性化について大きな支援が望まれている、必要ではないでしょうか。お聞きいたします。

和気町の今活動されてる企業の方や新規事業者の方への支援の現状と、今後の具体的な支援策は何でしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 鈴木君。

○社会教育課長（鈴木健治君） それでは、神崎議員のコロナ禍終息後を見据えた町活性化策としての産業振興、交流策についてお答えいたします。

まず1問目、和気清麻呂公顕彰事業の進展状況と、顕彰事業を生かした国内、国際交流策はということです。

和気清麻呂公の顕彰事業は、平成2年度から交流事業として毎年中学2年生を上海市嘉定区へ派遣しておりますことに加えまして、平成30年度から新規に事業に取り組んでまいりました。現在まで本庁への備前焼の清麻呂像の設置、以前に顕彰事業で造られました藤公園への記念碑の建立、上海市嘉定区との友好交流を深めるための訪問、記念講演会の開催、絵本を作成して小学3年生へ配布などの事業に取り組んでまいりました。

今年度の清麻呂公顕彰事業はB&G財団の補助を頂きながら、清麻呂公を主人公とした漫画の制作に取り組んでおります。笠岡市在住の南 一平先生が漫画を担当し、年度末には完成予定です。来年度以降、小学6年生に配布し、歴史や総合的な学習におきまして、歴史民俗資料館と連携しながら郷土学習に役立てていきます。また、漫画本には同じ内容で英語バージョンも収録をしております、子供たちの英語学習やインバウンドを見据えた活用も視野に入れております。

清麻呂公顕彰事業では、毎年上海市嘉定区に中学2年生を派遣しておりましたけれども、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができておりません。中国では、現在ビザの発行も停止している状況にありまして、先はまだ見通せておりません。嘉定区の担当者と連絡を密にし情報を共有しながら、いつ再開が可能になるか見定めていきたいと考えております。

続きまして2問目、スポーツの交流の現状と今後のスポーツ振興策についての御質問ですが、本町では老若男女ともに誰もが気軽にスポーツに親しみ、かつ様々な人と交流を深め、健康に暮らすことを目標にスポーツ推進施策に取り組んでおります。スポーツを通じた交流を深めるには、多くの町民にスポーツに親しむ機会を提供する必要があると考えております。スポーツフェスティバルでは、毎年各スポーツ界で活躍する選手を講師にお招きし、スポーツ教室を開催しております。新型コロナウイルスの影響から開催が危ぶまれることもありますが、町民がスポーツに興味や親しみを持つ貴重な機会ですので、可能な限り継続していきたいと考えております。

また、地域住民にスポーツ参加の場を提供する総合型スポーツ和気クラブとの連携も進めております。同クラ

ブは、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々がそれぞれの思考をレベルに合わせて参加できる、多世代、多種目、多志向という特徴を持っております。あらゆる町民のスポーツの参加機会の拡充を考えると、同クラブの役割は今後ますます重要になってくることから、これに対応できる組織となるよう、町としてサポートしていく必要があると考えております。このほかにも世代を超えて参加できるニュースポーツ大会やロードレース大会などもあります。今後もあらゆる町民にスポーツへの参加機会の提供ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 神崎議員御質問の3点目、起業支援の現状と今後の具体策、支援策についてお答えいたします。

まず、起業支援の現状についてでございますが、本町では平成28年度より起業したい方、それから起業して間もない方を対象に、備前市、瀬戸内市と合同で創業塾というのを開催しております。この創業塾は全5回シリーズで、起業に係る基礎知識やマーケティング方法、それから資金計画などを学べる内容となっております。本町からは毎年6名から8名ほどの方が受講しておられまして、これまでに、こちらで把握している数で言いますと、5年間で10名の方が起業されておられます。

この事業は、国から産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業に認定をされておられまして、この創業塾を受講して町から受講証明書を交付された方が起業された場合、法人登録税の軽減や関連保証枠の拡大などの支援を受けることができるものでございます。

次に、今後の具体的な支援策についてでございますが、現在行っております創業塾以外にも、創業塾を受講して起業する方への経済的支援、それから空き家、空き店舗を活用したシェアオフィスの整備、事業計画の作成や資金計画等の相談窓口の充実などを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

光回線が町全体に整備されているという優位性を活かしまして、テレワークの起業にも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、起業支援を推進していくにおいては、和気商工会や地元金融機関との連携が非常に重要となってまいりますので、これまで以上に連携を強化して起業者の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、関連してといいますか、例えば1番の清麻呂公の顕彰事業ですけど、漫画本を配布するということですが、もう一つ進めて、例えば漫画が、どういう格好でがいいのかちょっと私もすぐは浮かびませんが、例えば和気町のホームページにそういったものを動画で配信できないかなど。先ほどのSNSの活用というようなこともありましたけど、こういうことはやっぱり融合的にして、ただ小・中学生に配布するっていったって、それも当然大事ですけど、他市町といいますか、和気町以外に発信をして、清麻呂公ってそんな人かということが分かっていない、特に政治的意味合いが大分強いのでなかなか難しい面はありましようけど、皇后というか、天皇陛下のお嬢さんが結婚されたり、いろいろなそういう、逆に言うとそういう話題の中で、天皇家に尽くしたというとあまりよくないし、その辺は漫画の中の内容によりますけど、和気町に深い歴史があって、そういうことがあったということをおの若い人は知らないと思うので、そういうことを町のホームページなんかで出してみたらと思うんです。それは質問にしません。そんなアイデアがあるというのをちょっと今考えたところです。やっぱりもう一つ、コロナ禍が終息するという中でパンチ力が欲しいなど。今までいろんな事業ができてないんですから、この2年間。そんなことを考えて、やっぱり他市町村に負けないアイデアを出してほしいなど、こう思います。

2点目、スポーツですけど、それぞれではいろいろされていて、ただコロナ禍ではできてないという現状だと思うんですけど、その参加者の人数だとか、そういったものがきちっとつかめられて、本当にたくさんの方が参加できるようなスポーツにどんどんしていこうと。現状で満足することなく、やっぱりあるウォーキング大会をしたらどれだけ集まって、その人たちにアンケートを取り、どういったものがよりいいのかということ等を考えて、これはただ単にスポーツを楽しむとか人流、交流だけの話じゃなくて、この前からこの議会で懸案になってます国民健康保険税がどうしても値上げをせなあかんような状況でしょう。そういう中で、スポーツというのは反対の面で、前から言っていますけど、保険会社なんかは算定していますが、1キロ歩くと何円安くなるとか、そういう試算も出るわけだから、やっぱり医療費削減の観点で、それと一番大切なのは健康寿命の延長です、延ばすことですよ。それをしっかりと見据えていただくと、自然と具体的なもっとはっきりとした絵が描けませんかね。

というようなことで、私なんかはついぞすぐ町民体育大会とか、非常にオーソドックスで古い考え方で言うてしまいうんですけど、やっぱり地区でやる運動会なんかはなかったら寂しい。やるとやっぱり燃える。見ている人は燃えるし、町民同士の交流は深まるし、それでやっぱり参加される方は少しでも健康になり、健康寿命が延びるなということでは思っていますので、単にスポーツだ、やる人だけかとか、見て楽しいだけじゃなくて、医療費の観点、それから健康寿命の増進というようなことも考えれば、いろいろと出てきます。

それで、1つだけ質問させてください。

現在、大学スポーツ資源を活用した地域活性化拠点形成事業として、隣の県ですけど、兵庫県三木市が地元の大学であります関西国際大学と共同事業としてその事業を進めている。内容を若干見ますと、ただスポーツ云々じゃなくて、SDGsとの防災、スポーツによる地域活性化、学生アスリートのキャリア教育支援、それから自治体、関係企業、団体との連携ということで、まさにスポーツが市民の生活と一体化としたことを進めていって、去年ですかね、国の施策でもいわゆるスポーツアドミニストレーター配置大学だと指定されたと聞いております。

和気町に置き換えてみれば、和気町内に大学はありませんけども、スポーツで非常に有名な環太平洋大学がありますし、そこは野球等々では関係もしております。だから、そういったところと他市町がやっているようなことと見比べて、何か和気町でもできないのかといったようなことをしっかりと検証検討していただきたい。そういう話が出てきてほしいと。先ほどの答弁がありましたけど、それは今やとるのはそうかもしれんけど、コロナ禍が終わろうとしているんだから、まさに目を開いているんなところの事象、他市町村がやっていることだから、和気町でも使えないのかなというぐらいの幅広いアンテナを立てていただいて見とってほしい、このように思います。だから、特に質問じゃないんですけど、そう思います。

それから3点目は、1点質問させてください。

これは創業塾をされていて、6名から8名が受講された、5年間で10名だということで、この創業塾を受けられた方で実際に起業された方は何社あったんでしょうか。それだけちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 神崎議員からいろいろな貴重なアイデアまた御意見をいただきましてありがとうございます。

私もスポーツの意義というのは非常に大きいものがあると思っています。もちろん町民の健康の増進はもとより、生きがいづくりにもつながるのではないかなと思っています。今の状況については、いろいろ先ほど課長のほうから御答弁をさせていただいたんですけども、今後について今御提案がありました大学を核としたスポーツ振興あるいはまちづくりというあたりについては、私自身もう少し研究をしていく必要があるかなと。町内

には、本当に環太平洋大学の野球部の寮もありますし、また剣道部も旧和気小学校の跡地を利用して練習もしていただいとるし、いろんな形で交流がありますし、またスポーツ大会には競技役員としても参加をお願いしたら、気軽に出させていただいておるような状況も、コロナ禍の前ですけれどもありましたんで、ぜひ今後そういうあたりでの協力をいただきながら、和気町のスポーツ振興の在り方について取り組んでいきたいと思っております。

もう一つなんですけれども、前にもお話をさせていただいたんですけれども、中学校の部活動についても令和5年度から土日の部活動を地域移管というところが出てきております。今、赤磐市の磐梨中学校が県の指定を受けて先進的な取組をやらせております。私もその状況については時々お聞きするんですけれども、全ての中学校の部活動を土日について地域移管をしておると、地域の方が土日は指導しておると、そういうあたりが今後、和気町でも取り組んでいかなければなりません。そういう地域との、今まで部活動というのは学校がやるものという事で壁があったんですけれども、その壁がどんどんなくなってきます。地域にお願いしないと、中学校の部活動の維持というのも大変難しい状況になっております。そういうのも利用しながら、地域全体で中学校も含めた形でのスポーツの在り方、振興の在り方、そういうところも今後考えていく必要があると思っておりますので、総合的なスポーツ振興というところにも取り組んでいきたいと思っております。今後ともいろいろ課題はありますんで、今議員のほうからも御提案をいただいたようなことも踏まえながら、またいろいろ御意見をいただけたら、和気町全体の町民にとっての健康増進、あるいは生きがいづくりにつながっていくものと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 起業者数ですが、これ5年間、平成28年度から昨年度まで5年間やりまして、全部で10名の方が起業をされておられます。一方、受講者ですが、5年間で39人でございます。はい、5年間で10名の方が起業をされておられます。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 大体、課長、教育長のほうからお話をさせていただいたんですが、今の清麻呂公の顕彰事業について、引き続き上海市嘉定区との交流、これは今の日中問題もありますので、それとコロナ禍の関係が終息に向けて進んでいけば、このあたりのことも復活をしていかないといけんと思っておりますし、それからカナダのハナ町との交流も視野に入れて、子供たちの国際感覚の推進といいますか、そういうことも進めていきたいと思っておりますし、それから田ヶ原の埋蔵文化財、これの発掘について県のほうからどうしてももう今度は町が専任の職員を置いて発掘調査に対応するべきだという命令を受けたんです。ですから、来年度からこれは会計年度職員にするか、正規の職員にするか、そのあたりのことは検討させていただきますが、この発掘調査を進めていかんやあいきません。それと、この発掘調査が済みますと、そこへ碑に行く道路ができます。碑に行く道路ができたら、そのあたりのことも検証事業と併せて考えていきたいなと思っておるところでございます。そのあたりのことも1つ御報告させていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 清麻呂公の件につきましては、さっき言いました動画の配信なんかも検討していただいて、今町長からまた新しいお話というか、この前、道路を造ると言って調べたら、地下にいろいろ埋まってたんですよ、ちょうど田ヶ原からこっちの和気中の前からというか、橋本冷菓とうふ工場の向こうぐらいからずっとかなり大きなところということなので、それが住民の生活との関係もありますからなかなか難しい面はありましようけど、やっぱりそれほど和気町というのは歴史に深い、歴史に故がある、奈良の時代からしっかりと築いてますので、そのあたりを何とか呼び声にして人流を起こしていただきたい。

2点目のスポーツ振興については、今教育長から力強い大学との交流も考えると、それから特に今地域、自治体と教育を一緒にやると、それがもうついに部活まで来たかなと。農業なんかだったら、野菜名人とかといっ

て、一生懸命小学校へ地元の人が教えに行かれたり、それから読み聞かせとかいっぱいされてますけど、それにもうついに部活もかという感じですけど、先ほどお話にあった1学年が50人以下になるかとか、40人以下になるとか、40人程度かというような中でいくと、もっと親しみやすくなるので、それはもうどしどしやっていたらと思います。

最後、起業のほうは、今いろんな施策があるんですけど、創業塾に来られた方のアンケート等を取っていただいて、やっぱり新規に事業されるとなると、いろんなことが問題として起こるので、よくその辺を細やかに聞いてあげていただいて、その10名もあったというのであれば、またこれが10名、20名になることを期待して、そして和気町で起業されるということは、そこでまた働かれる方が増えてくるので、2倍3倍の面白い話になるので、ぜひとも引き続き注力していただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 続きまして2点目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

これは何も対策は今どうなのかとか云々を聞きたいわけじゃなくて、ワクチン接種が順調に進んでいて感染者の数は減っているというよりは激減かと思えます。このような状況下で、さらに一層新型コロナウイルスを閉じ込めて我々の生活の脅威にならないように、また経済環境に影響させないようにするためにはどうしたらいいかっていう観点から3点質問させてください。

まず、3回目のワクチン接種を含めた、これは本議会でも何度か報告いただいておりますが、もう一回整理していただいて、ワクチン1回目、2回目を含めた接種状況はどうなっているかっていう点と、2点目は、和気町で35名の感染者が出ましたが、その人たちの感染経路、症状、何株に感染していたか等の細かな分析はどこまでできているのか。

要は、分析ができておれば、それに向けたピンポイントの対策が取れるだろうと。ただ、いたずらにコロナ禍だから店を閉めた、コロナ禍だから行くのはやめよう、コロナ禍だから人は集めまい、これは情けない。2年もたっているいろんな分析ができず、その対応策ができていないのがかなわないので私は言ってるんです。あくまでも経済政策だったり、人流を増やしていただきたいので、そこまでしなければ、ただ恐れて感染を出さないだけがこの時期かと。激減した中で、これからは今までの2年間の経験、それから結果を基に分析し、こういうことには集まらんほうがいいのか、この場合は集まるとか、そんなことができるだろうと思って質問しますが、ただ、県の管理になっていると聞くので、そう簡単には和気町の感染者だからといって情報が簡単に手に入ってるとは思えません。ただしかし、そうであるならば、逆に県に今の私の申し上げたような事由、理由で情報の提供をお願いするようなこととして、その情報提供に基づいてきちっとした対策、ピンポイントの対策をしていただきたい、こういう観点です。

3点目、未接種者への対応はどうなっていますかというの、当然これは報告もありますが、その結果等と、それと未接種者への対応ですよね、今後もしどうしていくのか。これだけ感染者が減った中でどのようにしていくのか。それは当然未接種者の言い分もあるので、その辺はよく聞いているのか。それから、私はこの中であるお母様、小さいお子様のおられるお母様から子供への接種はやめてくれというふうな意見もあります。ただ、お子さんについては、親御さんの同意とかかといって聞いてますんで、その辺に変わりはないのかどうか。新型コロナが減っているのはワクチンだからみんなするようになって、そういう頭ごなしもどうかと思うので、子供については、つまり18歳未満については、本当に医学の力は強いと思いますので、もう少しよく研究していただいて、ワクチンの動向だとか、それから治療薬の開発だとかありますが、それが子供にどういう影響があるかというのはしっかりつかんでいただいて、親御さんの御心配を取り除いて対応していただきたい。この辺をお願いを含めて御質問させていただきます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） それでは、神崎議員の新型コロナウイルス感染症対策について答弁させていただきます。

まず1点目の御質問、ワクチン接種状況についてでございますが、12月7日現在での接種率をお伝えいたします。

全対象者に対する接種率でございますが、1回目の接種が終わられた方は86.4%、2回目の接種が終わられた方は85.4%となっております。2回の接種が終わられた方のうち、65歳以上は92.4%、64歳以下では79.9%となっております。

順番が前後いたしますが、続いて3点目の未接種者への対応はどう行っていて、その結果についてでございます。

12歳以上の接種対象者のうち、ワクチンを1回も接種されていない方は、12月7日現在で1,734人いらっしゃいます。特に若年層で未接種者が多くなっておりまして、未接種者の割合といたしましては、30代が23.5%、20代が19.5%、10代が30.3%となっております。

若年層の接種率向上の取組としましては、9月22日に39歳以下の未接種者1,430人にはがきを送付したり、広報誌や告知放送による接種勧奨、学生などの優先接種枠を土曜日に設けるなどの取組を進めてまいりました。その結果、39歳以下の未接種者数は接種勧奨のはがきを送付した時点で1,430人であったものが、現時点では730人と、ほぼ半数に減少しております。11月上旬で、希望者の接種がおおむね完了し、新規予約もあまり入ってこない状況ではございますが、現在でも新たに12歳を迎える児童や未接種の方の接種機会を確保するため、規模を縮小した形ではありますが、接種体制を継続しております。今後も引き続き未接種者の方への接種勧奨を行い、3回目の接種と並行して、1回、2回目の接種率向上にも取り組んでまいります。

最後に、和気町感染者の感染経路、症状、何株かなどの情報の分析はどこまで可能かということでございますが、これは新型コロナウイルスの陽性患者が確認され次第、保健所が本人に聞き取りを行い、行動範囲、会食の有無などの聞き取りを行い、感染経路の究明、濃厚接触者の有無などについての調査を行い、公表できる範囲内で町に対して情報提供をいただいている状況でございます。症状や療養の状況についても同様に情報提供をいただいております。

和気町内では、今日までに35名の陽性が確認をされております。そのうち21名に症状があったため、自ら受診ということで、感染経路が不明となっております。また、14名は陽性者の濃厚接触者として検査を行った結果、陽性が確認されたということでございます。陽性確認がされたときの症状については、軽症が26名、無症状が7名、中等症が2名となっております。

また、新型コロナの変異株についてでございますが、これは岡山県では1集団については必ず1検体はゲノム検査を実施していると聞いております。それによりまして、現在流行のオミクロン株についてもゲノム検査を行っているというように聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） まさに今答えていただいたとおり、接種率だったり、未接種者の数が相当減っている、こういう現状、それに甘んずることなく、やはり新型コロナを完全に閉じ込めて新型コロナを終息させたい。今がまさにその時期で、今まで温めたり、計画をしてきた対策、施策を実施する時期だと思えます。和気町の活性化、これを強く期待して一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番、太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は、質問は1つに絞って進めていきたいと思います。

まず、農業振興についてということでありますけれども、私たち人類の生存にとって欠かせない食の問題について、何点か質問をさせていただきたいと思います。

今年は、米価が大幅に下落をし、米の販売農家には大きな打撃になったと思います。私たちの主食である米は、国が目標を定める生産調整政策を取ってきましたけれども、2018年からは需要見通しを示すだけで、あとは生産者が各自で判断する市場原理による調整に転換をしてきています。そのような中で、暴落の原因はコロナ禍で飲食業の休業や営業自粛による大幅な需要減少が考えられます。通常、日本における米の在庫の適正水準は180万トンと言われていますが、今年7月末の民間在庫が138万トンで、前年に比べて19万トン増えていたと言われていました。したがって、今回は農業生産者に的を絞って、とりわけ農家支援策、稲作農家の現状と今後の課題について、和気町執行部と認識を共有し、できることを模索していきたいと考えています。そうした観点から質問をさせていただきます。

まず最初に、和気町の農家の現状についてお尋ねをします。

担当課のほうから既に文書といますか、表をもって答弁、答えが示されていますけれども、非常に分かりやすくありがたいなというふうに思っています。その表を見ながらで結構ですけれども、和気町における農家の戸数、いわゆる法人化されている営農組合の数、また個人農家の数についてお示しをいただきたいと思います。

あと、農地面積についてですけれども、作付をされている農地と荒廃をしている農地の面積はどのくらいでしょうか。また、農業バンクへの登録の面積はどのくらいか。その中でも作付可能な農地があるか。荒廃をしてしまっ、今すぐに使いたい方がおられても使えない状態にある、そうした農地もあるのではないかとこのように思います。

3点目、農地流動化施策についてですけれども、農地の流動化施策の効果の実態、そこでは申請者数だとか補助金の金額は示されていますけれども、その効果の実態、そうしたものはどのようになっているのでしょうか。

4点目が荒廃農地の確認のためにドローンの活用を昨年と今年行っていますけれども、その活用の成果はどのようになっているのでしょうか。それがまず1点目です。

あと、今後の見通しについてでありますけれども、1つには和気町における農家の平均年齢がどのくらいになっているのでしょうか。また、農家における後継者の現状はどのようになっているのかということをお示しいただいて、それを元に様々な施策を御提案をさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 太田議員の農業振興に関する御質問についてお答えいたします。

本日、和気町における水稻農家の現状についてという1枚物の資料ですが、そちらによりまして説明をさせていただきます。

まず、1点目の農家戸数につきましては、これは例年3月頃に配布収集いたします営農計画書によりまして2,374戸というふうに把握してございます。集落営農組織は8団体となっております。

それから、2番の農地の面積につきましては、昨年度の利用状況調査によりまして作付されている農地が1,150万637平方メートル、遊休農地につきましては52万4,922平方メートルでございます。農地バンクの登録面積、今年度から始めた事業でございますが、1万9,888平方メートルでございます、これは全て農地バンク登録ということですので、作付は可能というふうに聞いてございます。

それから、③番の農地流動化施策の効果、実態についてでございますが、農業経営基盤強化促進法によりまして利用権を設定した場合に、何点か要件はございますが、農地の受け手の方に対して助成金を交付をいたしてお

ります。直近の実績といたしましては、令和2年度は農地面積19万5,803平方メートル、34名の方に対して323万6,100円を助成いたしております。この助成金は、借手の方の負担を軽減するものでございまして、流動化の推進に非常に効果的であるというふうに考えております。

それから、4点目の御質問のドローンの活用の状況、実態、効果、成果についてでございますが、昨年度、令和2年度から農業委員会が農地状況の実態調査を行う農地パトロールにおきまして、荒廃により調査員が現地に近づくことが非常に困難な農地が多い中山間地域で県の補助100%を活用いたしましてドローンによる調査を行っております。

このドローンによる調査は、調査員の安全性の確保、それから調査結果の精度向上、それから効率化、こういった面で非常に効果があったというふうに私は認識をしております、ドローンの運用につきましては現在も、今年度も4地区で調査をするようにしているところでございます。

それから、大きな2点目の今後の見通しについてでございますが、農家の方の平均年齢につきましては、これは農家情報や利用権、権利関係などを整理しております農家台帳によりますと、73.8歳となっております。農業者の高齢化に伴いまして平均年齢も高くなっていることと承知をしております。

それから、農家における後継者の現状につきましては、町全体の後継者数の、これ人数は把握できておりませんが、今後、持続可能な農業経営につなげるためにも、各地区におきまして人・農地プランの実質化というのを進めているところであります。これは国としても強力に進めている事業でありまして、地域における農業の将来的な在り方を明確にするために、農業経営者の年齢層ごとに色分けをした地図を作成し、5年から10年後に後継者がいない農地というのを見える化して、地域の皆さんと農地の集約化等を話し合っ将来方針を作成するものでございます。

持続可能な農業経営、今後の農業政策を進めていく上で、農業者の高齢化、それから後継者不足というのは非常に重い重要な課題であるというふうに認識をしておりますので、町といたしましてもこのプランを作成する中で各地区における後継者の有無、現状等を把握し、さらなる農地の集積、集約化に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから3点目、最後の農家への支援策はということでございますが、水稻農家への支援策といたしましては、生産条件が不利な中山間地域におきまして、農業生産活動を継続するために国と地方公共団体による支援制度として中山間地域等直接支払制度というのがございます。中山間地域の皆様にはこの制度を御活用いただきまして、農業機具、資材の購入等、地域の実情に応じた幅広い人に御活用いただいているところでございます。

また、平野部でも農業振興地域であれば、地域で共同で行う農地、水路、農道等の管理に係る活動を支援する多面的機能支払交付金制度というのもございます。

このほかにも、今年度から農作業の中でも特に負担の大きい草刈り作業の軽労化を図るために、自走式草刈機貸出事業を開始いたしまして、多くの皆様に御活用いただいているところでございます。

これらの支援策が持続可能な農業経営、農地の適正な管理、離農や後継者不足を防ぐ一助になればと期待しているところでございます。今後も地域の農業者の声に耳を傾けさせていただきながら事業を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

大体和気町における農家の現状についてはおおむねのことが理解ができました。おおむねといっても今の現状のことなんですけれども、理解ができました。

私ごとですけれども、私も近所で、高齢化あるいは後継者が不在になった離農家の方々の農地を借用して稲作

を営んでいますけれども、水稻農家が生計を立てるのは非常に困難な状況にあるということを実感しているところ です。特に中山間地域における農家の現状は、今後の行政の支援なくしては成り立たないことは自明であろう というふうに思います。先ほど中山間地域への直接支払いのことも御説明をいただきましたけれども、町としての 支援策がどのようなものがあるのかということを少しお尋ねしたいというふうに思います。

農地の流動化の関係については34人ということで、貸借関係を把握をされているんですけど、何か少ないな というふうに、私の地域でも私が知る限りでももっと、私の住んでる町内会というか、そこだけでも3人ぐら いの方がおられるんですけども、そうしてみると、もう少しきちっとこの流動化のことについて宣伝がされてない のかなというふうに思いますけれども、そこらも少し宣伝をしていただければということが1点であります。

それから、就農支援などはどのようになっているのでしょうか。果実や野菜など、ハウスを造るときには資材 について、上限はあるんですけども、2分の1の補助金を設定しているということで、先ほど同僚議員の質問の ときにも産業振興課長がそのように答えられていたと思うんですが、農機具などの購入に関しては、補助制度と いうようなものはありますか。吉備中央町なんかはそういうことをされてるようですけども、その補助制度な んかは和気町にはないと思うんですが、そうしたものを考えようというお気持ちはないでしょうか。

それから、3点目です。

今年度は、先ほど言いましたように米の価格が非常に安くなって、水稻農家にとっては大きな痛手となってい ます。全農の米価の概算金が例年に比べて平均で3,000円程度減額となっています。11月現在で、この米 価に対する補助を県内8市町村が実施することになっていると聞いています。近隣市町では備前市が1俵最大 2,000円の補助を行う。美作市では1,000円、その他ところでは、いわゆる10アール単位、1反で補 助金を決めている自治体もあります。これ大体8,500円から、1反で3,000円ぐらいのような感じで補 助金を決めている自治体もございます。このコロナ禍において、商工業者には国や自治体からの支援策が様々に 施されていますけれども、本町でも農家に対するこの支援施策というものは現在まで行われてはいないのではな いかなあというふうに思いますが、今般の米価下落に対する水稻農家への支援は考えないですか。そのやり方 は、1俵当たりどうするかとか、反当たりどうするかということはあるんですけども、ぜひ検討いただきたい、 実施をしていただきたいと思います。

以上、3点について再質問の1回目としてよろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） ありがとうございます。

まず、1点目の中山間地域における農家の現状、今後の行政支援ということで、先ほども答弁の中で申し上げ ましたが、国と地方公共団体による中山間地域等直接支払制度、これがございまして、これはぜひ御活用いた だきたいというふうに考えておるのが1点でございます。

それから、人・農地プランの実質化というのを国も強力に推進しておりまして、本町も将来の農業を考えると き、これの推進というのは欠かせないものであるというふうに考えております。5年から10年後に後継者がい ない農地を地図に落として見える化するということで、本年度も2つの地域で既に取り組んでいただいております。このことも今後、町を挙げて推進していきたいというふうに考えております。

それから、就農支援ですが、農機具などの購入補助ということですが、新規就農に当たっては、一般的には農 業機械、作物によって農業用ハウスの整備といった初期費用が高額であるということから、それは考えていかな いといけないのかなというふうに思っておりますが、農機具等への補助制度というのは補助金額、それから対象 者等の要件、こちらをしっかりと検討いたしまして、財政部局とも相談をさせていただきたいというふうに考 えております。

それから、コロナ禍の米価下落に対する農家支援の考えはということですが、自治体によってはそう

いった助成制度というのを創設しているというのも承知をしております、特に今年度の大幅下落というのは生産農家の方に非常に影響を及ぼして、生産農家の意欲低下にもつながるものというふうに認識をしております。令和4年度の生産農家の営農継続支援として関係機関と相談や協力を今後も求めていきますとともに、こちらについても財政部局と相談をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、制度をつくるにしても、公平な制度、農業者の方皆さん公平な制度を考える必要があるというふうに思います。

それから、農地の流動化についてですが、これは要件がございまして、和気町に住民票のある方で、5反以上の経営耕地面積が必要です。3年、それから6年、10年のそれぞれの利用権に対して、借手側に助成をするという制度でございまして、PRが足らないのではないかと御指摘でございますので、今後もPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 農機具の補助については、今後検討をさせていただくというようなことであります。それはぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、米価への補助については、これはやっぱり今すぐにも、今後また財政部局と相談というんでは、非常に的を射てないようなことになるというふうに思います。今年度のことですから、それについてはぜひ、ちょっとまた町長のほうからも御答弁いただきたいというふうに思いますけども、そのように私は思っています。近隣の赤磐市では、昨年の定例会において生計の半分以上が農業収入による農家という限定はあるんですけども、2割以上の減収があった月が一月でもあれば、一律20万円の援助を行ったというような例もございます。そうしたこともありますので、今般の米価下落については、ぜひ実現をしていただきたい。今年度中にやっていただきたいというふうに思います。

続いて、それ以外に中山間の地域の農家における現時点の最大の悩みは、何といたっても除草作業だろうというふうに思います。先ほど課長のほうからもございました。草刈機の貸出事業を始めたということでもありますけれども、リモコン式の草刈機や自走式の草刈機などを購入をして貸出しをしているということであって、町民の皆さんからも喜ばれて評価されているというふうに私も思っていますけれども、農業従事者の高齢化が進み、除草作業そのものが、そうした道具があっても、その除草作業そのものが困難になってきているということもありますし、構造改革したことによって、のり面が非常に大きくなって、自走式の機械も手が届かないと、どうしても斜面に降りて草を刈らなければいけないというような事態にもなっているというふうに認識をしています。

そこで、そうした大きなのり面には、防草シートを施工するというようなことは考えられませんか。除草作業自体が軽減できるというふうに私は思っています。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度なども施されていますけれども、それらを活用して防草シートの施工をするというようなことを、町がそういうことを指導して、そういうお金もそっちのほうにも回す。あわせて、それとは別にまた防草シート施工の補助も行っていくというようなことは考えられませんか。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） ありがとうございます。

除草ということなんですが、まずその草刈機は、今年度、和気地域へリモコン式1台、それから佐伯地域へ1台導入させていただいて、非常に草の伸びる時期というのは皆さん方に御活用いただいたところでございます。今後につきましては、大きさのこととか、その刈れる範囲のこととか、能力のことで研究をさせていただいて、さらに大変農家の方の御負担になっております除草作業の軽減に向けて充実をしていきたいというふうに思います。

それから、防草シートにつきましても、中山間の直接支払制度の各協定内の事業の中で、既に防草シートの施工というのを取り組んでいらっしゃる地域もあるというふうに聞いております。単価的にも防草シートは結構費

用がかかりますので、計画的に草刈りのしにくいところ、管理のしにくいり面については防草シートによる施工というのをやっていたらということ、成功事例がございましたら、これも各地域の中山間の協定の代表の方に情報提供させていただいて、こういった管理の方法もあるんだということ町の方からも御提案をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 防草シートの関係については、そうしたことをされてるところも町内にもちょっと見かけたりもします。したがって、その中山間の直接支払いの中のお金を使えるメニューの中にあるということでしたら、ぜひそれはきちっといろいろ各区の代表に御提案をして、そうしたことも考えていただく。お金が足らなければ、幾ばくかでも補助をしていくというようなことも検討をお願いしたいというふうに思います。

これが最後になりますかね。これが最後になるんですね。それでは、ふるさと納税の関係についてちょっと教えていただきたいんですが。

地方財源の確保、ふるさと納税というのは、非常に脚光を浴びて、和気町も今年既に1億円を超えて2億円にまで迫る、今年度中には、ぐらいのことで、非常に返礼品を含めて、いい取組がされてるなというふうに私は感心をしているところです。

和気町には、田土だとか山方など、棚田百選に選ばれてはいいんですが、選ばれるようないい場所も農地もございますから、そうしたところを活用して、水稻、稲作のその米のブランド化なんかは考えることができないかなというふうに思います。前回の定例会では、同僚議員が田土にサンショウを育成してはどうかという御提案もされていたというふうに思います。その関係について、サンショウを植えるということについてどのような検討がされているのかなということも含めて、米のブランド化についてお答えをいただければというふうに思うのが、これ課長、それ1つ御答弁と、あと町長のほうから、先ほどから私がお願いして米価の下落に伴う農家への補助というものは考えないかということ町長のほうから最後に御答弁いただいて、御英断をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） ふるさと納税制度の返礼品によります農産物の特産化に関しましては、米農家の方への支援といたしまして、ほかの自治体、地域と差別化を図るために、特定の品種やそれから栽培方法によりまして和気町のブランド米として、ふるさと納税制度の返礼品に加えることというのを今研究をしているところでございます。現在、関係機関と調整など、町のブランド米といいますか、和気町を代表するような米として御案内できるように仕組みづくりを検討しております。それと併せて、ふるさと納税に絡めて、その中で何か農業支援に使えるような、そういった施策も考えていくべきではないかというふうに担当課のほうでは考えております。

それから、前回の議会で御提案いただきましたサンショウのその後についてでございますが、地域の方からもその後、いろんな御提案をいただきまして、現在JAとか、そういったところと実現に向けて調整をしているところでございます。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 米価が9,200円とか、非常に厳しい状況になっておるわけでございますが、先ほど担当課長が申しあげましたように、実はうちの場合、ふるさと納税、今予算的には1億8,000万円、ここで3,000万円、歳入を補正させていただきますが、大体2億円に、もう2億円を切らんよというところでやりよんですが、この2億円のお米を集めることによって、その返礼品の15キロを今行きよんですが、15キロが今きぬむすめで、15キロがその差額的なものを農家の人に御負担をするという方法もあるし、ただ農協に加わっていただいてその事業をやるとすれば、農協へお預けをする倉庫貸であるとか、それからいろんな経費がか

さみますので、負担がかなりなことになってくると。そんなことより、もう直営でやっていこうというので、町内の農家の皆さんに御協力がいただける方はぜひ協力してほしいということで、そのお米を集めて精米をして、実は清麻呂米という名前をつけさせていただいて、清麻呂米のブランドで今発送させていただきようります。15キロで行きようります。これが高じてか、人気があえんです。それで、かなり金額も上がってきよんですが。

そういう方法でも、その差額を農家のほうへ御負担をさせていただくとか、それからもう一つは個人での売買というのをいろいろ聞くんですが、大体1俵1万3,000円より安くは売っていないぞという人がほとんど、私の耳へ入ってくるんです。ですから、農協へ9,200円を出しようられる人っていうのと、その9,200円の米は1万3,000円ぐらいで自分の関係者、知り合い等に毎年その代わり責任を持って確保するというようなやり方をしようられる方もおられるわけございます。そういうやり方をしようられますし、農協へ9,200円を出したって、後で精算をせられるわけですから、農協が売却したら、その後、精算金が出てくるわけですから、そのあたりのこともあるわけでございます。

そういう状況の中で、町が行政でその負担をさせていただくということになってくると、もう1俵当たり幾らとかというようなことにはなかなかならんので、作付面積で考えさせていただくんがあえんかなという判断も内部で実は今やりようります。何らかの方法でちょっと検討させていただきますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 最後、町長のほうから御答弁もございましたけれども、個人売買を確かにされている方もおられますけれども、JAへ出したり、あとJAに出さなくても、例えば民間でやられてる高原商会でお世話になって売られてる方もいると。そうすると、それについてはもう米のいわゆる概算金ということで9,000円少しということになります。あと売買が済んだ後、実績が出た後、加算金も確かにありますけど、それはそんなに大きな額にはなりません。そういうこともございますから、それについてはどのような方法をするのか、反当たりにするのか、1俵にするのか、はたまたJAだとか、そういうお米屋に売られて原価が安くなったお米にするのか、いろんなことが考えられるでしょうけれども、その点については町の執行部の方々に検討いただければ結構ですけれども、ぜひとも水稻農家の方に補助をしていただければありがたいなというふうに考えています。

いずれしましても、農家が高齢化と後継者不足という状況の中で非常に厳しい状況になっていますけれども、産業振興課のほうでいろいろ手だてを考えていただいて、今後も支援できる施策を考えていただければというふうに思えます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本泰正君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

政府は先月、過去最大規模の経済対策を決定しました。その内容には、来年2月にも保育士や介護士の給料引上げを実行することが明記されています。そこから波及したのか、看護師や幼稚園教諭などの業種においても同

様の引上げを検討しているとのこと。この方針に関して、保育士や看護師などの当事者だけでなく、多くの国民からも称賛されていると思います。私も賛同いたします。

保育士や介護職は社会的に重要な使命を持っていますし、教育を受けて資格を持たなければその職に就けない専門性のある人たちです。しかしながら、重労働などの厳しい労働条件、低い賃金や待遇の中での仕事をしています。こうした厳しい条件下のために離職をせざるを得ない人も少なくないというのが現状のようです。そうした社会を直接支える人々の処遇を改善すべきという機運も高まっているように感じています。しかしながら、賃金の値上げ幅は月額9,000円程度だという声も聞こえてきます。どうでしょうか、月額9,000円の給料アップと聞いて、保育士たちのモチベーションが上がるでしょうか。潜在保育士と言われる保育士の資格を持っているのに保育士として働いてない人たちが保育の現場に戻ってくるでしょうか。子供の数も減少してるから保育士は足りている、だから給料はあまり増やさなくてもいいということではないと思います。この機会に月額5万円、せめて3万円ぐらい上げる必要があるのではないのでしょうか。給料の額にかかわらず、保育士たちは一生懸命仕事をしてくれています。だからこそ、その人たちの社会貢献にふさわしい給料で報いるべきではないかと思えます。

都市部では私立の保育所もあり、国からのお金が保育士の給料にほとんど反映されず、経営者の給料や施設の改善に充てられることが多いとのことですが、本町においては長がやる気になれば、ダイレクトに保育士の給料アップにつながると思いますので、ぜひ積極的に検討していただきたいと思えます。もちろん様々な厳しい事情があり困難だろうということは想像いたしますが、前向きに検討していただきたいと思えます。

先日、日笠診療所の医師の報酬の日額は5万7,000円と聞きました。日額と言っても、朝から夜までではなく、3時間程度の勤務だと思います。保育士は朝から夕方まで働いてもその数分の1です。私は不公平な気がします。同一労働ならば同一賃金であるべきだと主張はしばしば聞かれますが、同じ社会を支える仕事なのに業種が違うのだから不公平は仕方ないといった風潮は今後は是正していくべきものではないかと思えます。別に医師への給料を下げろということはありませんが、値下げ交渉するとか、入札的な仕組みで報酬を決定するとか、日笠診療所の利用者には交通費を負担するとかして、町内の病院に通ってもらうとか、何か知恵を出していただいてはどうかと思えます。

話を戻しますと、医師への高額な報酬の支払いができるのであれば、保育士に対しても給料アップを考えていただきたいと思えます。と同時に、保育士の仕事の軽減につながる何かができないでしょうか。必ずしも保育士がしなくてもいい事務作業を教育委員会が手伝うとか、無意味な事務作業を軽減していくとか、そういったことでもいいと思えます。

質問に移ります。

政府は、保育士、介護士などの給料引上げを予定していますが、町としてさらなる上乘せや労働環境改善などの支援ができないでしょうか。難しいとしたらどのようなところが難しいでしょうか。またできるとすればどのような支援が可能でしょうか。お答えください。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） それでは、尾崎議員の御質問にお答えいたします。

国会におきまして審議されております経済対策に係る令和3年度の国の補正予算には、看護、介護、保育などの現場で働く方々の収入の引上げが盛り込まれております。現在審議中ということもありまして、その詳細が示されているわけではございませんが、国が検討しているのは、民間事業者に対する運営委託費補助金の算定に用いる国の公価格の職員処遇改善費などを今回手当することにより、民間における職員の賃上げに寄与しようとするものでございます。公立の保育園等に勤務する職員の給与改善に関する記述は確認できておりません。しかしながら、今後におきましても情報の収集に努め、都度適切に対応してまいりたいと考えております。

保育士をはじめ職員、会計年度任用職員の給与につきましては、和気町職員の給与に関する条例、和気町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則をはじめ関係規定によりその運用がなされておるところでございます。適正給与については、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、給与面に限らず、労働環境の整備につきましても、保育の現場、所管の教育委員会、人事担当部局等におきまして、よりよい方向に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

現在の保育士等の確保、定着対策の取組の一例といたしましては、事務補助員の各園への配置、職員面談、アンケートの実施、園長経験を持つ指導員の配置などを行っておる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。参考になる情報もありました。適正な給与を今後検討していくということ、それから補助員の配置などをやってくださっているということで、今後も保育士にかかわらず、社会を支える仕事の方が十分な報酬を得て働けるように、町に関係するところはお願いしたいと思います。

それとともに、保育士の給料アップとともに、関連して放課後児童クラブも併せて検討していただきたいと思います。放課後児童クラブは、学童保育とも言われ、同じものを指しますが、その指導員の待遇改善も必要なんじゃないかなと思っております。放課後児童クラブに関しては私の長男もお世話になりまして、町からの補助金もあります。非常に厳しい中、保護者が運営資金を出し合いながらやっております。町からの補助金もいただいております。そういった状況を踏まえて、町からの補助金の増額、環境整備なども検討していただきたいと思います。

児童クラブのお母さん方は仕事を抱えていて、共働きで仕事と育児を必死で両立されている方々です。お母さん方と言いましたが、私が長男を児童クラブに預けているときは、お母さん方に混じって私が仕事を分担していました。男性の力が必要なこともありました。どちらかというとお母さん方の中に男性が1人混じってるというのは、お母さん方にとってみたらやりにくいことのほうが多かったんじゃないかなというふうに思っております。お母さん同士、子育ての悩みを相談し合ったり、夫への愚痴を言ってストレスを発散したりとか、そういったことの邪魔になったんじゃないかなと思って、ちょっと申し訳なく思ったりもいたしました。こうした御時世ですので、積極的にお父さん方の子育ての参加も進めていければと思います。それから、もう子育てが終わったベテランのママさんとか高齢者の方に、放課後児童クラブの見守りとかお願いできたらというようなこともちょっと広報してみたらどうかと思ったりしております。

私ごとですが、児童クラブだけでなく、学校のPTA活動もやりまして、保育所から中学校までずっとお母さん方に混じってやってきました。たまに私以外のお父さんが参加することがありましたら、非常にほっとする思いがいたしました。今後も男性の育児への参加、PTAの参加、児童クラブへの参加ということが今後の社会としての課題でもあるかと思えます。以前は、保護者のことを父と兄と書いて父兄と言っておりましたが、今後、お父さん方の参加も当たり前になってくるといいかなというふうに思っております。

ちょっと行政に直接関係ないことを述べてしまいましたが、質問に移りたいと思います。

さて、これも難しい問題かもしれませんが、放課後児童クラブの指導員の給料の引上げや労働環境改善、保護者の負担軽減について、今後町として取り組んでいけるようなこととかありましたら、答弁いただけたらと思います。難しいなら、どういった課題があり困難かということをお答えいただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 放課後児童クラブの指導員の給料引上げや労働環境改善、保護者の負担軽減はできないかについてお答えをさせていただきます。

和気町には現在4つの放課後児童クラブがあり、いずれも保護者による運営委員会が放課後児童健全育成事業

を行っています。児童クラブの運営費は、保護者が負担する利用料と町からの補助金で成り立っています。指導員の給与設定については、運営委員会が運営費の範囲内で定めておりますので、児童クラブによって異なっております。

御質問の指導員の給料引上げや労働環境改善につきましては、放課後児童支援員の賃金改善や、経験等に応じた支援員の待遇改善を促進することを目的とした放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業というのがありまして、各クラブにこの事業の活用をするように支援をしていきたいと思っております。

次に、保護者負担につきましては、保護者運営のため、役員になった保護者の負担がかなり大きいことは承知しております。その改善に向け、今年度教育委員会も参加した放課後児童クラブ連絡会を立ち上げ、各児童クラブの代表役員に集まっていただき、現状の課題等を確認しました。

主な課題としましては、放課後児童支援員の確保、会計処理、教育委員会へ提出する書類の作成、人間関係のトラブル対応などが挙げられました。これらの課題に対し、会計事務の一部委託を推奨したり、提出書類の簡素化を図ったりして負担軽減に努めておりますが、支援員の確保等、すぐには解決に結びつかない課題もあり、運営委託も含め、保護者会と協議をしているところでございます。今後もそれぞれのクラブの実情に沿った形で保護者の負担軽減につながるよう、町として支援してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 積極的に関わってくださっているということがよく分かりました。教育委員会のほうも積極的に連絡会ということで関わってくれたり、トラブル対応にまで気を配っていただいたり、それから煩雑な会計を委託するようなことも検討されてるということで、保護者の方も感謝しているんじゃないかなと思いますし、今後さらなる支援をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 新型コロナの感染者数も落ち着いてきました。新種のオミクロン株のニュースも入ってきて、新型コロナ騒動もまだまだ続くのかもしれませんが、テレビや新聞は感染者数と言っていますが、正しくはPCR検査陽性者数であります。無症状の人も多く含まれています。海外でのオミクロン株の感染が広がっているとのことですが、現時点では症状は軽いという報告のようです。引き続き注意が必要ですが、日本での感染は落ち着いている状況であります。

現在、本町では新型コロナで亡くなられた方とか重症の方はいないようですが、分かる範囲でいいので、もう少し詳しい情報を教えていただきたいと思っております。プライバシーに関することではなくて、濃厚接触者と言われる家族や職場の人等に感染した率などを聞きたいと思っております。統計としては35人というのは、少な過ぎてあまり参考にはならないかとは思いますが、なかなかそういった情報が入ってこないのをお願いしたいと思います。

知りたいのは、家族や職場という濃厚接触の場面で高い確率で感染するのか、それが低い確率なのか、そういうことでもあります。それによって対策も異なってくるかと思っております。プライバシーの観点から、県から町へなかなか情報が下りてこないということも知っておりますが、全国的な情報でも構いません。既に神崎議員への答弁で大体のことは分かりましたので、補足などあれば、参考になる数字をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） それでは、尾崎議員の本町のPCR検査陽性者の人数、重症度、ワクチン接種の有無、家庭への感染の広がりについての御質問にお答えいたします。

PCR検査陽性者数、重症度については、先ほど神崎議員の一般質問にて回答させていただいたとおりでございます。

陽性者数のうち、ワクチン接種の有無についてでございますが、個々の陽性者のケースについての報告はござ

いませんが、町内の陽性者のうち、ワクチンを2回接種しているにもかかわらず感染したケースもあったというように保健所からは聞いております。

また、家庭内感染のケースでございますが、こちらについては6例ございました。ただ、町内の状況としましては、家庭内感染よりも外部感染、いわゆる感染経路不明といったケースが非常に多い状況でございます。ただ、これは今までのアルファ株、デルタ株での状況でございますので、今後オミクロン株等が入り替わった場合には、また状況は変わってくるという可能性もあるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。6例が家庭内感染ということで、意外と濃厚接触しても、従来株で言いましたら感染することもそれほど多くないのかなという印象であります。また、オミクロン株とか、これはまた別のことになってくると思っておりますので、また引き続き警戒が必要かなとは思いますが、それにしても、35人という数字は、全町民の0.26%、1,000人に3人にも満たない数で、全国平均の5分の1ほどということで、これも町民の皆さんの努力によるものが多いのではないかなとも思います。

オミクロン株の感染拡大を心配する声もありますが、毒性は、ただの風邪レベルだとの意見もあります。我が国においては、他国に比べて非常に感染が少ない状況を維持しております。SNSで情報交換していると、学校により対策の差がかなりあることが分かります。体育の時間もマスクをしている学校もあれば、体育の時間は原則マスクの学校もあるようで、近くの佐伯小学校では、運動場で遊んでいる子供たちはノーマスクですけども、先生はマスクを着用しているという姿をよく見ます。本町ののこにこ園、小学校、中学校では現在どのような感染対策をしているのかを教えてください。小・中学校は一律の対策をしているのか、佐伯小学校のように児童数が少ない学校では若干緩くやってるのか、そういったことをお答えいただければと思います。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 現在ののこにこ園、小・中学校での感染症対策についてでございますが、国が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これは11月22日に改訂されたものでございます。こういったものや県の通知に基づき、健康観察や手洗い、マスク、換気等、基本的な感染症対策を中心に学校には対応をお願いしているところです。消毒については、手洗いが適切に行われている場合は省略することも可能というふうにしております。

議員がおっしゃったマスクについてですが、身体的な距離が十分に取れないときはマスクを着用させるが、本人が息苦しいと感じたときなどにはマスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応ができるように指導することとしております。ちなみに、体育の時間や外遊びのときなどは、原則外すようにしております。

また、行事や各種教育活動につきましては、活動の目的や教育的意義に照らし、内容や方法を工夫するなど感染防止に配慮し、可能な範囲で実施をすることとしております。

具体的な取組の内容につきましては、校園長会で協議、確認し、共通理解を図りながら進めておりますので、町内、特に同じ校種につきましては同一歩調の対応となっておりますが、行事の在り方等については、学校規模や会場等に応じて各校園で判断することとしておりますので、結果的に多少の差は出てきているかと思いません。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

毎朝、検温して、検温カードに記入していくといったような対策は保護者の負担にはなりますけども、それほど大きな手間でもありませんし、ある程度の年齢になりましたら子供が自分でもできるかと思っておりますので、続け

ていってもいいかなと思います。過度な手指消毒はされていないという答弁でいいなと思いましたが、風邪でもないのにマスクを着用するという対策は、コロナ終息後はあまりしないほうがいいんじゃないかなと思います。

以前にも申しましたが、過度なアルコール消毒というのは、常在菌という肌を保護している、バリアの役割をしているよい菌まで死滅させますので、人間が本来持っている抵抗力を失わせるんじゃないかなというふうに私は思っております。私たちは、もうそういった菌やウイルスの中で生活しておりますので、もうちょっと私たちが持つ抵抗力とか自然の免疫力というのを信じてもいいんじゃないかなというふうに個人的には思っております。しかしながら、風潮はワクチンを打つ以外にウイルスに打ち勝つ方法はないというふうな感じで進んでおりますので、そういった意見もあるということでとどめておきます。

あと、マスクの効用なのですが、私の娘が小学校5年生なのですが、マスクが嫌いで、マスクをしておりますが、長くしていると気分が悪くなるというふうなことは言います。運動場ではマスクを外せるので喜んでおりますけども。逆に、マスクが手放せなくなってきたというようなこともありまして、以前からネットで言われてた、顔パンツというようなことはワイドショーなどでも取り上げられるようになりました。こうしたマスク依存、対面コミュニケーションの不全ということが今度新たな現代病として警鐘を鳴らすような感じになってくるんじゃないかなというふうに思っております。

以前にマスクが子供に及ぼす影響ということで、保育士がマスクをすることによって、子供の情緒の発達に影響がないかということが心配だということの疑問を投げかけましたけども、笑うというのは動物の中で人間だけが持つ特徴だとも言われますので、そのあたり過剰になり過ぎないほうがいいなというふうに個人的には思っております。小・中高校生においても、酸素濃度が低くて二酸化炭素濃度が高い生ぬるい空気を吸い続けることは、脳の発達に悪影響があるというふうにも言われますので、それに加えてそういったマスク依存症のような精神的なマイナスの影響もあるかと思っておりますので、マスクの着用については今後の新型コロナの状況を見ながら検討していただきたいと思っております。

マスクの専門家は、マスクは有効だというふうに主張しておられますが、どうも正直私はあまりピンときておりません。マスクが有効だと言われる根拠の一つとして、スーパーコンピューターの富岳のシミュレーション結果とかがあるかと思っております。それも非常にその実験は、互いに向き合わせた人形の顔の部分大きい水槽で囲ったような環境下の実験でありまして、実際の私たちの生活する場面とは大分違うようなものであります。

そういったところでしたものの結果で判断したりとか、それから最近では、マスク、不織布のあのパッケージに花粉99%カットとか、それからVFE99%カットといった文字が出てまして、ウイルスを99%もカットするんだと思ったら、物すごく効果があるような感じがいたします。全国マスク工業会というような認定的なマークがあったりもしますが、それは会員ですよというのを示すだけのもののように、それでもいかに信用できるような感じがいたします。

そういうこともあります。ちょっと私は実験をしてみました。よかったです後で皆さんも実験してみてください。いや、不織布マスクを手でこうやって口にぐっと押しつけて隙間がないようにして呼吸しますと、非常に息がしづらいです。息を吐くにも吸うにも力が要ります。同じことをウレタンマスクでやってみると、全く問題なく呼吸はできます。あと、そういうふうにぐっと押しつけると息が苦しいんですが、普通にしていると、それなりに息ができるということは、普通に考えたら息のほとんどはフィルターを通過しているのではなくて、隙間から出入りしてる部分が多いんじゃないかなというふうに考えられます。そういうふうに考えてみると、幾らフィルターの性能が高くて、周りからほとんど空気が出入りしているんでしたら、あまり関係ないんじゃないかなというふうにも思ったりいたします。

ウイルスが攻撃する側で、人間が守る側だとしますと、守るほうが圧倒的に不利になります。攻撃するコストと防御するコストでは比べ物にならないくらい違います。これはウイルスに限りませんが、SPという要人を警

護する警察官がいますけども、攻撃側がいつ狙ってくるか、どんな方法で狙ってくるか分からないので、攻撃側よりも莫大なコストがかかります。玄関の鍵を毎日閉めたりしますが、それも大部分はもう無駄な防御で、何十年かに1回の泥棒の侵入を防ぐために毎日やってるようなもので、そういったことを考えると防御というのは非常にコストがかかるというようなことです。そういうことで、万が一のこと考えて私たちは検温して、手指消毒をして、マスクをして、ソーシャルディスタンスをして感染症から身を守っておりますけども、そういったコストも結構かかっているということを考えますと、程々の落としどころを見つけて、これまでの日常に戻っていくのがいいんじゃないかなあというふうに思ったりしております。

専門家は人流を押さえろとかというようなことをずっと言うておりましたが、人流が増えたにもかかわらず、感染者数は落ち着いてきました。テレビに出る専門家は、口をそろえて新型コロナが減少した原因が分からないというふうに言われますけども、私がネットでフォローしている専門家は、おおむね正しく分析をしていたように思います。井上正康先生とか上久保靖彦先生、京都大学の宮沢孝幸先生とか藤井 聡元内閣官房参与、木村盛世元医系技官、大橋 眞徳島大学名誉教授、内海 聡医師、それから600人以上の新型コロナ患者に対応して、一人も死なせていない長尾和宏医師とか、「ホンマでっか!?TV」とか「虎ノ門ニュース」でもおなじみの武田邦彦先生とか、漫画家の小林よしのりさんなど、そういった方は比較的正しく状況を分析していたように私は思っております。そういった人たちは製薬会社からはお金をもらっておりません。書店に行って、新型コロナやワクチンの関連の本のコーナーに行きますと、テレビや新聞とは全く違った論調の本がほとんどという状況であります。書店に行かなくても、インターネット上でアマゾンとか楽天ブックスのサイトで、コロナと検索していただいたら、ずらずらっとテレビや新聞の論調とは真逆のタイトルのものが並んでおります。そう考えると、いろんな方向からの情報を得て判断することが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

あと、学校での感染症対策の大きな方針は、厚生労働省とか文部科学省のほうの方針に従って町の教育委員会が決めたり、それからある程度は各学校での運営の裁量範囲でされてるかと思います。その教育委員会の方針とか学校の裁量はどのように決定されるのかというのをちょっと知りたかったです。

小学校の娘のカリヨン研修の際や、もう卒業しましたが、息子の修学旅行の際などは、保護者アンケートを取ったりいたしました。詳細な結果は公表されなかったというふうに思いますが、それを教育委員会なり学校長が取りまとめて判断されたのではないかなというふうに思います。あくまで想像なんですけども、少数派であっても慎重な意見があれば、そちらのほうを重視せざるを得ないというような状況もあるんじゃないかなというふうに思ったりします。修学旅行に行かせてやりたいという意見が多数派であっても、中止にしたほうがよいという意見が少数あれば、そちらのほうに傾いたりするのではないかなというふうに思ったりします。

私としては、一日も早く子供たちをマスクから解放させてあげたいというふうに思っております。大人でも、いつになったらマスクを外しますかという問いに、ほかの人が外し始めたら外すというような意見が結構多いようです。そうしていると、結局いつまでたってもマスクが外れないということになりますので、文部科学省とかマスクの方針を打ち出したりすれば変わるのかもしれませんが、現在、文部科学省もマスクに関する指導は緩和の傾向にあるようですし、もともとマスクは推奨するが、強制ではないというふうな方針でもありました。そういうのを強制せずに町でもやったださっているということは、いい判断ではないかなと思っております。

私としては、今までの日常を取り戻す一歩として、筆記試験のときはマスクは不要とか、習字や図工など、会話をしない場面ではマスクは自由といった、そのあたりから進めていただければと思ったりいたします。無言で静寂な教室であれば、飛沫も飛ばないと思いますし、酸素不足で集中力が鈍るとか、眠たくなるというようなことも避けられると思うからです。残念ながら、科学的根拠に基づく対策ではなくて、感情に左右される対策が採用される傾向にあるというふうに感じております。それはそれとして、まず筆記試験とか、体育の時間と

か、そういったところからマスクのない日常生活を徐々に徐々に取り戻していただいて、給食もおしゃべりをしながら食べれるような状況にまで持っていけたらというふうに思っております。

逆に、こうした状況が長く続きましたので、マスクを外したいという子供がいる一方で、マスクを外すのが怖いという子供もいると思いますので、そういった子供には、またケアをするなり、それから周囲が、先生方が外すというようなことで、安心して外すようになるのではないかなというふうに思います。

最後の質問になりますが、こうした日常を取り戻す参考として、にこにこ園、小学校、中学校での感染症対策の程度はどのようにして決定しているのか、保護者の要望などで変わる可能性もあるかなど、答弁いただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 様々なデータ、情報を御提供いただきましてありがとうございます。また、今後の参考にさせていただこうと思っております。

対策の程度はどのように決定しているのかということですが、基本的に先ほど申し上げた国や県からの通知やガイドライン、県や町の対策本部会議の方針に基づき、町内の感染状況を踏まえて町教育委員会が立案したものを町の対策本部会議で承認をしていただいております。場合によっては、県立学校や近隣市町村の対応を参考にすることもあります。

今後も、議員が先ほどおっしゃった学校に園に日常が戻ってくるよう、感染症対策と教育活動の充実のバランスに配慮をしながら、子供たちの健やかな成長を支援してまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） そうですね、バランスに配慮して、状況を見ながら決めていくというふうなことで答弁がありました。私たちはリスクの中に囲まれておりますので、ゼロリスクということはできませんが、そのバランスの中で決めていただけたらと思っております。

ちなみに、警察庁によると、去年、行方不明になった人は、その前の年から1万人減って7万7,000人ということでした。そのうち10代は1万2,860人、9歳以下も1,055人でした。そういうことを考えると、新型コロナで重篤になる可能性よりも、行方不明になる可能性のほうがずっと高いということが分かります。もうすぐ年末年始を迎えますけども、毎年1月だけで1,300人の高齢者が餅を喉に詰まらせて亡くなるということですので、高齢者にとっても、新型コロナより餅のほうが危険だというようなことではないかなというふうに思っております。しかしながら、高齢者への餅を禁止するという声は聞こえてきませんので、そのあたり数字に基づいて判断することも必要ではないかなと思っております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 学校での子供たちの笑顔が、マスクのない笑顔が見られる日が来るように願っております。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 先に前置きを、ちょっと長くなるかもしれませんが、させていただきます。この質問に当たりまして3問質問させていただくわけでございますが。

私は、平成19年に新和気町の第1回の町議選で、町長とそれからO元議員、そしてH元議員と同期でございました。4人の同期議員がいらっしやった。私は町長とは、今まで足かけ15年、御指導いただいたり、いろいろとお互いに切磋琢磨、意見を交わしながらやってきたわけでございます。そのうち、議員同士としては12

年、あと3年は町長と、立場は違っておりますが、一緒に和気町政に携わった者として意見を言わせていただきたいというふうに思っております。

このたび町長の任期があと4か月で満了するというので、先ほど同僚議員は町長に対して前向きな、言わば普通に言う持ち上げ質問というか、そういう形でやっておられましたけど、私は逆のかなり叱責をするというか、今までの流れ、いろいろありましたけれど、その十何年の中では、いい面もあったわけです。例えば区画整理事業というのは和気町にかつてあった。その残りかすというか、和気和気まちづくり株式会社というのがありました。それが解散をしなきゃいけない、そういうところでは、草加町長は非常にいい方向でやられてたというふうに私は思っておりました。一生懸命町のためにやろうという気持ちが非常に同じような気持ちであったということがありました。

ところが、駅前整備事業、そして学校統廃合の事業、そういう点でだんだん変わっていったのではないかと、残念ながらそういうふうになっていったのではないかと思っております。また、平成23、4年頃でしたか、勉強しようやということで、議員の関連の施設でいろいろ学習会をさせていただいた。いわゆる16人の議員の中で、10人の議員がそこへ参加するという時代もありました。いろいろとその御指導は賜っていったわけですが、今後の方向性については私はちょっと疑義も感じるもので、質問をさせていただきます。

まず第1番目、町長の政治的、道義的責任を問うというテーマで質問します。

これは言い換えれば説明責任をお願いしたいということでございますが、まず間違いがその質問要旨の中でありましたんで、それを1つ訂正させていただきます。平成26年4月に文書の中で、「議長であった町長」はとなっておりますが、これは「議員であった町長」というふうに訂正させていただきます。

平成25年に、和気町の第3の老人ホームをプロポーザルという方法で選定しておりました。そこには社会福祉法人H、株式会社M、社会福祉法人Sと、3者の応募があったものでありました。その中から選定をして、社会福祉法人Sに決まっております。その後に翌年、平成26年4月に当時議員であった町長は、この社会福祉法人に土地を売却しております。衣笠の土地です。これにより町長は、ある程度の金銭的利益、幾らで売却したかは知りませんが、を得ているわけであります。そのために巷間いろいろと言われているようであります。そういうことで、李下に冠を正さずということわざもありますが、そういう問題について責任といいましょうか、政治的、道義的責任は感じないかということがあるわけでございます。ぜひそのことについて説明をお願いしたいというふうに思っております。

それから次に、平成27年、2015年です。その当時の自民党の参議院岡山県選挙区候補の公募が行われたと。それに対して御息が手を挙げられたと。それで、自民党内で運動されたと思います。そのときに岡山市のS設計事務所に応援してもらったのではないですか。これは端的にお答えいただきたいというふうに思います。

それから、その後であります。そのS設計事務所が平成28年度、矢田工業団地の設計を落札している。これは3,186万円。それから、平成29年度、防災都市公園の基本設計、これが720万円、令和元年度、矢田工業団地、これが1,270万円で落札している。この特に工業団地については、いろいろと災害が起こるということで一遍で設計が片づかなかったということで、いろいろとよく分からなかったということで質問したのも記憶しておるところでございますが、それを合計しますと、設計の5,176万円です。これは文書公開で分かった設計だけでありまして、ほかにひよっとあるのかも、私は知らない。残念ながら和気町は設計については文書を公開しておりませんし、最初からは出していないと。総務課に行ったら見せると言うんですが、それは建設等の工事です。その分の設計は出ておりますけど、この点については設計については全部は公開してないということで、文書公開でこのことは分かりました。

関連で、これは額は分かりませんが、この和気町の第3の老人ホームの設計額、これはその社会福祉法人のあの老人ホームに行って聞いたところ、やはりこのS設計事務所がやっているというふうに聞いているわけであり

ます。

そういうことで、ぜひその点で政治的、道義的責任というか、そういうものはないのか、何も問題なかったのか、説明だけお願いしたいと。それがまず1点でございます。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） この御質問につきましては、私はその趣旨が到底理解がし難い内容であります、一般質問という形で通告されておりますので、お答えをさせていただきます。

和気町議会会議規則第61条に、一般質問については、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができるとなっております。1点目の土地売却の件、2点目の息子の選挙に係る件につきましては、いずれも町長就任以前の私個人並びに家族の私的なことでございますので、町の行政運営と全く関係がないということについて、この場で答弁をする必要はないものと、答弁を控えさせていただきます。

3点目の公共事業の件につきましては、和気町の事業に関する質問ですのでお答えしたいと思います、その前に、通告書にあります質問要旨の記事内容に誤りがありますので、訂正を申し上げておきます。

平成29年度、防災都市公園基本設計は、契約額777万6,000円、税込みです。令和元年度、矢田工業団地に係る、この会社との契約額は649万円、税込みでございます。

業務は正しく行われたかのお尋ねでございますが、入札、契約、成果物の納品等一連の事務事業は法令の通り適正に処理されていることを確認いたしております。ちなみに、平成28年、29年の2事業につきましては、私の町長就任前、前町長当時のことでございますので、私は関与いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 町の会議規則で聞けないということですが、私自身はそんなことはあり得ない、政治的な責任というか、町勢の振興についてどういう方向にあるのか、今の社会福祉の問題やそういうこととも関連があるし、正しい事務が行われているのかどうなのか。そういう点で、国政のほうでは国政私物化ということで総理大臣の責任が問われている。そういうことについて国会で質問しているわけでありまして、地方議会でもやはりその執行権者の姿勢についてただすことは、十分そういう必要なことだろうというふうに私は思っている、この今の答弁には承服しかねるわけでございますが。その点で答弁を拒否されるということで、その点はどういうふうになるんですかね。ちょっと私は理解できないので、もしあれだったら休憩してもらえますか。休憩動議、誰か出してもらいたいんですけど。

○議長（山本泰正君） 私のほうから一言言わせてもらえれば、道義的責任はあるかないかという質問でございますので、本人が拒否されればやむを得ないというふうに私は判断しますが。

○8番（西中純一君） ということは、道義的責任ということで、それは質問できないという解釈ですか、議長。

○議長（山本泰正君） はい、私はそう解釈いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 2番の質問は、地方自治の原点に戻るべきではないかと。これも政治姿勢についての質問でございますが、だから答弁は総務課長、まち経営課長というのも書いてるけど、私はこれ書いたのは、後で付け加えているんで、できるだけ町長のお言葉で答弁をいただきたいとは思っているんですけど。

まず、防災都市公園、それからドローンによる実証実験、駅前マンション、これはまだ全然つけていない問題ではありますけれど。あと環太平洋大学誘致による石生地区の活性化、これは総合グラウンドと石生小学校を20年間貸し付けて、今ああいうふうになっているということでございます。和気小学校も貸しておりますね。それから、ポートピアの誘致、そういうものがちょっと町政が旧来の地方自治、そういう考え方からかなり枠を超えて行っているのではないかと、これについては地元の方でもいろいろと問題点を言われる方もいらっしゃると思います。本当に住民自治という立場に立つと、やはりもう少し住民の立場を優先して行政に当たってもらうべき、堅実な行政にするべきではないかというふうに思っております。

かなりこれは当たってないと言われるかもしれませんが、以前おられた議員が、草加王国をつくってはいけないというふうに言われたことがあった。私もそれは同感でありまして、本当に地方自治の原点に戻って佐伯、和気の平等な関係だとか、一体的なまちづくりだとか、もっと基本に立ち返って町政を執行していくべきではないかというふうに思っております。ぜひ町長から御答弁いただきたいというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） この問題につきましても、私にはその趣旨が到底理解がし難い内容であります。地方自治の本旨にのっとりまして、住民生活の安心・安全のために防災施設や、福祉向上を目的にした各種事業等に職員一丸となって日々誠心誠意全力で取り組んできておりまして、御指摘の向きには全く当たらないものと考えております。議会に対しましても、各種事業について十分説明も申し上げ、予算審議等を通じて和気町の行政の方向性について協議もさせていただいて、御同意をいただいておりますものと理解いたしております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 原稿を書いていたのを読まなかったんでちょっと失敗したんですけど、もう一遍そこを振り返って、もう一度させていただきます。

例えば、さっき言われた防災都市公園は、和気町へ人を呼び込み、日本一の防災センターにしようとかというふうなことがありましたが、ああいう形で将来にマイナスというか、20億円のうち10億円ぐらいが起債でしたか、いろいろな問題があって否決をしました。

あるいは、ドローンは今やってはおりますが、特区については基本的にはできていないということがありました。

また、駅前マンションも、ディベロッパーがなかなかいないということでできていない。

それから、環太平洋大学は私が石生地区で聞いたところだと、繰り返して非常に申し訳ございませんが、あれは池を埋めて、みんなで出会い仕事で、最初グラウンドを造ったんだと、石生村の時代に。だから、みんなで使えたもんだと。それが和気町になって、町へ取られたと。今度はIPUに20年間貸すと。これは取られたに等しいんじゃないかと。もう本当町政はなっとらん、信頼していないというふうな御意見がその地区から私は聞いているところであります。

また、ポートピアで町税が1,000万円以上ですか、するんだということでございますが、これも私たちの町議会選挙の2019年2月の選挙の1週間後に、区の臨時総会を開いて3分の1の反対があったにもかかわらず、本区のほうで前へ進んでいったと。誘致する方向で、3分の1の反対があっても押し切ったということで、その後よく分からないんですけど、税金は多く入るようなことも聞いていますが、本当にこれが地区の振興に役立つのかどうか、これはまだ分からないというふうに私は思っております。

あるいは、今度は逆です。すぐやるべき問題では、JRの和気駅の余った引込み線、これ購入は、もうほぼJR西日本はオーケーしていたんで、これは早く買って、もう既に駐車場が新しいのできて、もっと便利になると、そういうふうになって当然だと思うんですが、これはやらない。そういうふうな状況があるわけでございます。

あるいは、山田小学校の振興策というんですか、日笠小学校や山田小学校、廃校になった地区の振興策というのがなかなかできていない。

あるいは、民主主義を深めるというか、本当に差別解消するために私は人権事業は縮小、廃止を目指している。そういうことについては全く進んでおりませんし、それから温泉の赤字の問題です。これがにわかこのコロナ禍の問題で1億6,100万円も昨年度、一般会計から繰入れすると。そういうふうな形で、またこれは大きな今度の町長選挙の争点に、これは恐らくなると思うんですが、非常にこれは問題だと。

あるいは、空き家条例がまだできていない。この点についてもいろいろと考えられておられる方はある。だんだんだんだん空き家が増えて、今本当に困っている方もいらっしゃいます。

そういうふうな、るる問題がある中で、今のやり方が進んでいる。もう少しパブリックコメントを求めるとか、町民の意見をもうちょっと多く聞く機会を設けて、住民の声を聞く町政というか、そういうものをぜひ私はしていただきたいと、そういうふうに思っているので、この方向性が悪いんじゃないかというふうな意味で私は聞いているわけでございます。政治姿勢についてお聞きしているわけです。今後の町政というのは、先ほど同僚議員の言われた中で幾つか言われてましたけれど、一番聞きたいのは防災都市公園をもう一年やろうとしているんじゃないかなと、ああいうふうな子どもひろばだとか、あれをかなり拡張して、知事からも評価いただいたということでございますが、あの地域の問題なので、これについてももし再選されたらば、やるおつもりだろうというふうに思います。何らかの答弁をお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 通告のない質問についてはお答えをするわけにいきません、これはルールですから。ルールは守っていただくにやあいけんと思います。

ただ、人権問題についてはもうやめるべきだというような御質問がありますが、この人権問題についてはまだまだ御承知のとおり、ネットによる差別事情等も現にあるわけですから、人権問題、これをやめるというのは、もうそれはそんなことはできません。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 反問権はないんで、私はそれについちゃあ、一々は言いたくないですけど、でも私の意見としては、もうそろそろ差別をなくすためには、もう全く要らないそういう補助金だとか、隣保館ですか、隣保館と今は言わない、藤野会館というんですか。ああいうものについても1,500万円程度は使っているというふうな問題、こういう問題についちゃあ、やはりもう縮小して、本当にまるっきり差別のない和気町にするには、やはりそういう事業はもう廃止していくのが私はいいいというふうに思っております。これはもう見解の相違だろうと思いますけれど。

1つだけ聞かせていただくとしたら、やはり防災都市公園を、まだ委員会は残っておりますが、再選されたらやられるおつもりですね。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほどからも申し上げておりますように、通告のない質問についてお答えをするつもりはありません。

○議長（山本泰正君） 町長、防災都市公園というのは、通告にあるんじゃないけどな。

○町長（草加信義君） ない。

（8番 西中純一君「通告には書いてますよ」の声あり）

やるかやらんかという質問はねえど。

（8番 西中純一君「堅実な町政にするべきだと書いてある。まあ言うてもしょうがないから、次に行かせてもらいます」の声あり）

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 押し問答をしてもしょうがないので、やはり私の意見としては、もう少し住民の意見をよく聞きながら、町政を地方自治の原点に戻って、草加王国などと言われぬように、ぜひまともな町政に戻してほしいというふうに思っております。

3番のソーラー発電の問題に行きます。

田土地区の杉沢地区という一番山間部、昔、元の長楽寺があったところにソーラー発電を招致しようというふうな事業者がおられるということで、地元の方は大変心配しておられるということです。その地区は、そのソーラーのあるところの下の方に水が落ちてくるということで、泥が災害で落ちてくるとか、いろいろな問題がかかってあって、すぐに道が埋まる、そういうふうなことが何度もあった地区でございます。ですから、非常に心配しているわけでありまして。

昨年の12月に、この発電関係の新しい条例が、いい条例ができていますのでございますが、それはいいんですが、さらにそういうある程度地域的な規制をかけるだとか、その災害防止に重点を置いて、もう少し条例の改正をするべきじゃないかなと、そういうふうなことは思っているんで、その点をお尋ねをさせていただきます。

ほかの地区でも、こんなところという、台風が来たら落ちちゃあせんかというふうな地区もソーラー発電所もあるわけで、ぜひその点も含めて心配しているものでございまして、取りあえず今回は田土区のソーラー発電所の動向というか、その点をお聞きします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） それでは、西中議員の御質問にお答えいたします。

令和元年の9月議会で西中議員から同様の一般質問があり、答弁させていただいたところでございますが、答弁では、事前協議の段階であり、地元説明会も開催されておらず、申請書等関係書類も提出されていないため、地元の同意があるかどうか十分確認したいとしておりました。その後、事業者から地元に対し説明会を随時行っていると聞いておりますが、田土区の同意が得られず、計画は進んでないのが現状であるというふうに聞いておるところでございます。

和気町の対応といたしまして、開発条例が該当案件でもあり、あくまでも地元の合意がないものについては開発申請書の受理はしない方針であるとのことにも業者に伝えてあるところでございます。和気町といたしましては、地元同意が得られるのであれば、正式に開発申請書を受け付け、県土保全条例等関係法令に準拠し、排水計画等が適正になされているかなどを審査いたしますが、現段階では事業者と地元区の動向を今後も注視していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、ある程度規制をかけて災害防止に重点を置くよう条例改正を行うべきではとの御質問でございますが、和気町では令和2年12月18日に、和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定しておりまして、既に太陽光設備の計画には規制がかかっていることと、町の開発条例の対象となるものは、その中で安全性を、さらに岡山県の太陽光条例では急傾斜地の規制がかかっておりますので、これらの条例に沿って災害の危険性があるものにつきましては慎重に判断したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） つまり今の答弁であると、地元の同意があって初めて開発申請が出てくる、ところがそれが出ていないということで、今のところ町としてどうこうということはないということ。だから、ある程度心配は今のところないというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 町といたしましては、現在申請等、業者からの問合せ等もございませんので、

止まってないというだけの判断でございます。それ以上は分かりません。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ソーラー発電については、1反を1,000平米以下の分がちょっといろいろとたくさん今までは雨後のタケノコのようにできて、その点が結構心配だったという声も、ほかの地区からも聞いているところございました。ただ、今のところそれが災害につながるというふうなところまではまだ行っていないということで、ぜひ県の条例、そして町の条例に基づいて遺漏がないように今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日15日は休会とし、16日の午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしくお願ひします。

本日は、これにて散会します。

御苦勞さまでした。

午後2時21分 散会

令和3年第7回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和3年12月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年12月16日 午前9時00分開議 午前10時09分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 神崎 良一 5番 山本 稔 6番 居樹 豊
7番 万代 哲央 8番 西中 純一 9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享 11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之 危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均 まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦 生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃 総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子 社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	議案第96号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
	議案第97号 和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	原案可決
	議案第98号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
	議案第99号 和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第100号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第101号 和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第102号 令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
	議案第103号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第104号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
	議案第105号 令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第106号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第107号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第108号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第109号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第110号 令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第111号 令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について	原案可決	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	請願第5号 消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる 請願	不採択
日程第2	議案第113号 令和3年度和気町一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
日程第3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、去る12月14日、議会運営委員会を開き、協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る12月14日、本会議終了後、3階の第1会議室において、委員全員及び関係特別委員長出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、各常任委員長及び特別委員長から付託案件の審査結果の報告がありました。この後各委員長から委員長報告がございます。

次に、討論の申出については、議案第100号の反対討論が1件、請願第5号の賛成討論が1件であります。

次に、追加議案として補正予算1件が本日追加提案されます。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されております。本日、議題といたしておりますので、御報告いたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第96号から議案第112号までの17件及び請願1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年第7回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案7件及び請願1件につきまして、去る12月10日午後1時から、和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第96号岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第97号和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第98号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第99号和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程におきまして、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、この改正により、住民に対して不利益になることがあるのかとの質疑に対し、事業者に対する減免措置について、今回情報サービス業等が加えられ、資本金規模についても区分されるなど、特別措置が受けられる有利な制度になったとの答弁がありました。

次に、議案第100号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程におきまして、次のような質疑、答弁がありました。

冒頭、担当部長から、令和4年度国保会計の見通しについて補足説明がなされ、委員から、先ほどの説明によると、今回の改定により令和5年度は何とかやりくりができるが、令和6年度には赤字になる見通しで、次の値上げの準備など、保険者の負担を考えると徐々に上げていくべきではとの質疑に対し、現在基金の取崩しにより翌年度への繰越しが行われているが、今後の単年度収支見込みを踏まえて緩やかな値上げのために令和4年度に改定をお願いしたいとの答弁がありました。

別の委員からは、無駄な診療を控えるような啓発が必要ではないかとの質疑に対し、医療費削減に向けた努力が必要で、多重受診を控えるような啓発も進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第101号和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第102号令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願についてであります。審査の結果、賛成少数で不採択となりました。

なお、審査の過程において、次のような意見等がございました。

委員から、消費税インボイス制度は複雑怪奇で分かりにくい、国の考えも分かるが、弱者救済のためなら、慌ててやらなくてもよいのではないかとの意見がありました。

別の委員から、近隣市町の状況が分かればとの質疑に対し、県内の町村ではまだ請願が出されていないという答弁がありました。

以上、簡単ですが、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第96号から議案第99号までの4件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。お諮りします。

議案第96号から議案第99号までの4件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第96号岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について、議案第97号和気町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議案第98号行政手続における

押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第99号和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第96号から議案第99号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中純一君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第100号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

中小、零細の自営業者や町工場の一人親方などの加入する国民健康保険、そういうものでありましたが、今は退職後のサラリーマンも加入している国民健康保険の保険税率を来年度から後期高齢者支援金の部分を1.2%から2.8%へ、また介護納付金の部分の率を2.0%から2.9%へそれぞれ値上げするものであります。しかしこれは平成21年以来、13年ぶりの値上げであります。例えば執行部がつくった計算例によりますと、夫婦両方40歳そして子供2人で年額6万1,900円、月に5,000円以上の値上げになります。それから、65歳以上夫婦2人で年額3万100円、月にすると約2,500円程度ですか、それ以上の値上げになります。国保の基金も使い果たしてしまつたと。今年はよかつたけれど、このままでいくと大変なことになると。値上げしなかつたら、令和5年度にもっと大きな保険税率の値上げをしなければならなくなるので、今回の値上げになつたということですが、これは執行権者の考え方一つで大きく変わるものだというふうに思っております。この国保制度は本当はそういうサラリーマンに対して弱い立場の社会保障制度として市町村がこういうふうに頑張つてつくつていったと。私が聞いているところでは、石生村は早くからこの制度を取り入れて、健康を守ることに役場が努力しなければならないと、非常にいいところが私はあつたというふうに思うんですが。

これは現在、考え方によると、例えば一般会計から毎年大体7,000万円、その程度の繰入れをしていけば値上げしなくても済むのではないのでしょうか。この法定外繰入れというんですか、これはできないという議論が国保の運営協議会の中で一部行われましたが、地方自治ということは認められているわけでありまして、それは裁量でいかようにもというか、かなりできるというふうに思っております。今まで和気町では、昨年度は温泉特別会計に1億6,100万円も繰入れをしていると、そういうことができるわけでありまして、町長の裁量でいろいろそういう国保の加入者、被保険者のために、国保制度維持それから町民の健康を守るために、それは努力することができるわけでありまして、ましてや2018年にこの国保の都道府県化のとき、厚生労働省も法定外繰入れというのは自治体で判断していただくことと容認をしているわけでありまして、ぜひともその点も考慮いただいて、この和気町民の健康が守れるように、そしてそういう自営業者の生活、国保加入者の生活に悪影響を及ぼさないように、ぜひともこの国保の一部改正に対して反対をしていただき、同僚議員もぜひ御考慮をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第100号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第100号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第100号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第101号和気町分譲宅地に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第101号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第101号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願の討論を行います。

賛成討論の通告がありました西中純一君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願に賛成でありますので、討論をさせていただきます。

中小、零細の商工業者は今現在コロナ禍の中で大変受注が減少しており、あるいは飲食業界では転職や廃業を余儀なくされていると、そういうケースが全国でかなり出てきているというふうに聞いております。その中で、このインボイス制度、適格請求書というんですが、今まで簡易課税制度というのがあり、自分が支払うべき消費税から取引の中で負担した消費税を帳簿の中で差引きをして消費税を納税すればよかったものが、その取引のたびに伝票で税金の記入をしていくとか、そういう伝票制度、そのたびに伝票で処理していかなければならない。非常に面倒くさい。記帳や伝票の整理、保管等、新たな実務負担が増加する上、もしこのインボイス制度の登録を事業者がしなければ、その取引から排除される。要するに、控除できなくなるおそれがあるということで、あなたとはもう取引できないというふうなことを宣言される。取引から排除され、廃業を余儀なくされると、そういうおそれが出てくるわけであります。

今、日本では、現下の原油値上がりによる物価上昇で、本当に庶民の生活は大変で、その中でまたサラリーマンの給料も大体この20年間で20万円以上下がっていると。購買力がますます減少していけば、商店の営業も大変な事態であります。インボイス制度の実施は、日本の中小企業の衰退をますます進めてしまうのではないかと思います。なぜそこまで乾いたタオルを絞っていくごとの徴税攻勢をかけるのでありましようか。昨年は、消費税が最高の増収であったと、国の消費税が最高の額であったと言われておりますが、今消費税を10%からさらに増税をと準備しているからだろうというふうに思われます。こういう業者の気持ちあるいは日本の経済の発展のことを考えて、本当に業者を潰さないように、ぜひとも2023年度の実施を延期または中止を求めるといふことで、意見書の提出をお願いしたいと思います。ほかの市町村がどうかとかよく言われますが、ほかの市町村ではまだ取り上げてないようでございますので、そして市町村には市町村のそれぞれの議員の考え方で請願というのはやっていったらいいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第5号に対する委員長の報告は、不採択であります。

ここで念のため申し添えます。

本請願に対する採択を諮るものであり、先ほどの委員長の報告に対する賛成を諮るものではありませんので、これから本請願に対する採決を行います。

請願第5号消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出をもとめる請願は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立少数です。

請願第5号は、否決されました。

したがって請願第5号は、不採択と決定しました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年第7回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案10件につきまして、去る12月10日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員4名出席、欠席1名、執行部より町長、副町長及び各担当部・課長出席の下、慎重に審査したその結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第102号令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第103号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第104号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、日笠診療所の医師報酬148万2,000円について、現在日笠診療所は月、水、金の週3日、備前市吉永病院から医師の派遣により診察がされていて、塩田診療所は水曜日、週1日、赤磐医師会病院から医師の派遣により診察がされているが、今回日笠診療所は火曜と木曜日も増やして、週5日の診察となり、塩田と日笠で格差が激しくなるが、行政の公平性という観点からこの施策についてのお考えはとの質疑に対して、今回勤務をお願いする予定の医師については、5月からのコロナワクチン接種を行っていただいた方で、地域の実情にも詳しく、火曜日と木曜日も勤務いただく予定である。塩田診療所も僻地の拠点病院で、週1日の診療であるが、今後は合併当時の週2日の診察に向けて赤磐医師会病院と協議を行いたいとの答弁がありました。

同委員から、日笠は週3日で、塩田が1日であるが、どのくらいの方が診療されているのかの質疑に対し、日笠が平均6.9人で、塩田が平均6.5人程度との答弁がありました。

同委員から、今回お願いする医師に塩田での診察についても打診できないのかとの質疑に対し、日笠は和気医師会管内で、塩田は赤磐医師会病院との関連から、赤磐医師会病院から派遣いただくことがベストであると考えている。今回お願いする医師には、日笠での診察は合意いただいたが、塩田での診察については打診していないとの答弁がありました。

次に、議案第105号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第106号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第107号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第108号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第110号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第111号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、石生配水池増設工事の委託料として1,700万円補正されるようだが、この事業は全体で総額どのくらいのお金が必要なのかとの質疑に対し、鋼板製の配水池を行う場合1億8,000万円から2億円程度の費用がかかるのではとの答弁がありました。

また、同委員から、企業団の水は使わなくても基本的なお金は要るが、プラス使った料金と合わせて企業団にどのくらい支払いするのかとの質疑に対し、基本料金が34円掛ける1,600トンで、これが1日の基本単価になり、それから使用した水量が47円掛ける水量と、それに消費税がかかったものが料金となるとの答弁がありました。

同委員から、南部や田原水源地の井戸をもう少し深くするなどして通常使うとか、それでも駄目な場合には改修するような考えはないのかとの質疑に対し、上水の田原の井戸についても、補助井戸を掘ったり、それから横穴を掘ったり、やれることを全てやっているとの認識をしているとの答弁がありました。

また、同委員から、将来においてもその方向で自家水源をきちっと確保していくということによいのかとの質疑に対し、自家水源も含め水は広域からも受水しているので、一番は町民に迷惑をかけないようにしっかりやっていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、全体の令和4年度と令和5年度の予算についての見積りを行い、令和4年度の当初には出すべきではとの質疑に対し、これから設計で、今回は設計の予算の段階である。今は鋼板製のもので考えているが、設計については比較検討をしていきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、今後今の予算より大幅に増えることがあった場合にはどうするのかとの質疑に対し、建設事業費については予算を議会に示して提案をしていく。総合計画には耐震性のある配水池は現在天瀬だけで、令和7年度までには耐震性の配水池を3つにしたいと総合計画には上げており、耐震性のあるものを構築していく努力を行うとの答弁がありました。

また、同委員から、井戸水をできるだけ利用する方向で考えることも必要ではとの質疑に対し、井戸水の調査をするだけで費用がかかり、広域水道の水が来ているのだから、その水を受水する施設を造るほうがよいと判断し、今回提案しているとの答弁がありました。

また、同委員から、鋼板製が駄目な場合は議会に予算を示すのかとの質疑に対し、方法については今後検討していくが、有事の際の仕組みづくりは絶対やっていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第112号公の施設の指定管理者の指定についてありますが、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、利用者数の把握はどうなっているのか。平成30年から31年に利用者が半減しているが、その要因は何か。この10年間で支援した合計金額は幾らなのか。また、町はアドバイザーの派遣など、お金以外の支援も行っているのか。町として指定管理者についてどう管理しているのか。これまで10年間の指定であったが、今回から5年間になった要因は。ロマンツェの広告や集客策、施設の活用策はどうなっているのかとの質疑に対し、利用者とは休憩や土日の宴会も含めたもので、平成31年度の利用者減については把握していない。1

0年間で支援した金額については年間250万円の指定管理料が10年で2,500万円と昨年度のコロナ支援金2,000万円を合わせた4,500万円である。また、アドバイザー等の支援は行っていないが、指定管理者の提案に対しては、予算も伴うことから、その都度相談している。町として、問題が発生すれば、現地確認を行いながら指定管理者がすべきことと町がすべきことのすみ分けを行い対応している。当初、指定管理期間を10年にしたのは、指定管理者の申入れで金融機関から融資を受ける際の信用の関係で10年となった。集客に向けては、SNSによる発信や、今コロナ禍で大学のサークルなどの合宿等が休止になっているが、過去に実績があったところへアプローチしていくと聞いているとの答弁がありました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第102号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第102号令和3年度和気町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

議案第102号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第102号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号から議案第108号及び議案第110号から議案第112号の9件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第103号から議案第108号及び議案第110号から議案第112号の9件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第103号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第104号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、議案第105号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第106号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第107号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第108号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第111号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第112号公の施設の指定管理者の指定について、以上9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第103号から議案第108号及び議案第110号から議案第112号の9件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和3年第7回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案1件につきまして、去る12月9日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

議案第109号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

冒頭、担当課長の補足説明に引き続き、委員から、時短要請協力金の詳細と対象施設はレストランとラーメンハウスの2か所か、大広間のカラオケ施設は対象にならないのかとの質疑に対し、今回補正の時短要請協力金は、県の言う第6期、第7期分で、緊急事態宣言中は売上げの4割が対象で、まん延防止による時短要請については午後5時以降の営業を時短した者への協力金で、ラーメンハウスは午後4時までの営業であり対象外である。レストランのみの対象となる。緊急事態宣言中は、両施設とも対象となる。なお、カラオケは飲食を伴わないため、対象とならないとの答弁がありました。

また、同委員から、清掃委託料の減額について、具体的な清掃業務の内容や委託先、職員による清掃を始めた時期、それにより委託料が要らなくなるが、今後も行うのかとの質疑に対し、じゅうたんのクリーニングについては毎年業務委託を行っていたが、3月の自動改札の導入による休館に合わせて令和2年度事業でじゅうたん清掃を実施した。今年度は休館もあったことから発注していない。その代わりに、スタッフによる清掃を行った。また、客室の清掃については、シルバー人材センターに委託していたが、休館もありスタッフで対応している。今後も直営でやっていきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、清掃業務委託料について、じゅうたん分以外はシルバー人材センターへの清掃委託分かとの質疑に対し、これまで忙しい時期に合わせて委託していたが、直営で対応した部分を減額したいとの答弁がありました。

別の委員から、今年度の今後の財政状況から、資金ショート懸念はないのかとの質疑に対し、今年度赤字補填分1,300万円の繰入れと前年度繰越金を合わせて決算できることを示している。今年度も赤字となる見込みではあるが、1,300万円の繰入れにより約52万円の繰越しができる決算見込みで、資金ショートは回避できると答弁がありました。

別の委員から、改善計画によりマナー研修や原価計算を絶えず行っているようだが、近隣の温泉では今まで直営であったが、来春から派遣会社に全て任せると聞いている。経営改善についてどう取り組むのかとの質疑に対し、経営改革については改善計画にうたっていて意識している。経費率等についても、シビアにチェックしているのでその結果が現れると確信する。今回、2億9,900万円の決算を見込んでいるが、これでは分母が小さ過ぎて駄目だ。3億5,000万円程度の収入がないと目標は達成できない。これを意識して、分母を大きくしていきたい。また、経営改善計画に向けた国の事業に手を挙げており、これまで2回国から来ていただいて、実情を示しながらアドバイスを受けている。これは、総務省の事業で、経営戦略の策定を行うため、税理士等、国の派遣団が温泉に来ていと答弁がありました。

別の委員から、これから5年、10年後の温泉をどうしていくのか。現在、正職員9人体制であるが、人員配置の見直し、正職9人体制でないと回らないのかとの質疑に対し、現在の9人体制はぎりぎりの状況で、運営を維持していくためには9人は必要だ。分母を増やす目標で人件費率37.5%を目標に掲げていて、クリアする

ための収入を増やす努力をしていく。和気鶴飼谷温泉は、お金では分からない町民の福祉であり、住民サービス、健康増進といった目的で存在価値が認められている。和気町にとって必要な施設であり、引き続き努力していきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、温泉の存在感やお金に代えられない価値観、これは同感であるが、正職9人の固定概念を取っ払わないと議論は進まないのではとの質疑に対し、温泉は365日24時間体制であり、事務所やレストラン、フロントなど、正職員の対応が必要で、9人がぎりぎりであるとの答弁がありました。

最後に、別の委員から、温泉は町民への福祉という考えもあり、例えば格安での利用や近隣の市への広告宣伝を兼ねた格安チケットを新聞に折り込むとか、子供無料券などで安く温泉に入ってもらって、レストランで食事を取ってもらう、こういった提案はどうだとの質疑に対し、新しい事業にも積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第109号は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

これから、議案第109号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第109号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第109号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議案第113号令和3年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日、追加提案をいたしております議案第113号の令和3年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、この補正は既定の予算に3億4,475万4,000円を追加いたしまして、予算総額を88億796万円とするものでございまして、内容につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金について、現金5万円の先行給付につきましては中学生までの和気町での児童手当受給者658世帯1,105人について、12月10日にもう既に振込をいたしております。児童手当の対象外である高校生等につきましては、既に申請書を送付いたしております、申請を受け付けております。年内での振込を12月17日と23日を予定いたしております。来年以降も、順次支給を行ってまいります。クーポン予定分については、昨日、国から現金給付も認めるとの通知がありましたので、町としては予定どおり残りの5万円についても現金での給付といたしまして、振込については和気町での児童手当受給対象者は27日の支給をめどに準備を進めてまいります。高校生等の支給についても、順次行ってまいります。

詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第113号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第113号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第113号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 非課税世帯の方で、今2,500世帯と言われたが250世帯じゃないんですかね。もう一遍説明をお願いしたいんですけど。単純な質問。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 10万円掛ける2,500世帯でございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 2,500世帯というたら、でも大体和気町は6,000世帯ぐらいで、かなりの人で、半分近いか、40%ぐらいじゃねえかな、何か1桁違う。それしてくれりゃあありがてえと思うけど、どんなんですかね。間違いないんですか、2,500世帯。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

2,500世帯につきましては、国へ概算の請求をするときに、町の税の情報のほうから、仮に10月1日現在の非課税世帯ということで抽出した数字を参考にしたものでございます。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 先ほどと同じ質問になるんですが、私もこの非課税世帯が2,500世帯もあるのかというのは非常に不思議に思うんですが、そのようなデータに基づかれているのかなというふうに思いますが。

あと、家計が急変ということは、これはどのようなことで把握をされるのかということをお尋ねしたいと思います。

あと、もうこれは単純なことです。12月10日に第1回目、5万円を振り込んだんですが、和気町は早く振込を進められたということでありますけども、ほかの自治体なんかは10万円一括ということをおの流れの中から予測をされて、そうして一回に振り込もうということで、振込手数料が29万8,000円、これが2回要るのかなというふうに思ったんですが、10万円一括だった場合にはどのくらいになってたんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） まず、1点目の御質問でございます。

家計急変世帯ということでございますが、町のほうで先ほど言いました非課税の世帯を把握しているところにつきましては、町のほうから案内の通知を送らせていただくということでございます。

それから、家計急変世帯等につきましては、該当者の申出が必要ということになりますので、告知放送それからホームページ等を利用してPRをして、窓口のほうへお越しになっていただいて、家計急変、令和3年1月以降の、1か月の所得で結構なんですけども、コロナ禍の影響で所得が減ったということで証明ができれば対象ということになります。

それから、2点目でございます。

手数料についてでございますが、5万円、1件当たり220円ということでございますので、2回に分けるとということになりますと当然その2倍が必要になってくるということでございます。ただ、こちらについては、全

額国の補助対象ということでございますので、町の持ち出しはございません。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（2番 太田啓補君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第113号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第113号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第113号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第113号令和3年度和気町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第113号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されています。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和3年も特別な事件がない限り本日が最後の議会となりました。大変御苦労さまでございました。閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会において提案いたしました承認1件、規約変更1件、計画策定1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算10件、指定管理者の指定1件、合計18件、そして本日追加提案をいたしました補正予算1件につきまして、慎重に御審議、御議決を賜りましたことに対しまして感謝を申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては1年を締めくくる時期となります。何かと慌ただしい日々が続くと思いますが、新年を迎えるに当たりまして、健康には十分御留意をいただき、御家族おそろいで輝かしい新年をお迎えされますように心より御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

本年を振り返りますと、ウイズコロナの生活様式が定着し、感染防止対策の徹底がなされておりますが、第5波の到来により2度目の緊急事態宣言が発令、11月末頃から確認されるようになった変異ウイルスのオミクロン株の感染など、引き続き新型コロナウイルスに翻弄された年でありました。このような状況の中で、令和4年度当初予算の編成に取り組まれていると思いますが、本年4月からスタートしました第2次和気町総合計画の基本目標や具体的な施策も踏まえて、住んでよかった町、住み続けたい町、和気町の実現に向けた政策を盛り込んだ予算編成に努めていただきたいと強く要望いたしておきます。

また、議員各位におかれましては、師走を迎え何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛いただきまして、町政の適正な推進に御尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、すばらしい新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和3年第7回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月16日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 尾 崎 智 美

和気町議会議員 太 田 啓 補